

## 札幌市水道局工事等総合評価落札方式試行要綱

平成 19 年 5 月 10 日管理者決裁  
平成 20 年 5 月 9 日一部改正  
平成 21 年 3 月 19 日一部改正  
平成 21 年 5 月 26 日一部改正  
平成 22 年 4 月 22 日一部改正  
平成 22 年 8 月 10 日一部改正  
平成 23 年 3 月 11 日一部改正  
平成 23 年 4 月 22 日一部改正  
平成 25 年 4 月 4 日一部改正  
平成 26 年 2 月 12 日一部改正  
平成 27 年 3 月 12 日一部改正  
平成 27 年 3 月 19 日一部改正  
平成 27 年 8 月 14 日一部改正  
平成 28 年 2 月 4 日一部改正  
平成 28 年 3 月 31 日一部改正  
平成 29 年 2 月 8 日一部改正  
平成 29 年 4 月 3 日一部改正  
平成 30 年 2 月 15 日一部改正  
平成 30 年 3 月 26 日一部改正  
平成 31 年 3 月 20 日一部改正  
令和 2 年 3 月 18 日一部改正  
令和 3 年 3 月 18 日一部改正  
令和 4 年 12 月 6 日一部改正  
令和 4 年 12 月 28 日一部改正  
令和 5 年 3 月 7 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、札幌市水道局が発注する工事及び測量業務（以下「工事等」という。）のうち、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成 17 年 4 月 6 日管理者決裁。以下「一般競争要綱」という。）に基づく一般競争入札において、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）により、契約の相手方を決定する場合の手續に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第 2 条 総合評価落札方式により入札を行う工事等は、一般競争入札の対象となる工事等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 各工種の最上位等級の工事のうち、入札者の施工計画、施工能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 各工種の最上位等級の工事のうち、入札者の施工能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (3) 各工種の工事のうち、入札者の施工能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (4) 各工種の工事のうち、主として入札者の人材育成等の取組と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (5) 各工種の工事のうち、主として入札者の地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (6) 測量業務のうち、入札者の履行能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる業務
- (7) その他必要と認める工事等  
(総合評価の方法)

第3条 総合評価落札方式の型式は次のとおりとする。

- (1) 計画審査型 前条第1号の工事に該当する場合
  - (2) 実績評価Ⅰ型 前条第2号の工事に該当する場合
  - (3) 実績評価Ⅱ型及び一括審査Ⅰ型 前条第3号の工事に該当する場合
  - (4) 人材育成型 前条第4号の工事に該当する場合
  - (5) 地域貢献Ⅰ型、地域貢献Ⅱ型及び一括審査Ⅱ型 前条第5号の工事に該当する場合
  - (6) 測量業務型及び一括審査測量業務型 前条第6号の委託業務に該当する場合
- 2 総合評価落札方式で定める評価の方法については、次の各号に掲げる型式に応じて、当該各号に定める「落札者決定基準」によるものとする。
- (1) 前項第1号から第5号に定める型式 別記1-1
  - (2) 前項第6号に定める型式 別記1-2
- 3 札幌市水道局工事等一般競争入札参加資格審査委員会設置要綱(平成21年5月26日管理者決裁)に基づき設置する札幌市水道局工事等一般競争入札参加資格審査委員会(以下「審査委員会」という。)において必要と認める場合は、前項各号の規定にかかわらず、適用する総合評価落札方式の型式を選定することができる。

(入札手続)

第4条 総合評価落札方式により入札を行うときは、この要綱により実施するものとし、この要綱に定めのない事項については、一般競争要綱に基づく一般競争入札の取扱いによるものとする。

(公開する事項)

- 第5条 総合評価落札方式により入札を行うときは、あらかじめ一般競争要綱第4条に規定する事項に加えて、次の各号に掲げる事項を公開しなければならない。
- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
  - (2) 技術評価点に関する評価項目及びその配点に関すること。
  - (3) 落札者の決定方法
  - (4) 総合評価に関する審査結果が公開されること。

(5) 技術評価点について疑義の照会ができること。

(入札説明書)

第6条 総合評価落札方式による一般競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）に対しては、別記2「標準入札説明書例」により作成した入札説明書を交付するものとする。

(評価基準の決定)

第7条 第5条の規定により公開する事項のうち、総合評価の評価基準に関する事項の決定については、総務部長が、あらかじめ2名以上の学識経験を有する者の意見を様式1-1により聴取し、その結果を審査委員会に提出し、審査委員会の議を経て行うものとする。

2 総合評価の評価基準に関する事項を定める場合には、技術審査会設置要領（平成6年5月30日管理部長決裁）に規定する技術審査会（以下「技術審査会」という。）を活用するものとする。

(入札の参加申請)

第8条 申請者は、一般競争要綱第9条各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を管理者が指定する日までに提出しなければならない。ただし、第3条第1項第2号から第6号に定める型式においては、第5号の書類のみを提出するものとする。

(1) 施工計画に係る技術的所見（様式2）

(2) 工程表（様式3）（評価項目で指定された場合のみ提出）

(3) 品質の確認及び管理に係る技術的所見（様式4）（評価項目で指定された場合のみ提出）

(4) 施工上配慮すべき点に係る技術的所見（様式5）（評価項目で指定された場合のみ提出）

(5) 技術評価申告事項（様式6）

2 前項に規定する書類は、別記4-1に定める審査方式（以下、「簡易確認方式」という。）を適用する工事等については、審査対象者のみが提出するものとする。

第9条 技術評価点については、必要な審査等に技術審査会を活用し、審査委員会がこれを決定する。

ただし、札幌市水道局工事等低入札価格調査要綱（平成15年2月19日管理者決裁）第9条の2の規定により失格とした者については、技術評価点を算出しないものとする。

2 簡易確認方式において審査対象者とならなかった申請者については、当該申請者が自ら申告した得点に基づき技術評価点を決定する

第10条 総合評価落札方式による入札の執行は、次の各号の規定によるものとする。

(1) 次の要件を全て満たす者のうち、総合評価点の最も高い者を落札予定者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

イ 入札説明書に示す、技術評価に関する資料を全て提出していること。

ウ 総合評価点が、標準点（100点）を予定価格で除した後、10,000,000を乗じて得た数値を下回らないこと。

エ 簡易確認方式においては、審査対象者となった者であること。

(2) 総合評価点の最も高い者が複数いる場合には、くじにより落札予定者を決定する。

(落札者の決定)

第11条 落札者の決定は、次の各号の規定によるものとする。

(1) 第7条第1項に定める学識経験を有する者の意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験を有する者の意見を聴く必要があるとされたときは、入札執行後、総務部長は、落札予定者を当該入札の落札者と決定することについて、2名以上の学識を有する者の意見を、様式7-1により聴取するものとする。

- (2) 前号の場合、落札者の決定は、前号の聴取結果に基づき総務部長が行うものとする。
- (3) 前2号に該当しない場合、総務部長は、第10条の規定による落札予定者をもって落札者と決定するものとする。
- (4) 落札者の決定を行った場合は、当該落札者に対し、様式8により落札決定の通知を行うものとする。

(入札結果の公表)

第12条 前条により落札者が決定した場合は、様式7-2により公表を行うものとする。

- 2 入札参加者は、公表された自らの技術評価点に疑義がある場合は、落札結果通知日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、管理者に対し、自らの評価点について様式9により疑義の照会ができるものとする。
- 3 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、管理者に対し、非落札理由について様式13により説明を求めることができる。
- 4 2項又は3項の照会があった場合、審査委員会にて審議を行い、2項の照会にあつては様式10により、3項の照会にあつては様式14により回答するものとする。また、照会に対する回答にあつては、技術審査会を活用するものとする。
- 5 簡易確認方式においては、審査対象者以外の者の技術評価点について、申請者が自ら申告した得点に基づき算出した点数である旨を付記するものとする。

(しゅん功時の調査)

第13条 本工事が別表に定める評価項目について加算点を得た工事である場合、財政局工事管理室長は、当該工事について別表に定めるしゅん功時の調査を行うものとする。

(悪質な行為に対する措置)

第14条 入札参加の申請書類に関して、提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除あるいは札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領（平成14年5月8日管理者決裁）に基づく参加停止等の措置を行うことができる。

(秘密の保持)

第15条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき申請者から提出された資料等は、原則として公表しないものとする。

(委任)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月10日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年5月10日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月9日以後に告示される工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日以後に告示される工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月26日以後に一般競争入札参加資格審査委員会に付議される工事から適

用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 23 日以後に一般競争入札参加資格審査委員会に付議される工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 25 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 4 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 21 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 21 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 5 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 17 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 7 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 16 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 22 日以後に告示を行う工事等から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日以後に告示を行う工事等から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日以後に告示を行う工事等から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月9日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月24日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

## 別記1 - 1

### 落札者決定基準（工事）

#### 1 総合評価の方法

総合評価落札方式においては、次の方法によって求められた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の入札者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とすることができるものとする。

ア 総合評価点の算出方法は、次の算式により求めるものとする。

ただし、入札価格が札幌市水道局工事等低入札価格調査要領（平成15年2月19日管理者決裁）第4条に規定する調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る者については、算式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて総合評価点を算出するものとする。

$$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 10,000,000 \quad (\text{小数点第4位切捨て})$$

イ 技術評価点は、標準点（100点）と加算点の合計とする。

加算点の型式別最高点は、次のとおりとする。

(ア) 計画審査型	20点
(イ) 実績評価Ⅰ型、実績評価Ⅱ型及び一括審査Ⅰ型	15点
(ウ) 人材育成型、地域貢献Ⅰ型、地域貢献Ⅱ型及び一括審査Ⅱ型	10点

ウ 加算点の算出方法は、次の算式により求めるものとする。

加算点（小数点第4位切捨て）

$$= (\text{申請者の得点} / \text{評価項目の配点合計}) \times \text{加算点の型式別最高点} (10 \cdot 15 \cdot 20 \text{点})$$

エ 共同企業体での申請における、各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目の得点を算出の後、出資割合を乗じて得た点数の合計（小数点第4位切捨て）とする。ただし、別記3「総合評価落札方式技術評価項目配点表」の「企業の評価」の「市内企業活用の施工計画」並びに「配置予定技術者の評価」の「現場代理人の従事経験」及び「若手・女性技術者の現場代理人

の「従事経験」については、代表者の得点をもって共同企業体の得点とする。

オ 落札となるべき同点の総合評価点を得た者が複数あるときは、アの算式による総合評価点の小数点第4位以下を切り捨てない場合により高い評価点となる者を落札者とするものとする。

これによってもなお同点である場合には、くじ引き（電子入札案件においては電子入札システムのくじ機能）により落札者を決定するものとする。

## 2 評価項目について

- (1) 総合評価落札方式における評価項目は、別記3「総合評価落札方式技術評価項目配点表」に示す必須項目の他に、必要に応じて個別の工事ごとに、任意項目を評価項目として選択することができるものとする。なお、人材育成型において、「女性技術者の活用状況」を評価項目として選択しなかった場合は、「若手・女性技術者の育成状況」、「若手・女性技術者の資格保有状況」及び「若手・女性技術者の現場代理人の従事経験」の各評価項目の名称並びに評価区分の内容を適宜修正するものとする。
- (2) 任意項目の選択にあたっては、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- (3) 別記3「総合評価落札方式技術評価項目配点表」の評価にあたっては次のとおり取り扱うものとする。

ア 「企業の評価」の「同種工事の施工実績の規模」にある、「同規模以上の施工実績」については、あらかじめ同規模以上として評価する工事の規模、内容等を、数値や工法など具体的な表示をもって入札説明書に明示すること。

イ 「企業の評価」の「公共工事の施工実績」については、提出のあった工事实績が、公共工事であるもの及び施工場所を対象とする。なお、公共工事とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条第24号に掲げる公共機関等が発注した工事とする。

ウ 「企業の評価」の「提出された工事实績の成績点」、「企業の工事成績の平均点」及び「配置予定技術者の評価」の「過去の従事工事における成績点」における、A～Eの各区分の基準点数は、以下により求めるものとする。

- (ア) 基準点数の算出基礎となる工事の対象範囲

基準点数の算出は、発注する工事の入札参加資格に示す工種と同じ工種で本市が発注し

た当初設計金額500万円以上の工事（発注する工事の入札参加条件に示す工種が土木又は管工種の場合、札幌市水道局が発注した工事）のうち、告示ごとに示す5年度にしゅん功したものを対象とする。

(イ) 基準点数の算出方法

発注する工事の入札参加資格に示す札幌市競争入札参加資格者名簿において、発注する工事の入札参加資格に示す工種及び等級区分（参加条件にJVが含まれる場合は、代表者、構成員それぞれの工種及び等級区分のすべて）と同じ工種及び等級区分の登録がある参加資格者であり、かつ、上記(ア)の対象範囲に工事实績を有する者を対象として、当該参加資格者ごとの工事成績の平均点を求め、下表の左欄に掲げる区分ごとに右欄に掲げる割合の範囲に含まれる者の中で、最も低い平均点の小数点第1位を切り捨てて求めた点数を基準点数とする。ただし、参加資格者ごとの工事成績の平均点は、年度ごとに平均点を算出し、更にこれを平均したものとする。（小数点第3位以下切捨て）

区 分	割 合
A区分	上位10%
B区分	上位20%
C区分	上位35%
D区分	上位50%
E区分	上位70%

(ウ) 上記(イ)により基準点数を求めたときは、様式12「工事成績区分表」を作成すること。ただし、発注する工事の工種及び等級区分が単一の場合は、「総合評価落札方式技術評価項目配点表」内に表記されている（A区分）、（B区分）、（C区分）、（D区分）及び（E区分）の表記に換えて、基準点数を表記することで足るものとする。

エ 「企業の評価」の「過去5年間の本市工事表彰回数」の期間については、告示ごとに示す5年度にしゅん功した工事を対象とする。表彰回数については、しゅん功年度ごとに、当該表彰の所管部単位で算定するものとし、同一年度において複数の工事を表彰された場合であっても、当該表彰の所管部が同一のときは1回として算定する。

また、計画審査型、実績評価Ⅰ型及び実績評価Ⅱ型において、本項目は、入札者の申請に基づき評価対象とする任意項目とし、入札者は、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間に本工事と同工種の札幌市水道局が発注する本工事と同工種の他の総合評価落札方式（計画審査型、実績評価Ⅰ型及び実績評価Ⅱ型に限る。）の入札に参加する場合は、重複して申請することができないものとする。（同一開札日の工事に重複して申請を行った場合は、

当該工事の調達案件番号を10桁の数字とみなし、当該数字が最も小さい工事のみ申請があったものとする。) また、当年度(早期発注分を含む。)において、入札者が当該申請のあった札幌市水道局発注の工事を受注した者である場合は、当該工事の落札決定通知日以降、当該工事と同工種の総合評価落札方式の技術評価では本項目は審査せず、評価対象としない。

オ 「企業の評価」の「ISO9001取得状況」、「ISO9001又はサッポロQMSの取得状況」、「ISO14001取得状況」及び「環境対策認証等の取得状況」については、それぞれの認証等が審査基準日において有効期間内のものを対象とする。なお、「環境対策認証等の取得状況」については、ISO14001の認証、札幌市生活環境の確保に関する条例(平成14年条例第5号)に基づく環境保全行動計画書の提出、エコアクション21の認証及び北海道環境マネジメントシステムスタンダードの認証のいずれかを有する者を対象とする。

カ 「企業の評価」の「本工事における主要建設機械の保有状況」については、本工事の施工に関連した建設機械について、所有若しくはファイナンス・リース、又はファイナンス・リース以外のリース契約(リースは2年以上の長期リースに限る。)している者を対象とする。ファイナンス・リースとは、企業会計基準委員会が定めるリース取引に関する会計基準及び同基準の適用指針における「ファイナンス・リース取引」の定義を満たすものとする。なお、所有、リース共に、対象となる建設機械について、申請者以外の者に対し貸付又は転貸を行っている場合は、評価対象としない。

キ 「企業の評価」の「市内企業活用の施工計画」については、請負額に対する元請及び一次下請企業のうち市内企業の施工額の割合(施工比率)の計画を評価対象とする。市内企業とは、札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者(建設業許可を得ていない者である場合には、札幌市内に本店または本社を有する者)とし、一次下請企業とは、施工体系図に記載される元請と直接契約を締結する者で、本工事において建設業法に定める建設工事に従事する者とする。

施工比率の算出は以下のとおりとする。

市内企業の施工比率 (%)

$$= \{ (\text{自社施工額} + \text{一次下請施工額}) \text{のうち市内企業施工額} \} / \text{請負額} \times 100$$

(小数点以下切り捨て)

{ 自社施工額：請負額のうち一次下請施工額以外の金額(税込)

一次下請施工額：元請（自社）から一次下請企業への支払金額（税込）

請負額：入札金額の税込額

※元請が市内企業及び市内企業以外の企業で構成される共同企業体である場合には、  
自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち市内企業である構成員の施工額を、自社施工額の中の市内企業施工額とする。

ク 「企業の評価」の「配置予定技術者の雇用年数」、「資格保有者の育成状況」及び「若手・女性技術者の育成状況」については、直接的、恒常的な雇用関係がある期間を対象とする。

ケ 「企業の評価」の「新規学卒者又は満35歳未満の中途採用者の雇用状況」については、告示ごとに示す5年度において、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等を卒業した新規学卒者を、卒業年度を含む4年度以内に雇用した者又は雇用時点において満35歳未満の中途採用者（新規学卒者以外の者のことをいう。以下同じ。）を雇用した者を対象とする。なお、新規学卒者又は満35歳未満の中途採用者（以下「新規学卒者等」という。）は、当年度の4月1日現在、入札者と1年以上の直接的、恒常的な雇用関係があり、雇用期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）である者に限る。また、入札者が社会保険等の強制適用事業所であり、かつ、当該新規学卒者等が社会保険等に未加入であった場合等には、評価対象としない。

コ 「企業の評価」の「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証の取得状況」における評価区分は、次により行うものとする。

(ア) 札幌市ワーク・ライフ・バランスplus認証企業ステップ3の取得を有する者

(イ) 常時雇用の従業員数300人以下かつ札幌市ワーク・ライフ・バランスplus認証企業ステップ2の取得を有する者

(ウ) 常時雇用の従業員数100人以下かつ札幌市ワーク・ライフ・バランスplus認証企業ステップ1、又は、常時雇用の従業員数301人以上かつ札幌市ワーク・ライフ・バランスplus認証企業ステップ2の取得を有する者

(エ) その他

サ 「配置予定技術者の評価」の「過去10年間の主任（監理）技術者等の施工経験」における施工経験については、当年度及び告示ごとに示す前10年度にしゅん功済みの本工事と同種工事における主任（監理）技術者等としての従事経験及び立場を対象とする。なお、主任技術者とは建設業法第26条第1項、監理技術者とは同条第2項、監理技術者補佐とは同条第3項ただし

書にそれぞれ規定される者をいい、担当技術者とは、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐以外の技術者として工事に従事した者をいう。

主任（監理）技術者としての立場とは、主任（監理）技術者が一人のみ配置された工事において当該技術者として従事した場合、主任（監理）技術者が複数配置された工事において監理技術者として従事した場合又は共同企業体により施工した工事において代表者の主任（監理）技術者として従事した場合など当該工事において中心的な役割を果たしたと認められるものを中心的立場とし、主任及び監理技術者が複数配置された工事において主任技術者として従事した場合、共同企業体により施工した工事において代表者以外の構成員の主任（監理）技術者として従事した場合又は下請工事の主任技術者として従事した場合（当該下請工事で請け負った内容が、告示ごとに示す同種工事の内容を満たす場合に限る。）などを補助的立場とする。

シ 「企業の評価」の「資格保有者の育成状況」並びに「配置予定技術者の評価」の「主任（監理）技術者に係る資格保有状況」及び「若手・女性技術者の資格保有状況」における技術者の評価区分は、次により行うものとする。

(ア) 1級 建設業法（以下「法」という。）第15条第2号イに該当する者

(イ) 2級 法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、上記(ア)に該当しない者

(ウ) その他 上記(ア)及び(イ)に該当しない者

ス 「配置予定技術者の評価」の「本工事に関連する資格保有状況」については、本工事の施工に関連した資格等を有する者を対象とする。評価対象となる資格等（その他、総務部長が指定する資格等を含む）は、告示ごとに指定するものとする。

セ 「配置予定技術者の評価」の「現場代理人の従事経験」及び「若手・女性技術者の現場代理人の従事経験」において、当年度及び告示ごとに示す前10年度にしゅん功済みの本工事と同種の公共工事における現場代理人としての従事経験を対象とする。

ソ 「配置予定技術者の評価」の「主任技術者としての経験年数」については、建設業法に定める主任技術者の資格を得てからの経験年数を対象とする。

タ 「配置予定技術者の評価」の「継続教育（CPD）の取組状況」については、本工事の施

工に関連した各団体が運営するCPD制度の推奨単位の2分の1以上の取得がある者を対象とする。評価対象となる団体及び推奨単位取得の期間は告示ごとに指定するものとし、評価対象期間については年度を単位とする。

チ 「配置予定技術者の評価」の「若手技術者の活用状況」については、配置予定技術者の満年齢が40歳未満である者を対象とする。

ツ 「配置予定技術者の評価」の「女性技術者の活用状況」については、配置予定技術者が女性である者を対象とする。

テ 「地域貢献等の評価」の「本店所在地等」については、札幌市内に本工事の工種に対応した建設業許可上の営業所を有する者を対象とする。

ト 「地域貢献等の評価」の「本市の社会資本を支える地元企業の契約件数の状況」については、札幌市内に本工事の工種に対応した建設業許可上の主たる営業所を有する者を対象とし、札幌市水道局が発注した工事（随意契約による工事及び小額工事を除く。）に係る当年度（早期発注分を含む。）における契約件数（入札者の責めによらない事由により契約解除となった工事を除く。）について評価を行うものとする。なお、契約締結前であっても、落札決定通知がなされた工事については、当該通知日以降、算定対象に含むものとする。

ナ 「地域貢献等の評価」の「過去3年間の災害対応等の活動実績」については、別紙「災害時協力協定一覧」に掲げる協定の対象となる者であり、かつ、当年度及び告示ごとに示す前3年度において当該協定に基づく災害対応活動の実績（完了しているものに限る。本市主催の防災訓練等への参加を含む。）がある者を対象とする。

また、「地域貢献等の評価」の「災害協定締結団体への加入状況」については、別紙「災害時協力協定一覧」に掲げる協定の対象となる者を対象とする。

ニ 「地域貢献等の評価」の「経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況」において、評価対象となる建設機械は、建設業法に定める経営事項審査において加点対象となる**建設機械**とし、直近の経営事項審査において評価された建設機械の所有又はリースの状況を対象とする。経営事項審査の審査基準日以降に新規で所有又はリース（2年以上）した場合において、要件を満たす建設機械も同様に対象とする。

ヌ 「地域貢献等の評価」の「過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績等」については、次により行うものとする。

(ア) 従事実績及び表彰実績のそれぞれにおいて該当する配点を合計した値を申請者の得点と

する。

(イ) 従事実績については、告示ごとに示す5年度において、札幌市が発注した道路維持除雪業務又は雪堆積場（雪たい積場）管理業務（業務が完了し、引渡しが済んでいるものに限る。共同企業体により履行した業務を含む。）を元請として履行した者を対象とする。

(ウ) 表彰実績については、告示ごとに示す5年度に、札幌市が発注した(イ)の業務又は札幌市緊急除排雪実施本部の判断に基づき札幌市が要請した大雪等応援業務において、その期間内に一度でも表彰を受けている者を対象とする。

(エ) 計画審査型、実績評価Ⅰ型及び実績評価Ⅱ型において、本項目は、入札者の申請に基づき評価対象とする任意項目とし、入札者は、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間に札幌市水道局が発注する本工事と同工種の他の総合評価落札方式（計画審査型、実績評価Ⅰ型及び実績評価Ⅱ型に限る。）の入札に参加する場合は、重複して申請することができないものとする（同一開札日の工事に重複して申請を行った場合は、当該工事の調達案件番号を10桁の数字とみなし、当該数字が最も小さい工事のみ申請があったものとする。）。また、当年度（早期発注分を含む。）において入札者が当該申請のあった札幌市水道局発注の工事を受注した者である場合は、当該工事の落札決定通知日以降、当該工事と同工種の総合評価落札方式（計画審査型、実績評価Ⅰ型及び実績評価Ⅱ型に限る。）の技術評価では本項目は審査せず、評価対象としない。

ネ 「地域貢献等の評価」の「障がい者の雇用状況」については、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者を対象とする。

(ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項の規定に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がある者で、障がい者を法定雇用率以上雇用している者

(イ) 障害者雇用促進法第43条第7項の規定に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がない者で、障がい者を1名以上雇用している者

ノ 「地域貢献等の評価」の「本工事に関連する本市まちづくり事業等の活動実績」については、告示ごとに指定する期間において、告示ごとに指定する本工事の工種に関連したまちづくり事業等の活動実績がある者を対象とする。

ハ 「地域貢献等の評価」の「過去3年間継続した本市ボランティア等まちづくり事業の活動実績」については、当年度を除く前3年度継続して、本市が実施する福祉除雪事業の地域協力

員として協力実績がある者、公園ボランティアの活動実績がある者、森林ボランティアの活動実績がある者及び大通公園花壇ボランティア（スポンサー花壇を除く。）の活動実績がある者を対象とする。

## 別記1 - 2

### 落札者決定基準（業務）

#### 1 総合評価の方法

総合評価落札方式においては、次の方法によって求められた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の入札者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とするものとする。

ア 総合評価点の算出方法は、次の算式により求めるものとする。

ただし、入札価格が札幌市水道局工事等低入札価格調査要領（平成15年2月19日管理者決裁）第5条に規定する調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る者については、算式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて総合評価点を算出するものとする。

$$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 10,000,000 \quad (\text{小数点第4位切捨て})$$

イ 技術評価点は、標準点（100点）と加算点の合計とする。

加算点の型式別最高点は、次のとおりとする。

測量業務型及び一括審査測量業務型 15点

ウ 加算点の算出方法は、次の算式により求めるものとする。

加算点（小数点第4位切捨て）

$$= (\text{申請者の得点} / \text{評価項目の配点合計}) \times \text{加算点の型式別最高点} (15点)$$

エ 共同企業体での申請における、各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目の得点を算出の後、出資割合を乗じて得た点数の合計（小数点第4位切捨て）とする。

オ 落札となるべき同点の総合評価点を得た者が複数あるときは、アの算式による総合評価点の小数点第4位以下を切り捨てない場合により高い評価点となる者を落札者とするものとする。

これによってもなお同点である場合には、くじ引き（電子入札案件においては電子入札システムのくじ機能）により落札者を決定するものとする。

## 2 評価項目について

- (1) 総合評価落札方式における評価項目は、別記3「総合評価落札方式技術評価項目配点表」に示す必須項目の他に、必要に応じて個別の測量業務ごとに、任意項目を評価項目として選択することができるものとする。
- (2) 任意項目の選択にあたっては、測量業務における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- (3) 別記3「総合評価落札方式技術評価項目配点表」の評価にあたっては次のとおり取り扱うものとする。

ア 「企業の評価」の「公共機関発注業務の履行実績」については、提出のあった業務実績が公共機関発注業務であるもの及びその履行場所を対象とする。なお、公共機関発注業務とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条第24号に掲げる公共機関等が発注した測量業務とする。

イ 「企業の評価」の「提出された業務実績の成績点」、「企業の業務成績の平均点」における配点は、以下により求めるものとする。

(ア) 対象とする業務実績

本市が発注した当初設計金額100万円超の測量業務のうち、告示ごとに示す5年度に完了したものを対象とする。

(イ) 「企業の評価」の「提出された業務実績の成績点」の配点の算出方法

(ア)の業務のうち、その業務成績が70点以上であるものは次の算式により求める。

$$\text{成績点} / 25 \text{ (小数点第3位以下切捨て)}$$

(ウ) 「企業の評価」の「企業の業務成績の平均点」の配点の算出方法

(ア)の業務実績から算出した企業ごとの業務成績の平均点が70点以上であるものは次の算式により求める。ただし、業務成績の平均点は、年度ごとに平均点を算出し、更にこれを平均したものとする。(小数点第3位以下切捨て)

$$\text{平均点} / 25 \text{ (小数点第3位以下切捨て)}$$

エ 「企業の評価」の「過去5年間の本市測量業務の表彰回数」の期間については、告示ごとに示す5年度に完了した業務を対象とする。表彰回数については、完了年度ごとに、当該表彰の所管部単位で算定するものとし、同一年度において複数の測量業務を表彰された場合であっても、当該表彰の所管部が同一のときは1回として算定する。

また、本項目は、入札者の申請に基づき評価対象とする任意項目とし、入札者は、本業務の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間に札幌市水道局が発注する本業務と同業種の他の総合評価落札方式の入札に参加する場合は、重複して申請することができないものとする（同一開札日の業務に重複して申請を行った場合は、当該業務の調達案件番号を10桁の数字とみなし、当該数字が最も小さい業務にのみ申請があったものとする。）。また、当年度（早期発注分を含む。）において、入札者が当該申請のあった測量業務（企業局発注のものを除く。）を受注した者である場合は、当該業務の落札決定通知日以降、当該業務と同業種の総合評価落札方式の技術評価では本項目は審査せず、評価対象としない。

エ 「企業の評価」の「総合評価落札方式による業務の履行状況」については、札幌市水道局が発注した総合評価落札方式による測量業務に係る当年度（早期発注分を含む。）における契約件数（入札者の責めによらない事由により契約解除となったものを除く。）について評価を行うものとする。なお、契約締結前であっても、落札決定通知がなされたものについては、当該通知日以降、算定対象に含むものとする。

オ 「企業の評価」の「資格保有者の育成状況」については、直接的、恒常的な雇用関係がある期間を対象とする。

カ 「企業の評価」の「資格保有者の育成状況」における技術者の評価区分は、次により行うものとする。

(ア) 測量士 測量法（以下「法」という。）第50条の規定により測量士となる資格を有する者のうち、国土地理院に備える測量士名簿に登録のある者

(イ) 測量士補 法第51条の規定により測量士補となる資格を有する者のうち、国土地理院に備える測量士補名簿に登録のある者

(ウ) その他 上記(ア)及び(イ)に該当しない者

キ 「配置予定技術者の評価」の「継続教育（CPD）の取組状況」については、本業務の履行に関連した各団体が運営するCPD制度の推奨単位の2分の1以上の取得がある者を対象とする。評価対象となる団体及び推奨単位取得の期間は告示ごとに指定するものとし、評価対象期間については年度を単位とする。

ク 「配置予定技術者の評価」の「若手・女性技術者の活用状況」については、配置予定技術者の満年齢が40歳未満又は女性である者を対象とする。

ケ 「地域貢献等の評価」の「本店所在地」については、札幌市競争入札参加資格者名簿にお

ける所在地区分が市内である者を対象とする。

コ 「地域貢献等の評価」の「本市の社会資本を支える地元企業の契約件数の状況」については、札幌市競争入札参加資格者名簿に市内業者として登録のある者を対象とし、札幌市水道局が発注した測量業務（随意契約によるもの及び小額を除く。）に係る当年度（早期発注分を含む。）における契約件数（入札者の責めによらない事由により契約解除となったものを除く。）について評価を行うものとする。なお、契約締結前であっても、落札決定通知がなされたものについては、当該通知日以降、算定対象に含むものとする。

サ 「地域貢献等の評価」の「過去3年間の災害対応等の活動実績」については、別紙「災害時協力協定一覧」に掲げる協定の対象となる者であり、かつ、当年度及び告示ごとに示す前3年度において当該協定に基づく災害対応活動の実績（完了しているものに限る。本市主催の防災訓練等への参加を含む。）がある者、又は当年度及び告示ごとに示す前3年度において災害復旧活動の基盤となり得る公共基準点等を計画かつ継続的に保全する点検活動等（札幌市と事前協議を行っているものに限る）の実績（完了しているものに限る。）がある者を対象とする。

シ 「地域貢献等の評価」の「障がい者の雇用状況」については、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者を対象とする。

(ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項の規定に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がある者で、障がい者を法定雇用率以上雇用している者

(イ) 障害者雇用促進法第43条第7項の規定に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がない者で、障がい者を1名以上雇用している者

別記 2 - 1 (標準入札説明書例)

総合評価落札方式 (計画審査型) 入札説明書

工事番号	( ) 第 号
工事名	

上記の一般競争入札対象工事については、下記により入札手続きを行いますので、入札参加希望者は、本工事の申請書等提出期限までに総合評価に必要な関係書類を提出してください。

記

1 入札方式について

本工事は、申請時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式 (計画審査型)」の適用工事です。

2 提出を要する資料

入札参加希望者は、「 年 ( 年) 月 日付け札幌市水道局告示第〇〇号」及び「入札説明書」の入札参加資格に示された以下の必要書類及び技術評価に関する資料を、申請書等提出期限までに提出してください。資料の一部でも提出が無い場合は、入札に参加することはできません。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書 (札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式 2)

イ 同種工事施工実績書 (同様式 3)

ウ 配置予定技術者経歴書 (同様式 4)

エ 施工計画に係る技術的所見 (様式 2)

オ 工程表 (様式 3)

カ 品質の確認及び管理に係る技術的所見 (様式 4)

キ 施工上配慮すべき点に係る技術的所見 (様式 5)

ク 技術評価申告事項 (様式 6)

ケ 評価項目に関する申告書 (様式 11 ※提出が必要な場合のみ)

コ 活動実績申告書 (様式 15 ※提出が必要な場合のみ)

サ その他告示等で示された必要書類

※ 共同企業体で参加する場合は、特に定めのあるものを除き、構成員全員が上記イ、ウ及びク～サの資料を提出してください。(共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載)

### 3 技術評価に関する資料等について

提出資料の作成にあたっては、以下の点に留意して作成してください。

#### (1) 配置予定技術者経歴書（札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式4）

配置予定技術者の氏名、最終学歴（必要な場合に限る。）、本工事に係る技術資格等及び以下の項目について記入し、必要な資料を添付してください。

##### ア CPD取得

指定された期間において、各団体のCPD制度における推奨単位の2分の1以上の取得がある場合は、その内容を記入し、各団体が発行する取得単位数の証明書類の写しを添付してください。

##### イ 入札参加条件における従事経験

本工事の告示（別表）において、入札参加条件として技術者の従事経験を求めている場合は、工事名、発注者及びしゅん功日を記入し、当該工事が確認できる工事関係書類を添付してください。

##### ウ 過去10年間の主任（監理）技術者等の従事経験

配置予定技術者が、年4月1日以降にしゅん功の同種工事に主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は担当技術者として従事した経験を有する場合は、工事名、従事内容及びしゅん功日を記入し、当該工事のコリズ登録内容確認書（工事カルテ）の写しを添付してください。コリズ登録内容確認書（工事カルテ）が無い場合には、従事した立場が確認できる工事関係書類を添付してください。

##### エ ウの工事における工事成績評定点

上記ウの工事が、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した当初設計金額500万円以上の本市発注工事（本工事が土木又は管工種の場合、札幌市水道局発注工事）である場合は、その工事成績評定点を記入してください。

##### オ 現場代理人の従事経験

年4月1日以降にしゅん功した公共工事における同種工事に現場代理人として従事した経験を有する場合は、工事名、発注者及びしゅん功日を記入し、当該工事のコリズ登録内容確認書（工事カルテ）の写しを添付してください。コリズ登録内容確認書（工事カルテ）が無い場合には、従事した事実が確認できる工事関係書類を添付してください。

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。（共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載）

#### (2) 施工計画に係る技術的所見（様式2）

（施工計画に関してどのような配慮を行うか、配慮のポイントを示すこと。）

（例文 当該工事の工事手順や現場管理体制、安全対策等について、どのような配慮を行い工事を進める予定であるか、また工夫点があればその内容を記入してください。）

#### (3) 工程表（様式3）

（工期設定に関して配慮を要する点があれば示すこと。）

（例文 当該工事の施工に必要と考えられる各工程の工期を記入してください。工期の設定

定にあたっては、可能な限り技術的な配慮に基づき、工期の短縮を心掛けてください。）

(4) 品質の確認及び管理に係る技術的所見（様式4）

（工事材料の品質確認や管理方法の配慮点について、具体的に対象物を示すこと）

（例文 当該工事における、現場打ちコンクリートの品質について、現地の状況を踏まえて、その品質管理の方法や工夫点があればその内容を記入してください。）

(5) 施工上配慮すべき点に係る技術的所見（様式5）

（当該工事の特殊性や工事の性質に基づく検討点・懸念点など、配慮又は対策を要する事項を具体的に示すこと。）

（例文 当該工事における、近隣住民への騒音・振動対策について、どのような点に配慮して騒音・振動の低減を行う予定であるか、具体的な対策方法を記入してください。）

(6) 技術評価申告事項（様式6）

評価項目となっているものについて記入してください。記入箇所が網掛けされている場合には、申告内容を証明する挙証書類等が必要になりますので、告示及び本入札説明書等で確認のうえ、必要書類を添付してください。

(7) 評価項目に関する申告書（様式11）

ア 任意項目の申請

本工事に係る任意の評価項目に関し、申請の有無を記入のうえ、提出してください。

イ 建設機械の保有状況

本工事における主要建設機械及び経営事項審査評価対象の建設機械を所有又はリースしている場合は、その内容を記入し、挙証書類とともに提出してください。（所有又はリースしていない場合は、提出する必要はありません。）

ウ 市内企業活用の施工計画

本工事に係る市内企業の施工比率に関し、計画内容に応じて、提出してください。（計画している施工比率が評価対象とならない比率である場合は、提出する必要はありません。）

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。（共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載）

エ 雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に基づく報告義務がなく、障がい者を雇用している場合は、その内容を記入し、挙証書類とともに提出してください。（該当しない場合は、提出する必要はありません。）

(8) 活動実績申告書（様式15）

災害時協力協定に基づく災害対応活動又は札幌市主催の防災訓練等への参加がある場合に、提出してください。なお、本申告書は、申請書等提出期限日以前に、いったん各活動の所管部署へ提出し、押印を受けたものを申請書類として提出してください（写し可）。所管部署の押印がないものは無効とします。

#### 4 技術評価項目について

技術評価における評価項目及び審査の基準は以下のとおりとします。

##### (1) 施工計画

本工事の施工にあたり、以下の項目について適切な配慮がなされているか、また、工夫点があるかについて審査します。

ア 施工計画の実施手順の妥当性・・・別記3-1「総合評価落札方式（計画審査型）技術評価項目配点表」（以下「配点表」という。）1（1）

イ 工期設定の適切性・・・配点表1（2）

ウ 工事材料等の品質確認方法及び管理方法の適切性・・・配点表1（3）

エ 施工上配慮すべき事項の適切性・・・配点表1（4）

##### (2) 企業の評価

ア 同種工事の施工実績の規模・・・配点表2（1）

同種工事施工実績書に記載された工事の規模について審査します。

なお、同種工事の施工実績については、〇〇工事を発注工事と同規模以上の施工実績とします。

イ 公共工事の施工実績・・・配点表2（2）

同種工事施工実績書に記載された工事が、公共工事であるかについて審査します。

公共工事とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリズ・テクリス登録等に関する規約第3条第24号に掲げる公共機関等が発注した工事とします（以下、同じ。）。

ウ 提出された工事实績の成績点・・・配点表2（3）

同種工事施工実績書に記載された工事が、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した当初設計金額が500万円以上の本市発注工事（土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事）である場合、その工事の工事成績評定点について審査します。

エ 企業の工事成績の平均点・・・配点表2（4）

申請者が、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した当初設計金額が500万円以上の本市発注工事（土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事）の施工実績を有する場合、本工事と同工種（〇〇工種。以下同じ。）の工事成績評定点の平均点について審査します。

なお、平均点は、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した当初設計金額500万円以上の本市発注工事（土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事）のうち、本工事と同工種の工事成績評定点を対象として、年度ごとに平均点を算出し、更にこれを平均したもの（小数点第3位以下切捨て）とします。

オ 過去5年間の本市工事表彰回数・・・配点表2（5）

申請者が、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した工事について、本市から工事表彰を受けているかについて審査します。表彰回数については、しゅん功年度ごとに、当該表彰の所管部単位で算定するものとし、同一年度において複数の工事を表彰された場合であっても、当該表彰の所管部が同一のときは1回として算定します。

また、本項目は、評価項目に関する申告書（様式 11）の申請に基づき評価するものとなりますが、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において札幌市水道局が発注する本工事と同工種の他の総合評価落札方式（計画審査型、実績評価Ⅰ型及び実績評価Ⅱ型に限る。）の入札に参加する場合は、重複して申請することはできません（同一開札日の工事に重複して申請を行った場合は、当該工事の調達案件番号を 10 桁の数字とみなし、当該数字が最も小さい工事のみ申請があったものとします。）。また、本年度（ 年 月 日告示分以降。ただし、調達案件番号の最初の二桁が〇〇である工事を除く。）において、申請者が当該申請のあった札幌市水道局発注の工事を受注した者（共同企業体の構成員を含む。）である場合は、当該工事の落札決定通知日以降、当該工事と同工種（当該工事が異工種により結成した共同企業体として受注した工事である場合は、担当工種）の札幌市水道局発注の総合評価落札方式の技術評価では本項目は審査せず、評価対象としません。受注件数には共同企業体により受注した工事を含み、異工種により結成した共同企業体の場合は、担当した工種によるものとします。

なお、他の工事において既に本項目を申請した者であっても、当該他の工事が低入札価格調査その他の事由により当初の落札決定予定日において落札決定していない場合で、かつ、当該他の工事の調査対象者又は落札予定者となっていない場合には、当該他の工事の入札説明書の記載内容に関わらず、本工事において、当該他の工事と重複して本項目を申請できるものとします。

また、当該他の工事において調査対象者又は落札予定者が落札者とは認められなかった場合、当該他の工事において本項目の申請をした者で、かつ、本工事において本項目の申請をした者については、本工事における本項目の申請を有効とする一方、当該他の工事において、本項目の点数は除外した上で総合評価点を再計し、新たな落札予定者を決定するものとします。

（評価項目に関する申告書（様式 11）を提出すること。）

カ ISO9001 取得状況・・・配点表 2（6）

申請者が、本工事に適用する ISO9001 を認証取得しているかについて審査します。

（登録証の写しを添付すること。）

キ ISO14001 取得状況・・・配点表 2（7）

申請者が、本工事に適用する ISO14001 を認証取得しているかについて審査します。

（登録証の写しを添付すること。）

ク 本工事における主要建設機械の保有状況・・・配点表 2（8）

申請者が、本工事における主要建設機械について、1 台以上所有若しくはファイナンス・リース契約しているか、又はファイナンス・リース以外のリース契約をしているかについて審査します。ファイナンス・リースとは、企業会計基準委員会が定めるリース取引に関する会計基準及び同基準の適用指針におけるファイナンス・リース取引の定義を満たすものとします。なお、所有、リース共に、対象となる建設機械について、申請

者以外の者に対し貸付又は転貸を行っている場合は、評価対象としません。

本工事における主要建設機械とは、次の機械を指します。

（複数の建設機械が指定されている場合は、その全てについて、所有又はファイナンス・リース契約している場合にのみ、「自社所有又は長期リース（ファイナンス・リース）契約の建設機械有り」の区分として評価する。）

（評価項目に関する申告書（様式 11）を提出すること。また、挙証書類として、次の書類を提出すること。なお、本工事において申告する建設機械がリースによる場合は、申請書等提出期限日を含む 2 年以上のリース期間（自動更新条項を適用する場合を含む。）となっているものに限る。）

①売買契約書又はリース契約書等

②当該対象の建設機械について、検査の履行を確認できる書類の写し（特定自主検査記録表など法令により検査が義務付けられている場合に限る。）

③対象要件が確認できるカタログ等の写し

※〇〇等（必要に応じて追加）

#### ケ 市内企業活用の施工計画・・・配点表 2（9）

本工事に係る市内企業の施工比率の計画について、以下の①～③のいずれの区分に該当するかを審査します。

①本工事に係る市内企業の施工比率が 95%以上

②本工事に係る市内企業の施工比率が 60%以上 95%未満

③本工事に係る市内企業の施工比率が 60%未満

（①、②については、評価項目に関する申告書（様式 11）を提出すること。）

なお、市内企業とは、札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者（建設業許可を得ていない者である場合には、札幌市内に本店又は本社を有する者）を指し、一次下請企業とは、施工体系図に記載される元請と直接契約を締結する者で、本工事において建設業法に定める建設工事に従事する者を指します。また、施工比率の算出は以下のとおりとします。

市内企業の施工比率（%）

$$= \{ (\text{自社施工額} + \text{一次下請施工額}) \text{のうち市内企業施工額} \} / \text{請負額} \times 100$$

（小数点以下切捨て）

┌ 自社施工額：請負額のうち一次下請施工額以外の金額（税込）  
├ 一次下請施工額：元請（自社）から一次下請企業への支払金額（税込）  
└ 請負額：入札金額の税込額

※元請が市内企業及び市内企業以外の企業で構成される共同企業体である場合には、自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち市内企業である構成員の施工額を、自社施工額のうち市内企業施工額とする。（共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載）

本項目に関しては、申告した内容が達成されているかについてしゅん功時に調査する

ものとし、未達成であれば工事成績評定より減点となります。しゅん功時の調査に関しては、「6 市内企業活用の施工計画に係るしゅん功時調査」を参照してください。

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。(共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載)

(3) 配置予定技術者の評価

ア 過去10年間の主任(監理)技術者等の従事経験・・・配点表3(1)

年4月1日以降にしゅん功した同種の工事において、どのような立場で従事したか(複数配置された技術者の中で、統括的・中心的立場であったか又は補助的立場であったかなど)について審査します。

なお、技術者における同種工事とは、〇〇工事のことを指します。

イ 過去の従事工事における成績点・・・配点表3(2)

上記アにおいて従事した工事が、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した当初設計金額が500万円以上の本市発注工事(土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事)である場合、その工事の工事成績評定点について審査します。

ウ 主任(監理)技術者に係る資格保有状況・・・配点表3(3)

配置予定技術者の保有する資格について、以下の①～③のいずれの区分に該当するかを審査します。

①1級 建設業法(以下「法」という。)第15条第2号イに該当する者

②2級 法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、上記①に該当しない者

③その他 上記①及び②に該当しない者

エ 本工事に関連する資格保有状況・・・配点表3(4)

配置予定技術者が、次の資格等を保有しているかについて審査します。

・

(配置予定技術者経歴書(様式4)の所定の欄に必要な事項を記入の上、資格取得状況等を証明できる書類を添付すること。)

オ 現場代理人の従事経験・・・配点表3(5)

年4月1日以降にしゅん功した公共工事における同種工事に現場代理人として従事した経験について審査します。

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。(共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載)

カ 主任技術者としての経験年数・・・配点表3(6)

本工事の工種に対応した建設業法に定める主任技術者の資格を得てからの経験年数について審査します。

キ 継続教育(CPD)の取組状況・・・配点表3(7)

次の団体が運営するCPD制度について、いずれかの対象期間のうち推奨単位の2分の1以上の取得があるかについて審査します。

対象期間	推奨単位
年4月1日から 年3月31日まで	以上
年4月1日から 年3月31日まで	以上

(表は設定するCPD制度の数に応じて作成し、対象期間の数に応じて行数を調整する。)

(配置予定技術者経歴書(様式4)の所定の欄に取得状況を記入し、各団体が発行する取得単位数の証明書類の写しを添付すること。)

(4) 地域貢献等の評価

ア 本店所在地等・・・配点表4(1)

札幌市内に、本工事の工種に対応した建設業の許可上の主たる営業所があるか、又は従たる営業所があるかについて審査します。

イ 過去3年間の災害対応等の活動実績・・・配点表4(2)

別紙「災害時協力協定一覧」に掲げる協定の対象となる者であり、かつ、年4月1日以降、当該協定に基づく災害対応活動の実績(完了しているものに限る。本市主催の防災訓練等への参加を含む。)があるかについて審査します。

(活動実績を有する場合には、活動実績申告書(様式15)を提出すること。なお、本申告書は、申請書等提出期限日以前に、いったん各活動の所管部署へ提出し、押印を受けたものを申請書類として提出すること(写し可)。所管部署の押印がないものは無効とする。)

ウ 経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況・・・配点表4(3)

申請者が、経営事項審査評価対象の建設機械を1台以上所有又はリースしているかについて審査します。なお、経営事項審査評価対象の建設機械とは、建設業法に定める経営事項審査において評価対象となる**建設機械**を指し、直近の経営事項審査において評価された建設機械の保有状況について評価します。**なお、経営事項審査において加点対象となる建設機械の詳細は下表のとおりです。**

(評価項目に関する申告書(様式11)を提出すること。ただし、直近の経営規模等評価結果通知書において、「建設機械の所有及びリース台数」が0台で、かつ、経営事項審査の審査基準日以降に新規で所有又はリースした場合には、挙証書類として、売買契約書又はリース契約書、特定自主検査記録表など法令により検査が義務付けられている場合には当該検査の履行を確認できる書類及び対象要件が確認できるカタログ等を添付すること(写し可)。なお、この場合のリースによる建設機械は、申請書等提出期限日を含む2年以上のリース期間(自動更新条項を適用する場合を含む。)となっているものに限る。)

建設機械	摘要
------	----

ショベル系掘削機	建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定されるもの
ブルドーザー	
トラクターショベル	
モーターグレーダー	
ダンプ車	土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの
移動式クレーン	労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)(以下「安衛令」という。)第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上のもの
高所作業車	安衛令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上のもの
締固め用機械	安衛令別表第7第4号に掲げるもの
解体用機械	安衛令別表第6号に掲げるもの

※上記の表は、平成20年国土交通省告示第85号「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」(令和4年8月15日改正、令和5年1月1日施行)において加点対象とされた建設機械の列挙であり、これ以降に当該告示が改正された場合は、改正後の告示の施行日以降に審査基準日を迎える入札においては、改正後の告示に示される建設機械の保有状況を評価する。

エ 過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績等・・・配点表4(4)

従事実績及び表彰実績のそれぞれにおいて該当する配点を合計した値を申請者の得点とします。

札幌市が〇～〇年度に発注した道路維持除雪業務又は雪堆積場管理業務のいずれかを元請として(共同企業体による場合を含む。)履行した実績を有しているか、また、〇～〇年度に、札幌市が発注した当該業務又は札幌市緊急除排雪実施本部の判断に基づき札幌市が要請した大雪等応援業務において一度でも除雪表彰を受けているかについて審査します。ただし、本項目は、評価項目に関する申告書(様式11)の申請に基づき評価するものとしますが、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において札幌市水道局が発注する本工事と同工種の他の総合評価落札方式(計画審査型、実績評価Ⅰ型及び実績評価Ⅱ型に限る。)の入札に参加する場合は、重複して申請することはできません(同一開札日の工事に重複して申請を行った場合は、当該工事の調達案件番号を10桁の数字とみなし、当該数字が最も小さい工事にのみ申請があったものとします。)。また、本年度( 年 月 日告示分以降。ただし、調達案件番号の最初の二桁が〇〇である工事を除く。)において、申請者が当該申請のあった札幌市水道局発注の工事を受注した者(共同企業体の構成員を含む。)である場合は、当該工事の落札決定通知日以降、当該工事と同工種(当該工事が異工種により結成した共同企業体として受注した工事である場合は、担当工種)の総合評価落札方式(計画審査型、実績評価Ⅰ型及び実績評価

II型に限る。)の技術評価では本項目は審査せず、評価対象としません。

なお、他の工事において既に本項目を申請した者であっても、当該他の工事が低入札価格調査その他の事由により当初の落札決定予定日において落札決定していない場合で、かつ、当該他の工事の調査対象者又は落札予定者となっていない場合には、当該他の工事の入札説明書の記載内容に関わらず、本工事において、当該他の工事と重複して本項目を申請できるものとします。

また、当該他の工事において調査対象者又は落札予定者が落札者とは認められなかった場合、当該他の工事において本項目の申請をした者で、かつ、本工事において本項目の申請をした者については、本工事における本項目の申請を有効とする一方、当該他の工事において、本項目の点数は除外した上で総合評価点を再計し、新たな落札予定者を決定するものとします。

(評価項目に関する申告書(様式11)を提出すること。)

#### オ 障がい者の雇用状況・・・配点表4(5)

申請者が、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たしているかについて審査します。なお、(イ)において、当該障がい者が代表者(経営者)である場合には、評価対象としません(役員は可)。

(ア) 障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がある者で、障がい者を法定雇用率(〇.〇%)以上雇用している。

(申請者が特例子会社制度等、複数の事業主で実雇用率を通算することができる制度の適用を受けている場合であっても、申請者単独の雇用率により審査する。公共職業安定所長へ提出した直近の「障害者雇用状況報告書」の事業主控(公共職業安定所の受付印があるもの。ただし、電子申請した場合は、受付印に代わり、提出完了画面やマイページの「申請案件一覧」等の申請状況を確認できる画面を印刷したものを添付すること。)の写し等を添付すること。)

(イ) 障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がなく、申請書等提出期限日現在で、障がい者を1人以上雇用している。

(評価項目に関する申告書(様式11)を提出すること。また、雇用関係を証明できる書類、障がい者手帳(「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」)の写しを添付すること。なお、障がい者手帳の写しは、プライバシー保護の観点から顔写真及び障がい名を黒で塗りつぶすこと。)

## 5 総合評価の方法について

### (1) 評価項目の評価区分及び配点について

別記3-1「総合評価落札方式(計画審査型)技術評価項目配点表」のとおり

※ 共同企業体による申請の場合、配点表の2(3)、(4)及び3(2)の評価項目は、構成員それぞれの工種及び等級ごとに、様式12「工事成績区分表」にある基準点数に基づいて評価を行います。(必要な場合のみ記載)

### (2) 技術評価点の算出について

本工事の入札参加条件に示す過去の施工実績の要件を満たす者に標準点として100点を与え、これに上記(1)に基づき得た得点から、以下の算式により求められた加算点との合計を技術評価点とします。ただし、その者の入札価格によって札幌市水道局工事等低入札価格調査要領（平成15年2月19日管理者決裁。以下「低入札調査要領」という。）第9条の2に規定する調査により失格となる者及び入札価格が予定価格を超過した者については、技術評価点は算出しません。

加算点＝（申請者の得点／評価項目の配点合計）×20点（小数点第4位切捨て）

※ 共同企業体での申請における、各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目の得点を算出の後、出資割合を乗じて得た点数の合計（小数点第4位切捨て）とします。（ただし、評価項目「市内企業活用の施工計画」及び「現場代理人の従事経験」については、代表者の得点をもって共同企業体の得点とします。）（必要な場合のみ記載）

### (3) 入札の執行について

ア 告示（別表）に記載された開札予定日時に開札を行い、落札予定者を決定します。

イ 入札価格及び技術評価に関する資料に基づき、以下の算式によって求められた総合評価点の最も高い者を落札予定者とします。ただし、入札価格が低入札調査要領第4条に規定する調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る者については、算式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて総合評価点を算出するものとします。

また、落札となるべき同点の総合評価点を得た者が複数あるときは、以下の算式による総合評価点の小数点第4位以下を切り捨てない場合により高い評価点となる者を落札者とします。これによってもなお同点である場合には、くじ引き（電子入札案件においては電子入札システムのくじ機能）により落札者を決定するものとします。

総合評価点＝（技術評価点／入札価格）×10,000,000（小数点第4位切捨て）

ウ 上記イの総合評価点が、標準点（100点）を予定価格で除した後、10,000,000を乗じて得た数値を下回る者は、落札予定者としません。

エ 本工事は低入札価格調査の対象であり、落札予定者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとして、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の入札者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする場合があります。

### (4) 落札者の決定について

ア 落札者の決定にあたっては、落札予定者を本工事の落札者とするものの可否について審議を行います。

イ 落札決定を行ったときは、告示（別表）に示す落札結果通知予定日までに、落札決定の通知を書面により行います。（電子入札案件の場合は、電子入札システムにより行う予定です。）

### (5) 総合評価の結果の公表について

ア 落札者の決定後に、本工事における総合評価に関する審査結果の公表を行います。

イ 入札参加者は、公表された自らの技術評価点に疑義がある場合は、落札結果の通知を行った日から3日以内に、様式9により疑義の照会ができます。その場合の回答は書面にて後日行います。

## 6 市内企業活用の施工計画に係るしゅん功時調査

評価項目「市内企業活用の施工計画」において加算点を得た請負人は、本工事のしゅん功時に市内企業の施工報告書(様式16)及び下請業者等一覧表(様式17)を提出してください。本報告書等に基づき、申告した内容が達成されているか調査を行い、未達成であれば、工事成績評定から〇点減点を行います。達成されているかの判断は、「4 技術評価項目について」で示した当該評価項目に係る算出式(請負額はしゅん功時の最終的な請負額とする。)によるしゅん功時の市内企業の施工比率が、当初申告した区分の下限比率(評価区分「95%以上」の場合は95%、「60%以上95%未満」の場合は60%とする。以下、同じ。)以上であること、又は、しゅん功時の市内企業施工額が、当初の請負額に当初申告した区分の下限比率を乗じた額以上であることにより行います。(必要な場合のみ記載)

## 7 その他留意事項

- (1) 特に記載のある場合を除き、技術資料に関する審査は申請書等提出期限日を基準日として行います。
- (2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された技術資料は、返却しません。
- (4) 総合評価に関する審査結果を除き、提出された資料等は原則として公表しません。
- (5) 提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除あるいは参加停止等の措置を行うことがあります。
- (6) この説明書に記載の無い事項については、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱(平成17年4月6日管理者決裁)に基づく一般競争入札の取扱いによるものとします。
- (7) 複数の技術者を配置予定者とし、関連する技術評価点の合計点が技術者ごとに異なる場合は、最も低い技術者の技術評価点の合計点をもって評価を行います。

## 8 問い合わせ先

本工事の入札手続に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒060-0041 札幌市中央区大通東11丁目

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011

注) 本書は標準的な書式であり、選択した評価項目に応じて加除修正し、入札説明書として過不足なく作成すること。

別記 2 - 2 (標準入札説明書例)

総合評価落札方式 (実績評価 I 型) 入札説明書

工事番号	( ) 第 号
工事名	

上記の一般競争入札対象工事については、下記により入札手続きを行いますので、入札参加希望者は、本工事の申請書等提出期限までに総合評価に必要な関係書類を提出してください。

記

1 入札方式について

本工事は、施工能力等価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式 (実績評価 I 型)」の適用工事です。

2 提出を要する資料

入札参加希望者は、「 年 ( 年) 月 日付け札幌市水道局告示第〇〇号」及び「入札説明書」の入札参加資格に示された以下の必要書類及び技術評価に関する資料を、申請書等提出期限までに提出してください。資料の一部でも提出が無い場合は、入札に参加することはできません。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書 (札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式 2)

イ 同種工事施工実績書 (同様式 3)

ウ 配置予定技術者経歴書 (同様式 4)

エ 技術評価申告事項 (様式 6)

オ 評価項目に関する申告書 (様式 11 ※提出が必要な場合のみ)

カ 活動実績申告書 (様式 15 ※提出が必要な場合のみ)

キ その他告示等で示された必要書類

※ 共同企業体で参加する場合は、特に定めのあるものを除き、構成員全員が上記イ～キの資料を提出してください。(共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載)

3 技術評価に関する資料等について

提出資料の作成にあたっては、以下の点に留意して作成してください。

- (1) 配置予定技術者経歴書 (札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式 4)

配置予定技術者の氏名、最終学歴（必要な場合に限る。）、本工事に係る技術資格等及び以下の項目について記入し、必要な資料を添付してください。

ア CPD取得

指定された期間において、各団体のCPD制度における推奨単位の2分の1以上の取得がある場合は、その内容を記入し、各団体が発行する取得単位数の証明書類の写しを添付してください。

イ 入札参加条件における従事経験

本工事の告示（別表）において、入札参加条件として技術者の従事経験を求めている場合は、工事名、発注者及びしゅん功日を記入し、当該工事が確認できる工事関係書類を添付してください。

ウ 過去10年間の主任（監理）技術者等の従事経験

配置予定技術者が、    年4月1日以降にしゅん功の同種工事に主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は担当技術者として従事した経験を有する場合は、工事名、従事内容及びしゅん功日を記入し、当該工事のコリンズの登録内容確認書（工事カルテ）の写しを添付してください。コリンズの登録内容確認書（工事カルテ）が無い場合には、従事した立場が確認できる工事関係書類を添付してください。

エ ウの工事における工事成績評定点

上記ウの工事が、    年4月1日から    年3月31日までにしゅん功した当初設計金額500万円以上の本市発注工事（土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事）である場合は、その工事成績評定点を記入してください。

オ 現場代理人の従事経験

    年4月1日以降にしゅん功した公共工事における同種工事に現場代理人として従事した経験を有する場合は、工事名、発注者及びしゅん功日を記入し、当該工事のコリンズの登録内容確認書（工事カルテ）の写しを添付してください。コリンズの登録内容確認書（工事カルテ）が無い場合には、従事した事実が確認できる工事関係書類を添付してください。

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。（共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載）

(2) 技術評価申告事項（様式6）

評価項目となっているものについて記入してください。記入箇所が網掛けされている場合には、申告内容を証明する挙証書類等が必要になりますので、告示及び本入札説明書等で確認のうえ、必要書類を添付してください。

(3) 評価項目に関する申告書（様式11）

ア 任意項目の申請

本工事に係る任意の評価項目に関し、申請の有無を記入のうえ、提出してください。

イ 建設機械の保有状況

本工事における主要建設機械及び経営事項審査評価対象の建設機械を所有又はリースしている場合は、その内容を記入し、挙証書類とともに提出してください。（所有又はリ

ースしていない場合は、提出する必要はありません。)

ウ 市内企業活用の施工計画

本工事に係る市内企業の施工比率に関し、計画内容に応じて、提出してください。(計画している施工比率が評価対象とならない比率である場合は、提出する必要はありません。)

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。(共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載)

エ 雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第7項に基づく報告義務がなく、障がい者を雇用している場合は、その内容を記入し、挙証書類とともに提出してください。(該当しない場合は、提出する必要はありません。)

(4) 活動実績申告書(様式15)

災害時協力協定に基づく災害対応活動又は札幌市主催の防災訓練等への参加がある場合に、提出してください。なお、本申告書は、申請書等提出期限日以前に、いったん各活動の所管部署へ提出し、押印を受けたものを申請書類として提出してください(写し可)。所管部署の押印がないものは無効とします。

4 技術評価項目について

技術評価における評価項目及び審査の基準は以下のとおりとします。

(1) 企業の評価

ア 同種工事の施工実績の規模・・・別記3-2「総合評価落札方式(実績評価I型)技術評価項目配点表」(以下「配点表」という。)1(1)

同種工事施工実績書に記載された工事の規模について審査します。

なお、同種工事の施工実績については、〇〇工事を発注工事と同規模以上の施工実績とします。

イ 公共工事の施工実績・・・配点表1(2)

同種工事施工実績書に記載された工事が、公共工事であるかについて審査します。

公共工事とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条第24号に掲げる公共機関等が発注した工事とします(以下、同じ)。

ウ 提出された工事实績の成績点・・・配点表1(3)

同種工事施工実績書に記載された工事が、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した当初設計金額が500万円以上の本市発注工事(土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事)である場合、その工事の工事成績評定点について審査します。

エ 企業の工事成績の平均点・・・配点表1(4)

申請者が、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した当初設計金額が500万円以上の本市発注工事(土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事)の施

工実績を有する場合、本工事と同工種（〇〇工種。以下同じ。）の工事成績評定点の平均点について審査します。

なお、平均点は、 年4月1日から 年3月31日までにしゅん功した当初設計金額500万円以上の本市発注工事（土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事）のうち、本工事と同工種の工事成績評定点を対象として、年度ごとに平均点を算出し、更にこれを平均したもの（小数点第3位以下切捨て）とします。

オ 過去5年間の本市工事表彰回数・・・配点表1（5）

申請者が、 年4月1日から 年3月31日までにしゅん功した工事について、本市から工事表彰を受けているかについて審査します。表彰回数については、しゅん功年度ごとに、当該表彰の所管部単位で算定するものとし、同一年度において複数の工事を表彰された場合であっても、当該表彰の所管部が同一のときは1回として算定します。

また、本項目は、評価項目に関する申告書（様式11）の申請に基づき評価するものとなりますが、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において札幌市水道局が発注する本工事と同工種の他の総合評価落札方式（計画審査型、実績評価Ⅰ型及び実績評価Ⅱ型に限る。）の入札に参加する場合は、重複して申請することはできません（同一開札日の工事に重複して申請を行った場合は、当該工事の調達案件番号を10桁の数字とみなし、当該数字が最も小さい工事のみ申請があったものとします。）。また、本年度（ 年 月 日告示分以降。ただし、調達案件番号の最初の二桁が〇〇である工事を除く。）において、申請者が当該申請のあった札幌市水道局発注の工事を受注した者（共同企業体の構成員を含む。）である場合は、当該工事の落札決定通知日以降、当該工事と同工種（当該工事が異工種により結成した共同企業体として受注した工事である場合は、担当工種）の札幌市水道局発注の総合評価落札方式の技術評価では本項目は審査せず、評価対象としません。受注件数には共同企業体により受注した工事を含み、異工種により結成した共同企業体の場合は、担当した工種によるものとします。

なお、他の工事において既に本項目を申請した者であっても、当該他の工事が低入札価格調査その他の事由により当初の落札決定予定日において落札決定していない場合で、かつ、当該他の工事の調査対象者又は落札予定者となっていない場合には、当該他の工事の入札説明書の記載内容に関わらず、本工事において、当該他の工事と重複して本項目を申請できるものとします。

また、当該他の工事において調査対象者又は落札予定者が落札者とは認められなかった場合、当該他の工事において本項目の申請をした者で、かつ、本工事において本項目の申請をした者については、本工事における本項目の申請を有効とする一方、当該他の工事において、本項目の点数は除外した上で総合評価点を再計し、新たな落札予定者を決定するものとします。

（評価項目に関する申告書（様式11）を提出すること。）

カ ISO9001取得状況・・・配点表1（6）

申請者が、本工事に適用するISO9001を認証取得しているかについて審査します。

(登録証の写しを添付すること。)

キ ISO14001取得状況・・・配点表1(7)

申請者が、本工事に適用するISO14001を認証取得しているかについて審査します。

(登録証の写しを添付すること。)

ク 本工事における主要建設機械の保有状況・・・配点表1(8)

申請者が、本工事における主要建設機械について、1台以上所有若しくはファイナンス・リース契約しているか、又はファイナンス・リース以外のリース契約をしているかについて審査します。ファイナンス・リースとは、企業会計基準委員会が定めるリース取引に関する会計基準及び同基準の適用指針における「ファイナンス・リース取引」の定義を満たすものとし、なお、所有、リース共に、対象となる建設機械について、申請者以外の者に対し貸付又は転貸を行っている場合は、評価対象としません。

本工事における主要建設機械とは、次の機械を指します。

・

(複数の建設機械が指定されている場合は、その全てについて、所有又はファイナンス・リース契約している場合にのみ、「自社所有又は長期リース(ファイナンス・リース)契約の建設機械有り」の区分として評価する。) (評価項目に関する申告書(様式11)を提出すること。また、挙証書類として、次の書類を提出すること。なお、本工事において申告する建設機械がリースによる場合は、申請書等提出期限日を含む2年以上のリース期間(自動更新条項を適用する場合を含む。)となっているものに限る。)

①売買契約書又はリース契約書等

②当該対象の建設機械について、検査の履行を確認できる書類の写し(特定自主検査記録表など法令により検査が義務付けられている場合に限る。)

③対象要件が確認できるカタログ等の写し

※〇〇等(必要に応じて追加)

ケ 市内企業活用の施工計画・・・配点表1(9)

本工事に係る市内企業の施工比率の計画について、以下の①～③のいずれの区分に該当するかを審査します。

①本工事に係る市内企業の施工比率が95%以上

②本工事に係る市内企業の施工比率が60%以上95%未満

③本工事に係る市内企業の施工比率が60%未満

(①、②については、評価項目に関する申告書(様式11)を提出すること。)

なお、市内企業とは、札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者(建設業許可を得ていない者である場合には、札幌市内に本店又は本社を有する者)を指し、一次下請企業とは、施工体系図に記載される元請と直接契約を締結する者で、本工事において建設業法に定める建設工事に従事する者を指します。また、施工比率の算出は以下のとおりとします。

市内企業の施工比率 (%)

= { ( 自社施工額 + 一次下請施工額 ) のうち市内企業施工額 } / 請負額 × 100  
( 小数点以下切捨て )

{ 自社施工額 : 請負額のうち一次下請施工額以外の金額 ( 税込 )  
一次下請施工額 : 元請 ( 自社 ) から一次下請企業への支払金額 ( 税込 )  
請負額 : 入札金額の税込額

※元請が市内企業及び市内企業以外の企業で構成される共同企業体である場合には、自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち市内企業である構成員の施工額を、自社施工額のうち市内企業施工額とする。(共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載)

本項目に関しては、申告した内容が達成されているかについてしゅん功時に調査するものとし、未達成であれば工事成績評定より減点となります。しゅん功時の調査に関しては、「6 市内企業活用の施工計画に係るしゅん功時調査」を参照してください。

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。(共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載)

## (2) 配置予定技術者の評価

### ア 過去 10 年間の主任 ( 監理 ) 技術者等の従事経験・・・配点表 2 ( 1 )

年 4 月 1 日以降にしゅん功した同種の工事において、どのような立場で従事したか ( 複数配置された技術者の中で、統括的・中心的立場であったか又は補助的立場であったかなど ) について審査します。

なお、技術者における同種工事とは、〇〇工事のことを指します。

### イ 過去の従事工事における成績点・・・配点表 2 ( 2 )

上記アにおいて従事した工事が、年 4 月 1 日から 年 3 月 31 日までにしゅん功した当初設計金額が 5 0 0 万円以上の本市発注工事 ( 土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事 ) である場合、その工事の工事成績評定点について審査します。

### ウ 主任 ( 監理 ) 技術者に係る資格保有状況・・・配点表 2 ( 3 )

配置予定技術者の保有する資格について、以下の①～③のいずれの区分に該当するかを審査します。

① 1 級 建設業法 ( 以下「法」という。 ) 第 15 条第 2 号イに該当する者

② 2 級 法第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付 ( 以下「免許等」という。 ) で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、上記①に該当しない者

③ その他 上記①及び②に該当しない者

### エ 本工事に関連する資格保有状況・・・配点表 2 ( 4 )

配置予定技術者が、次の資格等を保有しているかについて審査します。

.

(配置予定技術者経歴書(様式4)の所定の欄に必要な事項を記入の上、資格取得状況等を証明できる書類を添付すること。)

オ 現場代理人の従事経験・・・配点表2(5)

年4月1日以降にしゅん功した公共工事における同種工事に現場代理人として従事した経験について審査します。

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。(共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載)

カ 継続教育(CPD)の取組状況・・・配点表2(6)

次の団体が運営するCPD制度について、いずれかの対象期間のうち推奨単位の2分の1以上の取得があるかについて審査します。

対象期間	推奨単位
年4月1日から 年3月31日まで	以上
年4月1日から 年3月31日まで	以上

(表は設定するCPD制度の数に応じて作成し、対象期間の数に応じて行数を調整する。)

(配置予定技術者経歴書(様式4)の所定の欄に取得状況を記入し、各団体が発行する取得単位数の証明書類の写しを添付すること。)

(3) 地域貢献等の評価

ア 本店所在地等・・・配点表3(1)

札幌市内に、本工事の工種に対応した建設業の許可上の主たる営業所があるか、又は従たる営業所があるかについて審査します。

イ 過去3年間の災害対応等の活動実績・・・配点表3(2)

別紙「災害時協力協定一覧」に掲げる協定の対象となる者であり、かつ、年4月1日以降、当該協定に基づく災害対応活動の実績(完了しているものに限る。本市主催の防災訓練等への参加を含む。)があるかについて審査します。

(活動実績を有する場合には、活動実績申告書(様式15)を提出すること。なお、本申告書は、申請書等提出期限日以前に、いったん各活動の所管部署へ提出し、押印を受けたものを申請書類として提出すること(写し可)。所管部署の押印がないものは無効とする。)

ウ 経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況・・・配点表3(3)

申請者が、経営事項審査評価対象の建設機械を1台以上所有又はリースしているかについて審査します。なお、経営事項審査評価対象の建設機械とは、建設業法に定める経営事項審査において評価対象となる**建設機械**を指し、直近の経営事項審査において評価された建設機械の保有状況について評価します。**なお、経営事項審査において加点対象となる建設機械の詳細は下表のとおりです。**

(評価項目に関する申告書(様式11)を提出すること。ただし、直近の経営規模等評価

結果通知書において、「建設機械の所有及びリース台数」が0台で、かつ、経営事項審査の審査基準日以降に新規で所有又はリースした場合には、挙証書類として、売買契約書又はリース契約書、特定自主検査記録表など法令により検査が義務付けられている場合には当該検査の履行を確認できる書類及び対象要件が確認できるカタログ等を添付すること（写し可）。なお、この場合のリースによる建設機械は、申請書等提出期限日を含む2年以上のリース期間（自動更新条項を適用する場合を含む。）となっているものに限る。）

建設機械	摘要
ショベル系掘削機	建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定されるもの
ブルドーザー	
トラクターショベル	
モーターグレーダー	
ダンプ車	土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの
移動式クレーン	労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)(以下「安衛令」という。)第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上のもの
高所作業車	安衛令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上のもの
締固め用機械	安衛令別表第7第4号に掲げるもの
解体用機械	安衛令別表第6号に掲げるもの

※上記の表は、平成20年国土交通省告示第85号「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」(令和4年8月15日改正、令和5年1月1日施行)において加対象とされた建設機械の列举であり、これ以降に当該告示が改正された場合は、改正後の告示の施行日以降に審査基準日を迎える入札においては、改正後の告示に示される建設機械の保有状況を評価する。

エ 過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績等・・・配点表3(4)

従事実績及び表彰実績のそれぞれにおいて該当する配点を合計した値を申請者の得点とします。

札幌市が○～○年度に発注した道路維持除雪業務又は雪堆積場管理業務のいずれかを元請として(共同企業体による場合を含む。)履行した実績を有しているか、また、○～○年度に、札幌市が発注した当該業務又は札幌市緊急除排雪実施本部の判断に基づき札幌市が要請した大雪等応援業務において一度でも除雪表彰を受けているかについて審査します。ただし、本項目は、評価項目に関する申告書(様式11)の申請に基づき評価するものとしますが、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において札幌市水道局が発注する本工事と同工種の他の総合評価落札方式(計画審査型、実績評

価Ⅰ型及び実績評価Ⅱ型に限る。)の入札に参加する場合は、重複して申請することはできません(同一開札日の工事に重複して申請を行った場合は、当該工事の調達案件番号を10桁の数字とみなし、当該数字が最も小さい工事にのみ申請があったものとします。)。また、本年度( 年 月 日告示分以降。ただし、調達案件番号の最初の二桁が〇〇である工事を除く。)において、申請者が当該申請のあった札幌市水道局発注の工事を受注した者(共同企業体の構成員を含む。)である場合は、当該工事の落札決定通知日以降、当該工事と同工種(当該工事が異工種により結成した共同企業体として受注した工事である場合は、担当工種)の札幌市水道局発注の総合評価落札方式(計画審査型、実績評価Ⅰ型及び実績評価Ⅱ型に限る。)の技術評価では本項目は審査せず、評価対象としません。なお、受注件数には共同企業体により受注した工事を含み、異工種により結成した共同企業体の場合は、担当した工種によるものとします。

なお、他の工事において既に本項目を申請した者であっても、当該他の工事が低入札価格調査その他の事由により当初の落札決定予定日において落札決定していない場合、かつ、当該他の工事の調査対象者又は落札予定者となっていない場合には、当該他の工事の入札説明書の記載内容に関わらず、本工事において、当該他の工事と重複して本項目を申請できるものとします。

また、当該他の工事において調査対象者又は落札予定者が落札者とは認められなかった場合、当該他の工事において本項目の申請をした者で、かつ、本工事において本項目の申請をした者については、本工事における本項目の申請を有効とする一方、当該他の工事において、本項目の点数は除外した上で総合評価点を再計し、新たな落札予定者を決定するものとします。

(評価項目に関する申告書(様式11)を提出すること。)

#### オ 障がい者の雇用状況・・・配点表3(5)

申請者が、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たしているかについて審査します。なお、(イ)において、当該障がい者が代表者(経営者)である場合には、評価対象としません(役員は可)。

(ア) 障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がある者で、障がい者を法定雇用率(〇.〇%)以上雇用している。

(申請者が特例子会社制度等、複数の事業主で実雇用率を通算することができる制度の適用を受けている場合であっても、申請者単独の雇用率により審査する。公共職業安定所長へ提出した直近の「障害者雇用状況報告書」の事業主控(公共職業安定所の受付印があるもの。ただし、電子申請した場合は、受付印に代わり、提出完了画面やマイページの「申請案件一覧」等の申請状況を確認できる画面を印刷したものを添付すること。)の写し等を添付すること。)

(イ) 障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がなく、申請書等提出期限日現在で、障がい者を1人以上雇用している。

(評価項目に関する申告書(様式11)を提出すること。また、雇用関係を証明できる書類、障がい者手帳(「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手

帳)の写しを添付すること。なお、障がい者手帳の写しは、プライバシー保護の観点から顔写真及び障がい名を黒で塗りつぶすこと。)

カ 本工事に関連する本市まちづくり事業等の活動実績・・・配点表3(6)

年4月1日から 年3月31日までの間、本市が実施する次のまちづくり事業等の活動実績があるかについて審査します。

.

## 5 総合評価の方法について

### (1) 評価項目の評価区分及び配点について

別記3-2「総合評価落札方式(実績評価I型)技術評価項目配点表」のとおり

※ 共同企業体による申請の場合、配点表の1(3)、(4)及び2(2)の評価項目は、構成員それぞれの工種及び等級ごとに、様式12「工事成績区分表」にある基準点数に基づいて評価を行います。(必要な場合のみ記載)

### (2) 技術評価点の算出について

本工事の入札参加条件に示す過去の施工実績の要件を満たす者に標準点として100点を与え、これに上記(1)に基づき得た得点から、以下の算式により求められた加算点との合計を技術評価点とします。ただし、その者の入札価格によって札幌市水道局工事等低入札価格調査要領(平成15年2月19日管理者決裁。以下「低入札調査要領」という。)第9条の2に規定する調査により失格となる者及び入札価格が予定価格を超過した者については、技術評価点は算出しません。

加算点 = (申請者の得点 / 評価項目の配点合計) × 15点 (小数点第4位切捨て)

※ 共同企業体での申請における、各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目の得点を算出の後、出資割合を乗じて得た点数の合計(小数点第4位切捨て)とします。(ただし、評価項目「市内企業活用の施工計画」及び「現場代理人の従事経験」については、代表者の得点をもって共同企業体の得点とします。)(必要な場合のみ記載)

### (3) 入札の執行について

ア 告示(別表)に記載された開札予定日時に開札を行い、落札を保留します。(開札時点では、落札予定者の決定は行いません。)

イ 入札価格及び技術評価に関する資料に基づき、以下の算式によって求められた総合評価点の最も高い者を落札予定者とします。ただし、入札価格が低入札調査要領第4条に規定する調査基準価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る者については、算式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて総合評価点を算出するものとします。

また、落札となるべき同点の総合評価点を得た者が複数あるときは、以下の算式による総合評価点の小数点第4位以下を切り捨てない場合により高い評価点となる者を落札者とします。これによってもなお同点である場合には、くじ引き(電子入札案件においては電子入札システムのくじ機能)により落札者を決定するものとします。

総合評価点 = (技術評価点 / 入札価格) × 10,000,000 (小数点第4位切捨て)

ウ 上記イの総合評価点が、標準点(100点)を予定価格で除した後、10,000,000を乗じ

て得た数値を下回る者は、落札予定者としません。

エ 本工事は低入札価格調査の対象であり、落札予定者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の入札者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とすることがあります。

(4) 落札者の決定について

ア 落札者の決定にあたっては、落札予定者を本工事の落札者とするものの可否について審議を行います。

イ 落札決定を行ったときは、告示（別表）に示す落札結果通知予定日までに、落札決定の通知を書面により行います。（電子入札案件の場合は、電子入札システムにより行う予定です。）

(5) 総合評価の結果の公表について

ア 落札者の決定後に、本工事における総合評価に関する審査結果の公表を行います。

イ 入札参加者は、公表された自らの技術評価点に疑義がある場合は、落札結果の通知を行った日から3日以内に、様式9により疑義の照会ができます。その場合の回答は書面にて後日行います。

6 市内企業活用の施工計画に係るしゅん功時調査

評価項目「市内企業活用の施工計画」において加算点を得た請負人は、本工事のしゅん功時に市内企業の施工報告書（様式16）及び下請業者等一覧表（様式17）を提出してください。本報告書等に基づき、申告した内容が達成されているか調査を行い、未達成であれば、工事成績評定から〇点減点を行います。達成されているかの判断は、「4 技術評価項目について」で示した当該評価項目に係る算出式（請負額はしゅん功時の最終的な請負額とする。）によるしゅん功時の市内企業の施工比率が、当初申告した区分の下限比率（評価区分「95%以上」の場合は95%、「60%以上95%未満」の場合は60%とする。以下、同じ。）以上であること、又は、しゅん功時の市内企業施工額が、当初の請負額に当初申告した区分の下限比率を乗じた額以上であることにより行います。（必要な場合のみ記載）

7 その他留意事項

- (1) 特に記載のある場合を除き、技術資料に関する審査は申請書等提出期限日を基準日として行います。
- (2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された技術資料は、返却しません。
- (4) 総合評価に関する審査結果を除き、提出された資料等は原則として公表しません。
- (5) 提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除あるいは参加停止等の措置を行うことがあります。

- (6) この説明書に記載の無い事項については、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成 17 年 4 月 6 日管理者決裁）に基づく一般競争入札の取扱いによるものとします。
- (7) 複数の技術者を配置予定者とし、関連する技術評価点の合計点が技術者ごとに異なる場合は、最も低い技術者の技術評価点の合計点をもって評価を行います。

#### 8 問い合わせ先

本工事の入札手続に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒060-0411 札幌市中央区大通東 11 丁目

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011

注) 本書は標準的な書式であり、選択した評価項目に応じて加除修正し、入札説明書として過不足なく作成すること。

別記 2 - 3 (標準入札説明書例)

総合評価落札方式 (実績評価Ⅱ型) 入札説明書

工事番号	( ) 第 号
工事名	

上記の一般競争入札対象工事については、下記により入札手続きを行いますので、入札参加希望者は、本工事の申請書等提出期限までに総合評価に必要な関係書類を提出してください。

記

1 入札方式について

本工事は、施工能力等価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式 (実績評価Ⅱ型)」の適用工事です。

2 提出を要する資料

入札参加希望者は、「 年 ( 年) 月 日付け札幌市水道局告示第〇〇号」及び「入札説明書」の入札参加資格に示された以下の必要書類及び技術評価に関する資料を、申請書等提出期限までに提出してください。資料の一部でも提出が無い場合は、入札に参加することはできません。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書 (札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式 2)

イ 同種工事施工実績書 (同様式 3)

ウ 配置予定技術者経歴書 (同様式 4)

エ 技術評価申告事項 (様式 6)

オ 評価項目に関する申告書 (様式 11 ※提出が必要な場合のみ)

カ 活動実績申告書 (様式 15 ※提出が必要な場合のみ)

キ その他告示等で示された必要書類

※ 共同企業体で参加する場合は、特に定めのあるものを除き、構成員全員が上記イ～キの資料を提出してください。(共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載)

3 技術評価に関する資料等について

提出資料の作成にあたっては、以下の点に留意して作成してください。

- (1) 配置予定技術者経歴書 (札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式 4)

配置予定技術者の氏名、最終学歴（必要な場合に限る。）、本工事に係る技術資格等及び以下の項目について記入し、必要な資料を添付してください。

ア 入札参加条件における従事経験

本工事の告示（別表）において、入札参加条件として技術者の従事経験を求めている場合は、工事名、発注者及びしゅん功日を記入し、当該工事が確認できる工事関係書類を添付してください。

イ 過去10年間の主任（監理）技術者等の従事経験

配置予定技術者が、年4月1日以降にしゅん功の同種工事に主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は担当技術者として従事した経験を有する場合は、工事名、従事内容及びしゅん功日を記入し、当該工事のコリンズの登録内容確認書（工事カルテ）の写しを添付してください。コリンズの登録内容確認書（工事カルテ）が無い場合には、従事した立場が確認できる工事関係書類を添付してください。

ウ 現場代理人の従事経験

年4月1日以降にしゅん功した公共工事における同種工事に現場代理人として従事した経験を有する場合は、工事名、発注者及びしゅん功日を記入し、当該工事のコリンズの登録内容確認書（工事カルテ）の写しを添付してください。コリンズの登録内容確認書（工事カルテ）が無い場合には、従事した事実が確認できる工事関係書類を添付してください。

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。（共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載）

(2) 技術評価申告事項（様式6）

評価項目となっているものについて記入してください。記入箇所が網掛けされている場合には、申告内容を証明する挙証書類等が必要になりますので、告示及び本入札説明書等で確認のうえ、必要書類を添付してください。

(3) 評価項目に関する申告書（様式11）

ア 任意項目の申請

本工事に係る任意の評価項目に関し、申請の有無を記入のうえ、提出してください。

イ 建設機械の保有状況

本工事における主要建設機械及び経営事項審査評価対象の建設機械を所有又はリースしている場合は、その内容を記入し、挙証書類とともに提出してください。（所有又はリースしていない場合は、提出する必要はありません。）

ウ 市内企業活用の施工計画

本工事に係る市内企業の施工比率に関し、計画内容に応じて、提出してください。（計画している施工比率が評価対象とならない比率である場合は、提出する必要はありません。）

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。（共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載）

エ 雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 43 条第 7 項に基づく報告義務がなく、障がい者を雇用している場合は、その内容を記入し、挙証書類とともに提出してください。（該当しない場合は、提出する必要はありません。）

(4) 活動実績申告書（様式 15）

災害時協力協定に基づく災害対応活動又は札幌市主催の防災訓練等への参加がある場合に、提出してください。なお、本申告書は、申請書等提出期限日以前に、いったん各活動の所管部署へ提出し、押印を受けたものを申請書類として提出してください（写し可）。所管部署の押印がないものは無効とします。

4 技術評価項目について

技術評価における評価項目及び審査の基準は以下のとおりとします。

(1) 企業の評価

ア 公共工事の施工実績・・・別記 3-3 「総合評価落札方式（実績評価Ⅱ型）技術評価項目配点表」（以下「配点表」という。） 1（1）

同種工事施工実績書に記載された工事が、公共工事であるかについて審査します。

公共工事とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第 3 条第 24 号に掲げる公共機関等が発注した工事とします（以下、同じ。）。

イ 提出された工事实績の成績点・・・配点表 1（2）

同種工事施工実績書に記載された工事が、年 4 月 1 日から 年 3 月 31 日までにしゅん功した当初設計金額が 500 万円以上の本市発注工事（土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事）である場合、その工事の工事成績評定点について審査します。

ウ 企業の工事成績の平均点・・・配点表 1（3）

申請者が、年 4 月 1 日から 年 3 月 31 日までにしゅん功した当初設計金額が 500 万円以上の本市発注工事（土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事）の施工実績を有する場合、本工事と同工種（〇〇工種。以下同じ。）の工事成績評定点の平均点について審査します。

なお、平均点は、年 4 月 1 日から 年 3 月 31 日までにしゅん功した当初設計金額 500 万円以上の本市発注工事（土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事）のうち、本工事と同工種の工事成績評定点を対象として、年度ごとに平均点を算出し、更にこれを平均したもの（小数点第 3 位以下切捨て）とします。

エ 過去 5 年間の本市工事表彰回数・・・配点表 1（4）

申請者が、年 4 月 1 日から 年 3 月 31 日までにしゅん功した工事について、本市から工事表彰を受けているかについて審査します。表彰回数については、しゅん功年度ごとに、当該表彰の所管部単位で算定するものとし、同一年度において複数の工事を表彰された場合であっても、当該表彰の所管部が同一のときは 1 回として算定します。

また、本項目は、評価項目に関する申告書（様式 11）の申請に基づき評価するものと

しますが、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において札幌市水道局が発注する本工事と同工種の他の総合評価落札方式（計画審査型、実績評価Ⅰ型及び実績評価Ⅱ型に限る。）の入札に参加する場合は、重複して申請することはできません

（同一開札日の工事に重複して申請を行った場合は、当該工事の調達案件番号を10桁の数字とみなし、当該数字が最も小さい工事のみ申請があったものとします。）。また、本年度（ 年 月 日告示分以降。ただし、調達案件番号の最初の二桁が〇〇である工事を除く。）において、申請者が当該申請のあった札幌市水道局発注の工事を受注した者（共同企業体の構成員を含む。）である場合は、当該工事の落札決定通知日以降、当該工事と同工種（当該工事が異工種により結成した共同企業体として受注した工事である場合は、担当工種）の札幌市水道局発注の総合評価落札方式の技術評価では本項目は審査せず、評価対象としません。受注件数には共同企業体により受注した工事を含み、異工種により結成した共同企業体の場合は、担当した工種によるものとします。

なお、他の工事において既に本項目を申請した者であっても、当該他の工事が低入札価格調査その他の事由により当初の落札決定予定日において落札決定していない場合で、かつ、当該他の工事の調査対象者又は落札予定者となっていない場合には、当該他の工事の入札説明書の記載内容に関わらず、本工事において、当該他の工事と重複して本項目を申請できるものとします。

また、当該他の工事において調査対象者又は落札予定者が落札者とは認められなかった場合、当該他の工事において本項目の申請をした者で、かつ、本工事において本項目の申請をした者については、本工事における本項目の申請を有効とする一方、当該他の工事において、本項目の点数は除外した上で総合評価点を再計し、新たな落札予定者を決定するものとします。

（評価項目に関する申告書（様式11）を提出すること。）

オ ISO9001又はサッポロQMSの取得状況・・・配点表1（5）

申請者が、本工事に適用するISO9001又はサッポロQMSを認証取得しているかについて審査します。

（登録証の写しを添付すること。）

カ 環境対策認証等の取得状況・・・配点表1（6）

申請者が、環境対策認証等を取得しているかについて審査します。なお、評価対象となる環境対策認証等は、本工事に適用するISO14001の認証、札幌市生活環境の確保に関する条例（平成14年条例第5号）に基づく環境保全行動計画書の提出、エコアクション21の認証又は北海道環境マネジメントシステムスタンダードの認証のいずれかとし、審査基準日において有効であるものとします。なお、環境保全行動計画書については、審査基準日が当該計画期間内であるもの（審査基準日が当該計画の更新年度の4月から7月の期間内である場合には、前年度が当該計画期間内であるもの）を対象とします。

※ 環境保全行動計画書については、当該計画提出書の写しを添付すること。（担当課：環境局環境都市推進部エコエネルギー推進課）

※ 環境保全行動計画書を除くその他の認証等については、登録証の写しを添付すること。

キ 本工事における主要建設機械の保有状況・・・配点表1（7）

申請者が、本工事における主要建設機械について、1台以上所有若しくはファイナンス・リース契約しているか、又はファイナンス・リース以外のリース契約をしているかについて審査します。ファイナンス・リースとは、企業会計基準委員会が定めるリース取引に関する会計基準及び同基準の適用指針における「ファイナンス・リース取引」の定義を満たすものとします。なお、所有、リース共に、対象となる建設機械について、申請者以外の者に対し貸付又は転貸を行っている場合は、評価対象としません。

本工事における主要建設機械とは、次の機械を指します。

・

（複数の建設機械が指定されている場合は、その全てについて、所有又はファイナンス・リース契約している場合のみ、「自社所有又は長期リース（ファイナンス・リース）契約の建設機械有り」の区分として評価する。）

（評価項目に関する申告書（様式11）を提出すること。また、挙証書類として、次の書類を提出すること。なお、本工事において申告する建設機械がリースによる場合は、申請書等提出期限日を含む2年以上のリース期間（自動更新条項を適用する場合を含む。）となっているものに限る。）

①売買契約書又はリース契約書等

②当該対象の建設機械について、検査の履行を確認できる書類の写し（特定自主検査記録表など法令により検査が義務付けられている場合に限る。）

③対象要件が確認できるカタログ等の写し

※〇〇等（必要に応じて追加）

ク 市内企業活用の施工計画・・・配点表1（8）

本工事に係る市内企業の施工比率の計画について、以下の①～③のいずれの区分に該当するかを審査します。

①本工事に係る市内企業の施工比率が95%以上

②本工事に係る市内企業の施工比率が60%以上95%未満

③本工事に係る市内企業の施工比率が60%未満

（①、②については、評価項目に関する申告書（様式11）を提出すること。）

なお、市内企業とは、札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者（建設業許可を得ていない者である場合には、札幌市内に本店又は本社を有する者）を指し、一次下請企業とは、施工体系図に記載される元請と直接契約を締結する者で、本工事において建設業法に定める建設工事に従事する者を指します。また、施工比率の算出は以下のとおりとします。

市内企業の施工比率 (%)

$$= \{ (\text{自社施工額} + \text{一次下請施工額}) \text{のうち市内企業施工額} \} / \text{請負額} \times 100$$

(小数点以下切捨て)

- ┌ 自社施工額：請負額のうち一次下請施工額以外の金額 (税込)
- ├ 一次下請施工額：元請 (自社) から一次下請企業への支払金額 (税込)
- └ 請負額：入札金額の税込額

※元請が市内企業及び市内企業以外の企業で構成される共同企業体である場合には、自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち市内企業である構成員の施工額を、自社施工額の中の市内企業施工額とする。(共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載)

本項目に関しては、申告した内容が達成されているかについてしゅん功時に調査するものとし、未達成であれば工事成績評定より減点となります。しゅん功時の調査に関しては、「6 市内企業活用の施工計画に係るしゅん功時調査」を参照してください。

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。(共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載)

## (2) 配置予定技術者の評価

### ア 過去 10 年間の主任 (監理) 技術者等の従事経験・・・配点表 2 (1)

年 4 月 1 日以降にしゅん功した同種の工事において、どのような立場で従事したか (複数配置された技術者の中で、統括的・中心的立場であったか又は補助的立場であったかなど) について審査します。

なお、技術者における同種工事とは、〇〇工事のことを指します。

### イ 主任 (監理) 技術者に係る資格保有状況・・・配点表 2 (2)

配置予定技術者の保有する資格について、以下の①～③のいずれの区分に該当するかを審査します。

① 1 級 建設業法 (以下「法」という。) 第 15 条第 2 号イに該当する者

② 2 級 法第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付 (以下「免許等」という。) で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、上記①に該当しない者

③ その他 上記①及び②に該当しない者

### ウ 本工事に関連する資格保有状況・・・配点表 2 (3)

配置予定技術者が、次の資格等を保有しているかについて審査します。

・

(配置予定技術者経歴書 (様式 4) の所定の欄に必要な事項を記入の上、資格取得状況等を証明できる書類を添付すること。)

### エ 現場代理人の従事経験・・・配点表 2 (4)

年 4 月 1 日以降にしゅん功した公共工事における同種工事に現場代理人として従事

した経験について審査します。

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。(共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載)

(3) 地域貢献等の評価

ア 本店所在地等・・・配点表3(1)

札幌市内に、本工事の工種に対応した建設業の許可上の主たる営業所があるか、又は従たる営業所があるかについて審査します。

イ 過去3年間の災害対応等の活動実績・・・配点表3(2)

別紙「災害時協力協定一覧」に掲げる協定の対象となる者であり、かつ、年4月1日以降、当該協定に基づく災害対応活動の実績(完了しているものに限る。本市主催の防災訓練等への参加を含む。)があるかについて審査します。

(活動実績を有する場合には、活動実績申告書(様式15)を提出すること。なお、本申告書は、申請書等提出期限日以前に、いったん各活動の所管部署へ提出し、押印を受けたものを申請書類として提出すること(写し可)。所管部署の押印がないものは無効とする。)

ウ 経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況・・・配点表3(3)

申請者が、経営事項審査評価対象の建設機械を1台以上所有又はリースしているかについて審査します。なお、経営事項審査評価対象の建設機械とは、建設業法に定める経営事項審査において評価対象となる**建設機械**を指し、直近の経営事項審査において評価された建設機械の保有状況について評価します。**なお、経営事項審査において加点対象となる建設機械の詳細は下表のとおりです。**

(評価項目に関する申告書(様式11)を提出すること。ただし、直近の経営規模等評価結果通知書において、「建設機械の所有及びリース台数」が0台で、かつ、経営事項審査の審査基準日以降に新規で所有又はリースした場合には、挙証書類として、売買契約書又はリース契約書、特定自主検査記録表など法令により検査が義務付けられている場合には当該検査の履行を確認できる書類及び対象要件が確認できるカタログ等を添付すること(写し可)。なお、この場合のリースによる建設機械は、申請書等提出期限日を含む2年以上のリース期間(自動更新条項を適用する場合を含む。)となっているものに限る。)

建設機械	摘要
ショベル系掘削機	建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定されるもの
ブルドーザー	
トラクターショベル	
モーターグレーダー	
ダンプ車	土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレ

	ーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの
移動式クレーン	労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号) (以下「安衛令」という。) 第 12 条第 1 項第 4 号に掲げるつり上げ荷重が 3 トン以上のもの
高所作業車	安衛令第 13 条第 3 項第 34 号に掲げる作業床の高さが 2 メートル以上のもの
締固め用機械	安衛令別表第 7 第 4 号に掲げるもの
解体用機械	安衛令別表第 6 号に掲げるもの

※上記の表は、平成 20 年国土交通省告示第 85 号「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」(令和 4 年 8 月 15 日改正、令和 5 年 1 月 1 日施行)において加対象とされた建設機械の列举であり、これ以降に当該告示が改正された場合は、改正後の告示の施行日以降に審査基準日を迎える入札においては、改正後の告示に示される建設機械の保有状況を評価する。

エ 過去 5 年間の本市雪対策事業等の従事実績等・・・配点表 3 (4)

従事実績及び表彰実績のそれぞれにおいて該当する配点を合計した値を申請者の得点とします。

札幌市が○～○年度に発注した道路維持除雪業務又は雪堆積場管理業務のいずれかを元請として(共同企業体による場合を含む。)履行した実績を有しているか、また、○～○年度に、札幌市が発注した当該業務又は札幌市緊急除排雪実施本部の判断に基づき札幌市が要請した大雪等応援業務において一度でも除雪表彰を受けているかについて審査します。ただし、本項目は、評価項目に関する申告書(様式 11)の申請に基づき評価するものとしますが、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において札幌市水道局が発注する本工事と同工種の他の総合評価落札方式(計画審査型、実績評価Ⅰ型及び実績評価Ⅱ型に限る。)の入札に参加する場合は、重複して申請することはできません(同一開札日の工事に重複して申請を行った場合は、当該工事の調達案件番号を 10 桁の数字とみなし、当該数字が最も小さい工事にのみ申請があったものとします。)。また、本年度( 年 月 日告示分以降。ただし、調達案件番号の最初の二桁が○○である工事を除く。)において、申請者が当該申請のあった札幌市水道局発注の工事を受注した者(共同企業体の構成員を含む。)である場合は、当該工事の落札決定通知日以降、当該工事と同工種(当該工事が異工種により結成した共同企業体として受注した工事である場合は、担当工種)の札幌市水道局発注の総合評価落札方式(計画審査型、実績評価Ⅰ型及び実績評価Ⅱ型に限る。)の技術評価では本項目は審査せず、評価対象としません。なお、受注件数には共同企業体により受注した工事を含み、異工種により結成した共同企業体の場合は、担当した工種によるものとします。

なお、他の工事において既に本項目を申請した者であっても、当該他の工事が低入札価格調査その他の事由により当初の落札決定予定日において落札決定していない場合、かつ、当該他の工事の調査対象者又は落札予定者となっていない場合には、当該他の工事の入札説明書の記載内容に関わらず、本工事において、当該他の工事と重複して本項

目を申請できるものとします。

また、当該他の工事において調査対象者又は落札予定者が落札者とは認められなかった場合、当該他の工事において本項目の申請をした者で、かつ、本工事において本項目の申請をした者については、本工事における本項目の申請を有効とする一方、当該他の工事において、本項目の点数は除外した上で総合評価点を再計し、新たな落札予定者を決定するものとします。

(評価項目に関する申告書(様式11)を提出すること。)

#### オ 障がい者の雇用状況・・・配点表3(5)

申請者が、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たしているかについて審査します。なお、(イ)において、当該障がい者が代表者(経営者)である場合には、評価対象としません(役員は可)。

(ア) 障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がある者で、障がい者を法定雇用率(〇.〇%)以上雇用している。

(申請者が特例子会社制度等、複数の事業主で実雇用率を通算することができる制度の適用を受けている場合であっても、申請者単独の雇用率により審査する。公共職業安定所長へ提出した直近の「障害者雇用状況報告書」の事業主控(公共職業安定所の受付印があるもの。ただし、電子申請した場合は、受付印に代わり、提出完了画面やマイページの「申請案件一覧」等の申請状況を確認できる画面を印刷したものを添付すること。)の写し等を添付すること。)

(イ) 障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がなく、申請書等提出期限日現在で、障がい者を1人以上雇用している。

(評価項目に関する申告書(様式11)を提出すること。また、雇用関係を証明できる書類、障がい者手帳(「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」)の写しを添付すること。なお、障がい者手帳の写しは、プライバシー保護の観点から顔写真及び障がい名を黒で塗りつぶすこと。)

#### カ 本工事に関連する本市まちづくり事業等の活動実績・・・配点表3(6)

年4月1日から 年3月31日までの間、本市が実施する次のまちづくり事業等の活動実績があるかについて審査します。

.

### 5 総合評価の方法について

#### (1) 評価項目の評価区分及び配点について

別記3-3「総合評価落札方式(実績評価Ⅱ型)技術評価項目配点表」のとおり

※ 共同企業体による申請の場合、配点表の1(2)及び(3)の評価項目は、構成員それぞれの工種及び等級ごとに、様式12「工事成績区分表」にある基準点数に基づいて評価を行います。(必要な場合のみ記載)

#### (2) 技術評価点の算出について

本工事の入札参加条件に示す過去の施工実績の要件を満たす者に標準点として100点を

与え、これに上記(1)に基づき得た得点から、以下の算式により求められた加算点との合計を技術評価点とします。ただし、その者の入札価格によって札幌市水道局工事等低入札価格調査要領（平成15年2月19日管理者決裁。以下「低入札調査要領」という。）第9条の2に規定する調査により失格となる者及び入札価格が予定価格を超過した者については、技術評価点は算出しません。

加算点＝（申請者の得点／評価項目の配点合計）×15点（小数点第4位切捨て）

※ 共同企業体での申請における、各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目の得点を算出の後、出資割合を乗じて得た点数の合計（小数点第4位切捨て）とします。

（ただし、評価項目「市内企業活用の施工計画」及び「現場代理人の従事経験」については、代表者の得点をもって共同企業体の得点とします。）（必要な場合のみ記載）

(3) 入札の執行について

ア 告示（別表）に記載された開札予定日時に開札を行い、落札を保留します。（開札時点では、落札予定者の決定は行いません。）

イ 入札価格及び技術評価に関する資料に基づき、以下の算式によって求められた総合評価点の最も高い者を落札予定者とします。ただし、入札価格が低入札調査要領第4条に規定する調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る者については、算式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて総合評価点を算出するものとします。

また、落札となるべき同点の総合評価点を得た者が複数あるときは、以下の算式による総合評価点の小数点第4位以下を切り捨てない場合により高い評価点となる者を落札者とします。これによってもなお同点である場合には、くじ引き（電子入札案件においては電子入札システムのくじ機能）により落札者を決定するものとします。

総合評価点＝（技術評価点／入札価格）×10,000,000（小数点第4位切捨て）

ウ 上記イの総合評価点が、標準点（100点）を予定価格で除した後、10,000,000を乗じて得た数値を下回る者は、落札予定者としません。

エ 本工事は低入札価格調査の対象であり、落札予定者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとして、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の入札者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする場合があります。

(4) 落札者の決定について

ア 落札者の決定にあたっては、落札予定者を本工事の落札者とするものの可否について審議を行います。

イ 落札決定を行ったときは、告示（別表）に示す落札結果通知予定日までに、落札決定の通知を書面により行います。（電子入札案件の場合は、電子入札システムにより行う予定です。）

(5) 総合評価の結果の公表について

ア 落札者の決定後に、本工事における総合評価に関する審査結果の公表を行います。

イ 入札参加者は、公表された自らの技術評価点に疑義がある場合は、落札結果の通知を行った日から3日以内に、様式9により疑義の照会ができます。その場合の回答は書面にて後日行います。

## 6 市内企業活用の施工計画に係るしゅん功時調査

評価項目「市内企業活用の施工計画」において加算点を得た請負人は、本工事のしゅん功時に市内企業の施工報告書(様式16)及び下請業者等一覧表(様式17)を提出してください。本報告書等に基づき、申告した内容が達成されているか調査を行い、未達成であれば、工事成績評定から〇点減点を行います。達成されているかの判断は、「4 技術評価項目について」で示した当該評価項目に係る算出式(請負額はしゅん功時の最終的な請負額とする。)によるしゅん功時の市内企業の施工比率が、当初申告した区分の下限比率(評価区分「95%以上」の場合は95%、「60%以上95%未満」の場合は60%とする。以下、同じ。)以上であること、又は、しゅん功時の市内企業施工額が、当初の請負額に当初申告した区分の下限比率を乗じた額以上であることにより行います。(必要な場合のみ記載)

## 7 その他留意事項

- (1) 特に記載のある場合を除き、技術資料に関する審査は申請書等提出期限日を基準日として行います。
- (2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された技術資料は、返却しません。
- (4) 総合評価に関する審査結果を除き、提出された資料等は原則として公表しません。
- (5) 提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除あるいは参加停止等の措置を行うことがあります。
- (6) この説明書に記載の無い事項については、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱(平成17年4月6日管理者決裁)に基づく一般競争入札の取扱いによるものとします。
- (7) 複数の技術者を配置予定者とし、関連する技術評価点の合計点が技術者ごとに異なる場合は、最も低い技術者の技術評価点の合計点をもって評価を行います。

## 8 問い合わせ先

本工事の入札手続に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒060-0411 札幌市中央区大通東11丁目

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011

注) 本書は標準的な書式であり、選択した評価項目に応じて加除修正し、入札説明書として過不足なく作成すること。

別記 2 - 4 (標準入札説明書例)

総合評価落札方式 (人材育成型) 入札説明書

工事番号	( ) 第 号
工事名	

上記の一般競争入札対象工事については、下記により入札手続きを行いますので、入札参加希望者は、本工事の申請書等提出期限までに総合評価に必要な関係書類を提出してください。

記

1 入札方式について

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式 (人材育成型)」の適用工事です。

2 提出を要する資料

入札参加希望者は、「年 ( 年) 月 日付け札幌市水道局告示第〇〇号」及び「入札説明書」の入札参加資格に示された以下の必要書類及び技術評価に関する資料を、申請書等提出期限までに提出してください。資料の一部でも提出が無い場合は、入札に参加することはできません。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書 (札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式 2)

イ 同種工事施工実績書 (同様式 3)

ウ 配置予定技術者経歴書 (同様式 4)

エ 技術評価申告事項 (様式 6)

オ 評価項目に関する申告書 (様式 11 ※提出が必要な場合のみ)

カ その他告示等で示された必要書類

※ 共同企業体で参加する場合は、特に定めのあるものを除き、構成員全員が上記イ～カの資料を提出してください。(共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載)

3 技術評価に関する資料等について

提出資料の作成にあたっては、以下の点に留意して作成してください。

(1) 配置予定技術者経歴書 (札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式 4)

配置予定技術者の氏名、最終学歴 (必要な場合に限る。)、本工事に係る技術資格等及び

以下の項目について記入し、必要な資料を添付してください。

ア 入札参加条件における従事経験

本工事の告示（別表）において、入札参加条件として技術者の従事経験を求めている場合は、工事名、発注者及びしゅん功日を記入し、当該工事が確認できる工事関係書類を添付してください。

イ 現場代理人の従事経験

年4月1日以降にしゅん功した公共工事に現場代理人として従事した経験を有する場合は、工事名、発注者及びしゅん功日を記入し、当該工事の工事コリンズの登録内容確認書（工事カルテ）の写しを添付してください。コリンズの登録内容確認書（工事カルテ）が無い場合には、従事した事実が確認できる工事関係書類を添付してください。

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。（共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載）

(2) 技術評価申告事項（様式6）

評価項目となっているものについて記入してください。記入箇所が網掛けされている場合には、申告内容を証明する挙証書類等が必要になりますので、告示及び本入札説明書等で確認のうえ、必要書類を添付してください。

(3) 評価項目に関する申告書（様式11）

資格保有者（配置予定技術者を除く。）を3年以上雇用している場合又は過去5年間に新規学卒者を雇用している場合は、その内容を記入し、挙証書類とともに提出してください。

4 技術評価項目について

技術評価における評価項目及び審査の基準は以下のとおりとします。

(1) 企業の評価

ア 新規学卒者又は満35歳未満の中途採用者の雇用状況・・・別記3-4「総合評価落札方式（人材育成型）技術評価項目配点表」（以下「配点表」という。）1（1）

申請者が、年4月1日から年3月31日までに新規学卒者又は満35歳未満の中途採用者（以下「新規学卒者等」という。なお、中途採用者とは、新規学卒者以外の者のことをいう。以下同じ。）を雇用しているかについて審査します。なお、評価対象となる新規学卒者等とは、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等を卒業した後、卒業年度を含む4年度以内に雇用された新規学卒者又は雇用時点で満35歳未満の中途採用者とし、年4月1日現在申請者と1年以上の直接的、恒常的な雇用関係があり、雇用期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）である者に限ります（別表1・2参照）。また、申請者が社会保険等の強制適用事業所であり、かつ、当該新規学卒者等が社会保険等に未加入であった場合等には、評価対象としません。

（評価項目に関する申告書（様式11）を提出すること。また、次の書類を添付すること（写し可）。ただし、満35歳未満の中途採用者については、①の提出は不要とする。なお、労働基準法等法令に定められた書類の提出がない場合は、評価対象としません。）

①卒業証書又は卒業証明書

②雇用契約書又は労働条件通知書（雇用期間の定めがないことが確認できる書類）

③健康保険証

※被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコード含む）をマスキング（黒塗り）すること。

④健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書

- ・国民健康保険組合（全国土木建築健康保険組合を除く。）は提出必要
- ・上記以外は提出不要（全国健康保険協会等）

⑤雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

⑥その他必要書類

※別表1（新規学卒者の評価） 評価対象となる期間（◎：評価対象（過去3年間のうちに雇用有り） ○：評価対象（過去5年間のうちに雇用有り） ×：評価対象外）

卒業年月日	雇用年月日	年度						
		～	～	～	～	～	～	
～	～	×	×	×	×	×	×	×
～	～	×	○	×	×	×	×	×
～	～	×	○	○	×	×	×	×
～	～	×	○	○	◎	×	×	×
～	～	×	○	○	◎	◎	×	×
～	～	×	×	○	◎	◎	◎	×
～	～	×	×	×	◎	◎	◎	×
～	～	×	×	×	×	×	◎	×
	～	×	×	×	×	×	×	×

※別表2（満35歳未満の中途採用者の評価） 評価対象となる期間（○：評価対象（過去3年間のうちに雇用有り） △：評価対象（過去5年間のうちに雇用有り） ×：評価対象外）

雇用年月日	年度						
	～	～	～	～	～	～	
	×	△	△	○	○	○	×

イ 資格保有者の育成状況・・・配点表1（2）

満35歳未満の資格保有者（配置予定技術者を除く。）の雇用があり、かつ、雇用期間

が3年以上であるかについて評価します。なお、評価対象となる資格保有者とは、申請者と直接的、恒常的な雇用関係があり、雇用期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）である者に限ります。また、申請者が社会保険等の強制適用事業所であり、かつ、当該資格保有者が社会保険等に未加入であった場合等には、評価対象としません。

また、保有する資格については、本工事の工種に関わらず、以下の①～③のいずれの区分に該当するかを審査します。

①1級 建設業法（以下「法」という。）第15条第2号イに該当する者

②2級 法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、上記①に該当しない者

③その他 上記①及び②に該当しない者

（評価項目に関する申告書（様式11）を提出すること。また、(1)アに示す②～⑥の書類及び保有する資格を確認できる書類を添付すること（写し可）。）

ウ 若手・女性技術者の育成状況・・・配点表1（3）

配置予定技術者が満40歳未満又は女性であり、かつ、雇用期間が3年以上であるかについて評価します。

エ 札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証の取得状況・・・配点表1（4）

申請者が、札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証を取得しているかについて審査します。なお、従業員数は、直近の札幌市競争入札参加資格者名簿登録時における常勤職員数とします。

(2) 配置予定技術者の評価

ア 若手技術者の活用状況・・・配点表2（1）

配置予定技術者の年齢について審査します。

イ 女性技術者の活用状況・・・配点表2（2）

配置予定技術者が女性であるかについて審査します。

ウ 若手・女性技術者の資格保有状況・・・配点表2（3）

配置予定技術者が満40歳未満又は女性である場合に、保有する資格について、(1)イに示す①～③のいずれの区分に該当するかを審査します。

エ 若手・女性技術者の現場代理人の従事経験・・・配点表2（4）

配置予定技術者が満40歳未満又は女性である場合に、年4月1日以降にしゅん功した公共工事における本工事と同工種の工事又はその他の公共工事に現場代理人として従事した経験について審査します。公共工事とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条第24号に掲げる公共機関等が発注した工事とします。

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。（共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載）

## 5 総合評価の方法について

### (1) 評価項目の評価区分及び配点について

別記3-4「総合評価落札方式（人材育成型）技術評価項目配点表」のとおり

### (2) 技術評価点の算出について

本工事の入札参加条件に示す過去の施工実績の要件を満たす者に標準点として100点を与え、これに上記(1)に基づき得た得点から、以下の算式により求められた加算点との合計を技術評価点とします。ただし、その者の入札価格によって札幌市水道局工事等低入札価格調査要領（平成15年2月19日管理者決裁。以下「低入札調査要領」という。）第9条の2に規定する調査により失格となる者及び入札価格が予定価格を超過した者については、技術評価点は算出しません。

加算点＝（申請者の得点／評価項目の配点合計）×10点（小数点第4位切捨て）

※ 共同企業体での申請における、各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目の得点を算出の後、出資割合を乗じて得た点数の合計（小数点第4位切捨て）とします。（ただし、評価項目「若手・女性技術者の現場代理人の従事経験」については、代表者の得点をもって共同企業体の得点とします。）（必要な場合のみ記載）

### (3) 入札の執行について

ア 告示（別表）に記載された開札予定日時に開札を行い、落札を保留します。（開札時点では、落札予定者の決定は行いません。）

イ 入札価格及び技術評価に関する資料に基づき、以下の算式によって求められた総合評価点の最も高い者を落札予定者とします。ただし、入札価格が低入札調査要領第4条に規定する調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る者については、算式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて総合評価点を算出するものとします。

また、落札となるべき同点の総合評価点を得た者が複数あるときは、以下の算式による総合評価点の小数点第4位以下を切り捨てない場合により高い評価点となる者を落札者とします。これによってもなお同点である場合には、くじ引き（電子入札案件においては電子入札システムのくじ機能）により落札者を決定するものとします。

総合評価点＝（技術評価点／入札価格）×10,000,000（小数点第4位切捨て）

ウ 上記イの総合評価点が、標準点（100点）を予定価格で除した後、10,000,000を乗じて得た数値を下回る者は、落札予定者としません。

エ 本工事は低入札価格調査の対象であり、落札予定者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとして、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の入札者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする場合があります。

### (4) 落札者の決定について

ア 落札者の決定にあたっては、落札予定者を本工事の落札者とするものの可否について

審議を行います。

イ 落札決定を行ったときは、告示（別表）に示す落札結果通知予定日までに、落札決定の通知を書面により行います。（電子入札案件の場合は、電子入札システムにより行う予定です。）

(5) 総合評価の結果の公表について

ア 落札者の決定後に、本工事における総合評価に関する審査結果の公表を行います。

イ 入札参加者は、公表された自らの技術評価点に疑義がある場合は、落札結果の通知を行った日から3日以内に、様式9により疑義の照会ができます。その場合の回答は書面にて後日行います。

6 その他留意事項

(1) 特に記載のある場合を除き、技術資料に関する審査は申請書等提出期限日を基準日として行います。

(2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された技術資料は、返却しません。

(4) 総合評価に関する審査結果を除き、提出された資料等は原則として公表しません。

(5) 提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除あるいは参加停止等の措置を行うことがあります。

(6) この説明書に記載の無い事項については、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月6日管理者決裁）に基づく一般競争入札の取扱いによるものとします。

(7) 複数の技術者を配置予定者とし、関連する技術評価点の合計点が技術者ごとに異なる場合は、最も低い技術者の技術評価点の合計点をもって評価を行います。なお、評価項目「若手・女性技術者の育成状況」に関しては、「配置予定技術者の評価」と合算して評価することとします。（なお書き以下は、評価項目となっている場合のみ記載。）

7 問い合わせ先

本工事の入札手続に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒060-0411 札幌市中央区大通東11丁目

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011

注) 本書は標準的な書式であり、選択した評価項目に応じて加除修正し、入札説明書として過不足なく作成すること。

別記 2 - 5 (標準入札説明書例)

総合評価落札方式 (地域貢献 I 型) 入札説明書

工事番号	( ) 第 号
工事名	

上記の一般競争入札対象工事については、下記により入札手続きを行いますので、入札参加希望者は、本工事の申請書等提出期限までに総合評価に必要な関係書類を提出してください。

記

1 入札方式について

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式 (地域貢献 I 型)」の適用工事です。

2 提出を要する資料

入札参加希望者は、「 年 ( 年) 月 日付け札幌市水道局告示第〇〇号」及び「入札説明書」の入札参加資格に示された以下の必要書類及び技術評価に関する資料を、申請書等提出期限までに提出してください。資料の一部でも提出が無い場合は、入札に参加することはできません。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書 (札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式 2)

イ 同種工事施工実績書 (同様式 3)

ウ 配置予定技術者経歴書 (同様式 4)

エ 技術評価申告事項 (様式 6)

オ 評価項目に関する申告書 (様式 11 ※提出が必要な場合のみ)

カ 活動実績申告書 (様式 15 ※提出が必要な場合のみ)

キ その他告示等で示された必要書類

※ 共同企業体で参加する場合は、特に定めのあるものを除き、構成員全員が上記イ～キの資料を提出してください。(共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載)

3 技術評価に関する資料等について

提出資料の作成にあたっては、以下の点に留意して作成してください。

- (1) 配置予定技術者経歴書 (札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式 4)

配置予定技術者の氏名、最終学歴（必要な場合に限る。）、本工事に係る技術資格等及び以下の項目について記入し、必要な資料を添付してください。

ア 入札参加条件における従事経験

本工事の告示（別表）において、入札参加条件として技術者の従事経験を求めている場合は、工事名、発注者及びしゅん功日を記入し、当該工事が確認できる工事関係書類を添付してください。

(2) 技術評価申告事項（様式 6）

評価項目となっているものについて記入してください。記入箇所が網掛けされている場合には、申告内容を証明する挙証書類等が必要になりますので、告示及び本入札説明書等で確認のうえ、必要書類を添付してください。

(3) 評価項目に関する申告書（様式 11）

ア 建設機械の保有状況

経営事項審査評価対象の建設機械を所有又はリースしている場合は、その内容を記入し、挙証書類とともに提出してください。（所有又はリースしていない場合は、提出する必要はありません。）

イ 雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 43 条第 7 項に基づく報告義務がなく、障がい者を雇用している場合は、その内容を記入し、挙証書類とともに提出してください。（該当しない場合は、提出する必要はありません。）

(4) 活動実績申告書（様式 15）

災害時協力協定に基づく災害対応活動又は札幌市主催の防災訓練等への参加がある場合に、提出してください。なお、本申告書は、申請書等提出期限日以前に、いったん各活動の所管部署へ提出し、押印を受けたものを申請書類として提出してください（写し可）。所管部署の押印がないものは無効とします。

4 技術評価項目について

技術評価における評価項目及び審査の基準は以下のとおりとします。

(1) 企業の評価

ア 公共工事の施工実績・・・別記 3－5 「総合評価落札方式（地域貢献 I 型）技術評価項目配点表」（以下「配点表」という。） 1（1）

同種工事施工実績書に記載された工事が、公共工事であるかについて審査します。

公共工事とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第 3 条第 24 号に掲げる公共機関等が発注した工事とします。

イ 提出された工事实績の成績点・・・配点表 1（2）

同種工事施工実績書に記載された工事が、年 4 月 1 日から 年 3 月 31 日までにしゅん功した当初設計金額が 5 0 0 万円以上の本市発注工事（土木工種及び管工種について

は札幌市水道局発注工事)である場合、その工事の工事成績評定点について審査します。

ウ 企業の工事成績の平均点・・・配点表1(3)

申請者が、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した当初設計金額が500万円以上の本市発注工事(土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事)の施工実績を有する場合、本工事と同工種(〇〇工種。以下同じ。)の工事成績評定点の平均点について審査します。

なお、平均点は、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した当初設計金額500万円以上の本市発注工事(土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事)のうち、本工事と同工種の工事成績評定点を対象として、年度ごとに平均点を算出し、更にこれを平均したもの(小数点第3位以下切捨て)とします。

(2) 配置予定技術者の評価

ア 主任(監理)技術者に係る資格保有状況・・・配点表2(1)

配置予定技術者の保有する資格について、以下の①～③のいずれの区分に該当するかを審査します。

①1級 建設業法(以下「法」という。)第15条第2号イに該当する者

②2級 法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、上記①に該当しない者

③その他 上記①及び②に該当しない者

イ 本工事に関連する資格保有状況・・・配点表2(2)

配置予定技術者が、次の資格等を保有しているかについて審査します。

・

(配置予定技術者経歴書(様式4)の所定の欄に必要な事項を記入の上、資格取得状況等を証明できる書類を添付すること。)

(3) 地域貢献等の評価

ア 本市の社会資本を支える地元企業の契約件数の状況・・・配点表3(1)

札幌市内に本工事の工種に対応した建設業許可上の主たる営業所を有する者を対象とし、札幌市水道局が発注した当初設計金額250万円超の工事(随意契約による工事を除く。)に係る本年度(年 月 日告示分以降。ただし、調達案件番号の最初の二桁が〇〇である工事を除く。)における契約件数について評価します。なお、契約締結前であっても、落札決定通知がなされた工事については、当該通知日以降、算定対象に含むものとします。また、対象となる契約には、共同企業体により受注した工事に係る契約を含みます。

イ 過去3年間の災害対応等の活動実績・・・配点表3(2)

別紙「災害時協力協定一覧」に掲げる協定の対象となる者であり、かつ、年4月1日以降、当該協定に基づく災害対応活動の実績(完了しているものに限る。本市主催

の防災訓練等への参加を含む。)があるかについて審査します。

(活動実績を有する場合には、活動実績申告書(様式15)を提出すること。なお、本申告書は、申請書等提出期限日以前に、いったん各活動の所管部署へ提出し、押印を受けたものを申請書類として提出すること(写し可)。所管部署の押印がないものは無効とする。)

ウ 経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況・・・配点表3(3)

申請者が、経営事項審査評価対象の建設機械を1台以上所有又はリースしているかについて審査します。なお、経営事項審査評価対象の建設機械とは、建設業法に定める経営事項審査において評価対象となる**建設機械**を指し、直近の経営事項審査において評価された建設機械の保有状況について評価します。**なお、経営事項審査において加点対象となる建設機械の詳細は下表のとおりです。**

(評価項目に関する申告書(様式11)を提出すること。ただし、直近の経営規模等評価結果通知書において、「建設機械の所有及びリース台数」が0台で、かつ、経営事項審査の審査基準日以降に新規で所有又はリースした場合には、挙証書類として、売買契約書又はリース契約書、特定自主検査記録表など法令により検査が義務付けられている場合には当該検査の履行を確認できる書類及び対象要件が確認できるカタログ等を添付すること(写し可)。なお、この場合のリースによる建設機械は、申請書等提出期限日を含む2年以上のリース期間(自動更新条項を適用する場合を含む。)となっているものに限る。)

建設機械	摘要
ショベル系掘削機	建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定されるもの
ブルドーザー	
トラクターショベル	
モーターグレーダー	
ダンプ車	土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの
移動式クレーン	労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)(以下「安衛令」という。)第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上のもの
高所作業車	安衛令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上のもの
締固め用機械	安衛令別表第7第4号に掲げるもの
解体用機械	安衛令別表第6号に掲げるもの

※上記の表は、平成20年国土交通省告示第85号「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」(令和4年8月15日改正、令和5年1月1日施行)において加点対象とされた建設機械の列挙であり、これ以降に当該告示が改正された場合は、改正

後の告示の施行日以降に審査基準日を迎える入札においては、改正後の告示に示される建設機械の保有状況を評価する。

エ 過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績等・・・配点表3（4）

従事実績及び表彰実績のそれぞれにおいて該当する配点を合計した値を申請者の得点とします。

札幌市が○～○年度に発注した道路維持除雪業務又は雪堆積場管理業務のいずれかを元請として（共同企業体による場合を含む。）履行した実績を有しているか、また、○～○年度に、札幌市が発注した当該業務又は札幌市緊急除排雪実施本部の判断に基づき札幌市が要請した大雪等応援業務において一度でも除雪表彰を受けているかについて審査します。

オ 障がい者の雇用状況・・・配点表3（5）

申請者が、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たしているかについて審査します。なお、(イ)において、当該障がい者が代表者（経営者）である場合には、評価対象としません（役員は可）。

(ア) 障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がある者で、障がい者を法定雇用率（〇.〇％）以上雇用している。

（申請者が特例子会社制度等、複数の事業主で実雇用率を通算することができる制度の適用を受けている場合であっても、申請者単独の雇用率により審査する。公共職業安定所長へ提出した直近の「障害者雇用状況報告書」の事業主控（公共職業安定所の受付印があるもの。ただし、電子申請した場合は、受付印に代わり、提出完了画面やマイページの「申請案件一覧」等の申請状況を確認できる画面を印刷したものを添付すること。）の写し等を添付すること。）

(イ) 障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がなく、申請書等提出期限日現在で、障がい者を1人以上雇用している。

（評価項目に関する申告書（様式11）を提出すること。また、雇用関係を証明できる書類、障がい者手帳（「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」）の写しを添付すること。なお、障がい者手帳の写しは、プライバシー保護の観点から顔写真及び障がい名を黒で塗りつぶすこと。）

カ 過去3年間継続した本市ボランティア等まちづくり事業の活動実績・・・配点表3（6）

申請者が、 年4月1日から 年3月31日までの間、継続して、本市が実施する次のボランティア等の活動実績があるかについて審査します。なお、評価対象となる活動実績は、各事業を所管する担当課へ登録した後に行い、かつ、担当課が活動実績として認めたものに限ります。

- ・福祉除雪事業の地域協力員（担当課：保健福祉局総務部総務課）
- ・公園ボランティア（担当課：建設局みどりの推進部みどりの管理課又は各区土木部維持管理課）
- ・森林ボランティア（担当課：建設局みどりの推進部みどりの管理課）
- ・大通公園花壇ボランティア（スポンサー花壇を除く。）（担当課：建設局みどりの推

進部みどりの管理課)

5 総合評価の方法について

(1) 評価項目の評価区分及び配点について

別記3-5「総合評価落札方式（地域貢献I型）技術評価項目配点表」のとおり

※ 共同企業体による申請の場合、配点表の1（2）及び（3）の評価項目は、構成員それぞれの工種及び等級ごとに、様式12「工事成績区分表」にある基準点数に基づいて評価を行います。（必要な場合のみ記載）

(2) 技術評価点の算出について

本工事の入札参加条件に示す過去の施工実績の要件を満たす者に標準点として100点を与え、これに上記(1)に基づき得た得点から、以下の算式により求められた加算点との合計を技術評価点とします。ただし、その者の入札価格によって札幌市水道局工事等低入札価格調査要領（平成15年2月19日管理者決裁。以下「低入札調査要領」という。）第9条の2に規定する調査により失格となる者及び入札価格が予定価格を超過した者については、技術評価点は算出しません。

加算点 = (申請者の得点 / 評価項目の配点合計) × 10点（小数点第4位切捨て）

※ 共同企業体での申請における、各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目の得点を算出の後、出資割合を乗じて得た点数の合計（小数点第4位切捨て）とします。（必要な場合のみ記載）

(3) 入札の執行について

ア 告示（別表）に記載された開札予定日時に開札を行い、落札を保留します。（開札時点では、落札予定者の決定は行いません。）

イ 入札価格及び技術評価に関する資料に基づき、以下の算式によって求められた総合評価点の最も高い者を落札予定者とします。ただし、入札価格が低入札調査要領第4条に規定する調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る者については、算式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて総合評価点を算出するものとします。

また、落札となるべき同点の総合評価点を得た者が複数あるときは、以下の算式による総合評価点の小数点第4位以下を切り捨てない場合により高い評価点となる者を落札者とします。これによってもなお同点である場合には、くじ引き（電子入札案件においては電子入札システムのくじ機能）により落札者を決定するものとします。

総合評価点 = (技術評価点 / 入札価格) × 10,000,000（小数点第4位切捨て）

ウ 上記イの総合評価点が、標準点（100点）を予定価格で除した後、10,000,000を乗じて得た数値を下回る者は、落札予定者としません。

エ 本工事は低入札価格調査の対象であり、落札予定者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の入札者のうち、総合評価点が高い者を落札者とする

ことがあります。

(4) 落札者の決定について

ア 落札者の決定にあたっては、落札予定者を本工事の落札者とするものの可否について審議を行います。

イ 落札決定を行ったときは、告示（別表）に示す落札結果通知予定日までに、落札決定の通知を書面により行います。（電子入札案件の場合は、電子入札システムにより行う予定です。）

(5) 総合評価の結果の公表について

ア 落札者の決定後に、本工事における総合評価に関する審査結果の公表を行います。

イ 入札参加者は、公表された自らの技術評価点に疑義がある場合は、落札結果の通知を行った日から3日以内に、様式9により疑義の照会ができます。その場合の回答は書面にて後日行います。

6 その他留意事項

(1) 特に記載のある場合を除き、技術資料に関する審査は申請書等提出期限日を基準日として行います。

(2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された技術資料は、返却しません。

(4) 総合評価に関する審査結果を除き、提出された資料等は原則として公表しません。

(5) 提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除あるいは参加停止等の措置を行うことがあります。

(6) この説明書に記載の無い事項については、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月6日管理者決裁）に基づく一般競争入札の取扱いによるものとします。

(7) 複数の技術者を配置予定者とし、関連する技術評価点の合計点が技術者ごとに異なる場合は、最も低い技術者の技術評価点の合計点をもって評価を行います。

7 問い合わせ先

本工事の入札手続に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒060-0411 札幌市中央区大通東11丁目

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011

注) 本書は標準的な書式であり、選択した評価項目に応じて加除修正し、入札説明書として過不足なく作成すること。

別記 2 - 6 (標準入札説明書例)

総合評価落札方式 (地域貢献Ⅱ型) 入札説明書

工事番号	( ) 第 号
工事名	

上記の一般競争入札対象工事については、下記により入札手続きを行いますので、入札参加希望者は、本工事の申請書等提出期限までに総合評価に必要な関係書類を提出してください。

記

1 入札方式について

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式 (地域貢献Ⅱ型)」の適用工事です。

2 提出を要する資料

入札参加希望者は、「 年 ( 年) 月 日付け札幌市水道局告示第〇〇号」及び「入札説明書」の入札参加資格に示された以下の必要書類及び技術評価に関する資料を、申請書等提出期限までに提出してください。資料の一部でも提出が無い場合は、入札に参加することはできません。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書 (札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式 2)

イ 同種工事施工実績書 (同様式 3)

ウ 配置予定技術者経歴書 (同様式 4)

エ 技術評価申告事項 (様式 6)

オ その他告示等で示された必要書類

※ 共同企業体で参加する場合は、特に定めのあるものを除き、構成員全員が上記イ～オの資料を提出してください。(共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載)

3 技術評価に関する資料等について

提出資料の作成にあたっては、以下の点に留意して作成してください。

(1) 配置予定技術者経歴書 (札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式 4)

配置予定技術者の氏名、最終学歴 (必要な場合に限る。)、本工事に係る技術資格等及び以下の項目について記入し、必要な資料を添付してください。

ア 入札参加条件における従事経験

本工事の告示（別表）において、入札参加条件として技術者の従事経験を求めている場合は、工事名、発注者及びしゅん功日を記入し、当該工事が確認できる工事関係書類を添付してください。

(2) 技術評価申告事項（様式6）

評価項目となっているものについて記入してください。

4 技術評価項目について

技術評価における評価項目及び審査の基準は以下のとおりとします。

(1) 企業の評価

ア 公共工事の施工実績・・・別記3-6「総合評価落札方式（地域貢献Ⅱ型）技術評価項目配点表」（以下「配点表」という。）1（1）

同種工事施工実績書に記載された工事が、公共工事であるかについて審査します。

公共工事とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリズ・テクリス登録等に関する規約第3条第24号に掲げる公共機関等が発注した工事とします。

イ 提出された工事实績の成績点・・・配点表1（2）

同種工事施工実績書に記載された工事が、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した当初設計金額が500万円以上の本市発注工事（土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事）である場合、その工事の工事成績評定点について審査します。

ウ 企業の工事成績の平均点・・・配点表1（3）

申請者が、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した当初設計金額が500万円以上の本市発注工事（土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事）の施工実績を有する場合、本工事と同工種（〇〇工種。以下同じ。）の工事成績評定点の平均点について審査します。

なお、平均点は、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した当初設計金額500万円以上の本市発注工事（土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事）のうち、本工事と同工種の工事成績評定点を対象として、年度ごとに平均点を算出し、更にこれを平均したもの（小数点第3位以下切捨て）とします。

(2) 配置予定技術者の評価

ア 主任（監理）技術者に係る資格保有状況・・・配点表2（1）

配置予定技術者の保有する資格について、以下の①～③のいずれの区分に該当するかを審査します。

①1級 建設業法（以下「法」という。）第15条第2号イに該当する者

②2級 法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるも

のを受けた者であって、上記①に該当しない者

③その他 上記①及び②に該当しない者

イ 本工事に関連する資格保有状況・・・配点表 2 (2)

配置予定技術者が、次の資格等を保有しているかについて審査します。

・

(配置予定技術者経歴書(様式4)の所定の欄に必要な事項を記入の上、資格取得状況等を証明できる書類を添付すること。)

(3) 地域貢献等の評価

ア 本市の社会資本を支える地元企業の契約件数の状況・・・配点表 3 (1)

札幌市内に本工種の工種に対応した建設業許可上の主たる営業所を有する者を対象とし、札幌市水道局が発注した当初設計金額250万円超の工事(随意契約による工事を除く。)に係る本年度(年月日告示分以降。ただし、調達案件番号の最初の二桁が〇〇である工事を除く。)における契約件数について評価します。なお、契約締結前であっても、落札決定通知がなされた工事については、当該通知日以降、算定対象に含むものとします。また、対象となる契約には、共同企業体により受注した工事に係る契約を含みます。

イ 災害協定締結団体への加入状況・・・配点表 3 (2)

別紙「災害時協力協定一覧」に掲げる協定の対象となる者であるかについて審査します。

ウ 過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績等・・・配点表 3 (3)

従事実績及び表彰実績のそれぞれにおいて該当する配点を合計した値を申請者の得点とします。

札幌市が〇～〇年度に発注した道路維持除雪業務又は雪堆積場管理業務のいずれかを元請として(共同企業体による場合を含む。)履行した実績を有しているか、また、〇～〇年度に、札幌市が発注した当該業務又は札幌市緊急除排雪実施本部の判断に基づき札幌市が要請した大雪等応援業務において一度でも除雪表彰を受けているかについて審査します。

エ 過去3年間継続した本市ボランティア等まちづくり事業の活動実績・・・配点表 3 (4)

申請者が、年4月1日から年3月31日までの間、継続して、本市が実施する次のボランティア等の活動実績があるかについて審査します。なお、評価対象となる活動実績は、各事業を所管する担当課へ登録した後に行い、かつ、担当課が活動実績として認めたものに限りま

- ・福祉除雪事業の地域協力員(担当課:保健福祉局総務部総務課)
- ・公園ボランティア(担当課:建設局みどりの推進部みどりの管理課又は各区土木部維持管理課)
- ・森林ボランティア(担当課:建設局みどりの推進部みどりの管理課)
- ・大通公園花壇ボランティア(スポンサー花壇を除く。)(担当課:建設局みどりの推進部みどりの管理課)

## 5 総合評価の方法について

### (1) 評価項目の評価区分及び配点について

別記3-6「総合評価落札方式（地域貢献Ⅱ型）技術評価項目配点表」のとおり

※ 共同企業体による申請の場合、配点表の1（2）及び（3）の評価項目は、構成員それぞれの工種及び等級ごとに、様式12「工事成績区分表」にある基準点数に基づいて評価を行います。（必要な場合のみ記載）

### (2) 技術評価点の算出について

本工事の入札参加条件に示す過去の施工実績の要件を満たす者に標準点として100点を与え、これに上記(1)に基づき得た得点から、以下の算式により求められた加算点との合計を技術評価点とします。ただし、その者の入札価格によって札幌市水道局工事等低入札価格調査要領（平成15年2月19日管理者決裁。以下「低入札調査要領」という。）第9条の2に規定する調査により失格となる者及び入札価格が予定価格を超過した者については、技術評価点は算出しません。

加算点 = (申請者の得点 / 評価項目の配点合計) × 10点（小数点第4位切捨て）

※ 共同企業体での申請における、各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目の得点を算出の後、出資割合を乗じて得た点数の合計（小数点第4位切捨て）とします。（必要な場合のみ記載）

### (3) 入札の執行について

ア 告示（別表）に記載された開札予定日時に開札を行い、落札を保留します。（開札時点では、落札予定者の決定は行いません。）

イ 入札価格及び技術評価に関する資料に基づき、以下の算式によって求められた総合評価点の最も高い者を落札予定者とします。ただし、入札価格が低入札調査要領第4条に規定する調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る者については、算式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて総合評価点を算出するものとします。

また、落札となるべき同点の総合評価点を得た者が複数あるときは、以下の算式による総合評価点の小数点第4位以下を切り捨てない場合により高い評価点となる者を落札者とします。これによってもなお同点である場合には、くじ引き（電子入札案件においては電子入札システムのくじ機能）により落札者を決定するものとします。

総合評価点 = (技術評価点 / 入札価格) × 10,000,000（小数点第4位切捨て）

ウ 上記イの総合評価点が、標準点（100点）を予定価格で除した後、10,000,000を乗じて得た数値を下回る者は、落札予定者としません。

エ 本工事は低入札価格調査の対象であり、落札予定者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとして、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の入札者のうち、総合評価点が高い者を落札者とする場合があります。

(4) 落札者の決定について

ア 落札者の決定にあたっては、落札予定者を本工事の落札者とするものの可否について審議を行います。

イ 落札決定を行ったときは、告示（別表）に示す落札結果通知予定日までに、落札決定の通知を書面により行います。（電子入札案件の場合は、電子入札システムにより行う予定です。）

(5) 総合評価の結果の公表について

ア 落札者の決定後に、本工事における総合評価に関する審査結果の公表を行います。

イ 入札参加者は、公表された自らの技術評価点に疑義がある場合は、落札結果の通知を行った日から3日以内に、様式9により疑義の照会ができます。その場合の回答は書面にて後日行います。

6 その他留意事項

(1) 特に記載のある場合を除き、技術資料に関する審査は申請書等提出期限日を基準日として行います。

(2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された技術資料は、返却しません。

(4) 総合評価に関する審査結果を除き、提出された資料等は原則として公表しません。

(5) 提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除あるいは参加停止等の措置を行うことがあります。

(6) この説明書に記載の無い事項については、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月6日管理者決裁）に基づく一般競争入札の取扱いによるものとします。

(7) 複数の技術者を配置予定者とし、関連する技術評価点の合計点が技術者ごとに異なる場合は、最も低い技術者の技術評価点の合計点をもって評価を行います。

7 問い合わせ先

本工事の入札手続に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒060-0411 札幌市中央区大通東11丁目

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011

注) 本書は標準的な書式であり、選択した評価項目に応じて加除修正し、入札説明書として過不足なく作成すること。

## 別記 2 - 7 (標準入札説明書例)

### 総合評価落札方式 (一括審査 I 型) 入札説明書

年 ( 年) 月 日付け札幌市水道局告示第〇〇号別表の一部工事については、下記により入札手続きを行いますので、入札参加希望者は、本工事の申請書等提出期限までに総合評価に必要な関係書類を提出してください。

なお、下記 2 の工事は、技術資料を共通化できる〇件の工事を対象に、一括して告示及び審査を実施 (以下「一括審査方式」) する工事です。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて下記 2 の工事が別々に登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに一般競争入札参加資格確認申請書の提出及び入札が必要です。

#### 記

#### 1 入札方式について

下記 2 の工事は、施工能力等価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式 (一括審査 I 型)」の適用工事です。

#### 2 対象工事名称等

開札順	工事番号	工事名
ア		
イ		
ウ		
エ		
オ		

#### 3 提出を要する資料

入札参加希望者は、「年 ( 年) 月 日付け札幌市水道局告示第〇〇号」及び「入札説明書」の入札参加資格に示された以下の必要書類及び技術評価に関する資料を、申請書等提出期限までに提出してください。資料の一部でも提出が無い場合は、入札に参加することはできません。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書 (札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式 2)
- イ 同種工事施工実績書 (同様式 3)
- ウ 配置予定技術者経歴書 (同様式 4)
- エ 技術評価申告事項 (様式 6)
- オ 評価項目に関する申告書 (様式 11 ※提出が必要な場合のみ)

カ 活動実績申告書（様式 15 ※提出が必要な場合のみ）

キ その他告示等で示された必要書類

※ 上記アは入札を希望する工事ごとに提出し、イ～キは最初に開札する案件において共通化した資料を 1 部提出してください。

※ 共同企業体で参加する場合は、特に定めのあるものを除き、構成員全員が上記イ～キの資料を提出してください。（共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載）

#### 4 技術評価に関する資料等について

提出資料の作成にあたっては、以下の点に留意して作成してください。

##### (1) 配置予定技術者経歴書（札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式 4）

配置予定技術者の氏名、最終学歴（必要な場合に限る。）、本工事に係る技術資格等及び以下の項目について記入し、必要な資料を添付してください。

配置予定技術者の申請は 1 名に限定し、工事ごとに別々の技術者を申請することはできません。2 名以上の配置予定技術者を申請した場合（1 件の工事に 2 名以上申請した場合を含む。）は、当該申請者の入札を無効とします。

##### ア 入札参加条件における従事経験

本工事の告示（別表）において、入札参加条件として技術者の従事経験を求めている場合は、工事名、発注者及びしゅん功日を記入し、当該工事が確認できる工事関係書類を添付してください。

##### イ 過去 10 年間の主任（監理）技術者等の従事経験

配置予定技術者が、 年 4 月 1 日以降にしゅん功の同種工事に主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は担当技術者として従事した経験を有する場合は、工事名、従事内容及びしゅん功日を記入し、当該工事のコリンズの登録内容確認書（工事カルテ）の写しを添付してください。コリンズの登録内容確認書（工事カルテ）が無い場合には、従事した立場が確認できる工事関係書類を添付してください。

##### ウ 現場代理人の従事経験

年 4 月 1 日以降にしゅん功した公共工事における同種工事に現場代理人として従事した経験を有する場合は、工事名、発注者及びしゅん功日を記入し、当該工事のコリンズの登録内容確認書（工事カルテ）の写しを添付してください。コリンズの登録内容確認書（工事カルテ）が無い場合には、従事した事実が確認できる工事関係書類を添付してください。

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。（共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載）

##### (2) 技術評価申告事項（様式 6）

評価項目となっているものについて記入してください。記入箇所が網掛けされている場合には、申告内容を証明する挙証書類等が必要になりますので、告示及び本入札説明書等で確認のうえ、必要書類を添付してください。

##### (3) 評価項目に関する申告書（様式 11）

ア 建設機械の保有状況

本工事における主要建設機械及び経営事項審査評価対象の建設機械を所有又はリースしている場合は、その内容を記入し、挙証書類とともに提出してください。(所有又はリースしていない場合は、提出する必要はありません。)

イ 市内企業活用の施工計画

本工事に係る市内企業の施工比率に関し、計画内容に応じて、提出してください。(計画している施工比率が評価対象とならない比率である場合は、提出する必要はありません。)

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。(共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載)

ウ 雇用状況

登録基幹技能者又は有資格者を雇用している場合、及び、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第7項に基づく報告義務がなく、障がい者を雇用している場合は、その内容を記入し、挙証書類とともに提出してください。(該当しない場合は、提出する必要はありません。)

(4) 活動実績申告書(様式15)

災害時協力協定に基づく災害対応活動又は札幌市主催の防災訓練等への参加がある場合に、提出してください。なお、本申告書は、申請書等提出期限日以前に、いったん各活動の所管部署へ提出し、押印を受けたものを申請書類として提出してください(写し可)。所管部署の押印がないものは無効とします。

5 技術評価項目について

技術評価における評価項目及び審査の基準は以下のとおりとします。

(1) 企業の評価

ア 公共工事の施工実績・・・別記3-7「総合評価落札方式(一括審査I型)技術評価項目配点表」(以下「配点表」という。)1(1)

同種工事施工実績書に記載された工事が、公共工事であるかについて審査します。

公共工事とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリズ・テクリス登録等に関する規約第3条第24号に掲げる公共機関等が発注した工事とします(以下、同じ。)

イ 提出された工事实績の成績点・・・配点表1(2)

同種工事施工実績書に記載された工事が、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した当初設計金額が500万円以上の本市発注工事(土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事)である場合、その工事の工事成績評定点について審査します。

ウ 企業の工事成績の平均点・・・配点表1(3)

申請者が、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した当初設計金額が500万円以上の本市発注工事(土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事)の施工実績を有する場合、本工事と同工種(〇〇工種。以下同じ。)の工事成績評定点の平均

点について審査します。

なお、平均点は、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した当初設計金額500万円以上の本市発注工事（土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事）のうち、本工事と同工種の工事成績評定点を対象として、年度ごとに平均点を算出し、更にこれを平均したもの（小数点第3位以下切捨て）とします。

エ ISO9001又はサッポロQMSの取得状況・・・配点表1（4）

申請者が、本工事に適用するISO9001又はサッポロQMSを認証取得しているかについて審査します。

（登録証の写しを添付すること。）

オ 環境対策認証等の取得状況・・・配点表1（5）

申請者が、環境対策認証等を取得しているかについて審査します。なお、評価対象となる環境対策認証等は、本工事に適用するISO14001の認証、札幌市生活環境の確保に関する条例（平成14年条例第5号）に基づく環境保全行動計画書の提出、エコアクション21の認証又は北海道環境マネジメントシステムスタンダードの認証のいずれかとし、審査基準日において有効であるものとします。なお、環境保全行動計画書については、審査基準日が当該計画期間内であるもの（審査基準日が当該計画の更新年度の4月から7月の期間内である場合には、前年度が当該計画期間内であるもの）を対象とします。

※ 環境保全行動計画書については、当該計画提出書の写しを添付すること。（担当課：環境局環境都市推進部エコエネルギー推進課）

※ 環境保全行動計画書を除くその他の認証等については、登録証の写しを添付すること。

カ 本工事における主要建設機械の保有状況・・・配点表1（6）

申請者が、本工事における主要建設機械について、1台以上所有若しくはファイナンス・リース契約しているか、又はファイナンス・リース以外のリース契約をしているかについて審査します。ファイナンス・リースとは、企業会計基準委員会が定めるリース取引に関する会計基準及び同基準の適用指針における「ファイナンス・リース取引」の定義を満たすものとします。なお、所有、リース共に、対象となる建設機械について、申請者以外の者に対し貸付又は転貸を行っている場合は、評価対象としません。

本工事における主要建設機械とは、次の機械を指します。

・

（複数の建設機械が指定されている場合は、その全てについて、所有又はファイナンス・リース契約している場合のみ、「自社所有又は長期リース（ファイナンス・リース）契約の建設機械有り」の区分として評価する。）

（評価項目に関する申告書（様式11）を提出すること。また、挙証書類として、次の書類を提出すること。なお、本工事において申告する建設機械がリースによる場合は、申請書等提出期限日を含む2年以上のリース期間（自動更新条項を適用する場合を含む。）となっているものに限る。）

- ①売買契約書又はリース契約書等
- ②当該対象の建設機械について、検査の履行を確認できる書類の写し（特定自主検査記録表など法令により検査が義務付けられている場合に限る。）
- ③対象要件が確認できるカタログ等の写し

※〇〇等（必要に応じて追加）

キ 市内企業活用の施工計画・・・配点表1（7）

本工事に係る市内企業の施工比率の計画について、以下の①～③のいずれの区分に該当するかを審査します。

- ①本工事に係る市内企業の施工比率が95%以上
- ②本工事に係る市内企業の施工比率が60%以上95%未満
- ③本工事に係る市内企業の施工比率が60%未満

（①、②については、評価項目に関する申告書（様式11）を提出すること。）

なお、市内企業とは、札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者（建設業許可を得ていない者である場合には、札幌市内に本店又は本社を有する者）を指し、一次下請企業とは、施工体系図に記載される元請と直接契約を締結する者で、本工事において建設業法に定める建設工事に従事する者を指します。また、施工比率の算出は以下のとおりとします。

市内企業の施工比率（%）

$$= \{ (\text{自社施工額} + \text{一次下請施工額}) \text{のうち市内企業施工額} \} / \text{請負額} \times 100$$

（小数点以下切捨て）

{	自社施工額：請負額のうち一次下請施工額以外の金額（税込） 一次下請施工額：元請（自社）から一次下請企業への支払金額（税込） 請負額：入札金額の税込額
---	--

※元請が市内企業及び市内企業以外の企業で構成される共同企業体である場合には、自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち市内企業である構成員の施工額を、自社施工額のうち市内企業施工額とする。（共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載）

本項目に関しては、申告した内容が達成されているかについてしゅん功時に調査するものとし、未達成であれば工事成績評定より減点となります。しゅん功時の調査に関しては、「7 市内企業活用の施工計画に係るしゅん功時調査」を参照してください。

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。（共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載）

(2) 配置予定技術者の評価

ア 過去10年間の主任（監理）技術者等の従事経験・・・配点表2（1）

年4月1日以降にしゅん功した同種の工事において、どのような立場で従事したか（複数配置された技術者の中で、統括的・中心的立場であったか又は補助的立場であったかなど）について審査します。

なお、技術者における同種工事とは、〇〇工事のことを指します。

イ 主任（監理）技術者に係る資格保有状況・・・配点表 2（2）

配置予定技術者の保有する資格について、以下の①～③のいずれの区分に該当するかを審査します。

① 1級 建設業法（以下「法」という。）第 15 条第 2 号イに該当する者

② 2級 法第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、上記①に該当しない者

③その他 上記①及び②に該当しない者

ウ 本工事に関連する資格保有状況・・・配点表 2（3）

配置予定技術者が、次の資格等を保有しているかについて審査します。

・

（配置予定技術者経歴書（様式 4）の所定の欄に必要な事項を記入の上、資格取得状況等を証明できる書類を添付すること。）

エ 現場代理人の従事経験・・・配点表 2（4）

年 4 月 1 日以降にしゅん功した公共工事における同種工事に現場代理人として従事した経験について審査します。

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。（共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載）

(3) 地域貢献等の評価

ア 本市の社会資本を支える地元企業の契約件数の状況・・・配点表 3（1）

札幌市内に本工事の工種に対応した建設業許可上の主たる営業所を有する者を対象とし、札幌市水道局が発注した当初設計金額 2 5 0 万円超の工事（随意契約による工事を除く。）に係る本年度（ 年 月 日告示分以降。ただし、調達案件番号の最初の二桁が 〇〇である工事を除く。）における契約件数について評価します。なお、契約締結前であっても、落札決定通知がなされた工事については、当該通知日以降、算定対象に含むものとします。また、対象となる契約には、共同企業体により受注した工事に係る契約を含みます。

イ 過去 3 年間の災害対応等の活動実績・・・配点表 3（2）

別紙「災害時協力協定一覧」に掲げる協定の対象となる者であり、かつ、 年 4 月 1 日以降、当該協定に基づく災害対応活動の実績（完了しているものに限る。本市主催の防災訓練等への参加を含む。）があるかについて審査します。

（活動実績を有する場合には、活動実績申告書（様式 15）を提出すること。なお、本申告書は、申請書等提出期限日以前に、いったん各活動の所管部署へ提出し、押印を受けたものを申請書類として提出すること（写し可）。所管部署の押印がないものは無効とする。）

ウ 経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況・・・配点表 3（3）

申請者が、経営事項審査評価対象の建設機械を1台以上所有又はリースしているかについて審査します。なお、経営事項審査評価対象の建設機械とは、建設業法に定める経営事項審査において評価対象となる**建設機械**を指し、直近の経営事項審査において評価された建設機械の保有状況について評価します。**なお、経営事項審査において加点対象となる建設機械の詳細は下表のとおりです。**

(評価項目に関する申告書(様式11)を提出すること。ただし、直近の経営規模等評価結果通知書において、「建設機械の所有及びリース台数」が0台で、かつ、経営事項審査の審査基準日以降に新規で所有又はリースした場合には、挙証書類として、売買契約書又はリース契約書、特定自主検査記録表など法令により検査が義務付けられている場合には当該検査の履行を確認できる書類及び対象要件が確認できるカタログ等を添付すること(写し可)。なお、この場合のリースによる建設機械は、申請書等提出期限日を含む2年以上のリース期間(自動更新条項を適用する場合を含む。)となっているものに限る。)

建設機械	摘要
ショベル系掘削機	建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定されるもの
ブルドーザー	
トラクターショベル	
モーターグレーダー	
ダンプ車	土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの
移動式クレーン	労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)(以下「安衛令」という。)第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上のもの
高所作業車	安衛令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上のもの
締固め用機械	安衛令別表第7第4号に掲げるもの
解体用機械	安衛令別表第6号に掲げるもの

※上記の表は、平成20年国土交通省告示第85号「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」(令和4年8月15日改正、令和5年1月1日施行)において加点対象とされた建設機械の列挙であり、これ以降に当該告示が改正された場合は、改正後の告示の施行日以降に審査基準日を迎える入札においては、改正後の告示に示される建設機械の保有状況の評価する。

エ 過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績等・・・配点表3(4)

従事実績及び表彰実績のそれぞれにおいて該当する配点を合計した値を申請者の得点とします。

札幌市が○～○年度に発注した道路維持除雪業務又は雪堆積場管理業務のいずれかを

元請として（共同企業体による場合を含む。）履行した実績を有しているか、また、〇～〇年度に、札幌市が発注した当該業務又は札幌市緊急除排雪実施本部の判断に基づき札幌市が要請した大雪等応援業務において一度でも除雪表彰を受けているかについて審査します。

オ 障がい者の雇用状況・・・配点表 3（5）

申請者が、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たしているかについて審査します。なお、(イ)において、当該障がい者が代表者（経営者）である場合には、評価対象としません（役員は可）。

(ア) 障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がある者で、障がい者を法定雇用率（〇.〇%）以上雇用している。

（申請者が特例子会社制度等、複数の事業主で実雇用率を通算することができる制度の適用を受けている場合であっても、申請者単独の雇用率により審査する。公共職業安定所長へ提出した直近の「障害者雇用状況報告書」の事業主控（公共職業安定所の受付印があるもの。ただし、電子申請した場合は、受付印に代わり、提出完了画面やマイページの「申請案件一覧」等の申請状況を確認できる画面を印刷したものを添付すること。）の写し等を添付すること。）

(イ) 障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がなく、申請書等提出期限日現在で、障がい者を1人以上雇用している。

（評価項目に関する申告書（様式 11）を提出すること。また、雇用関係を証明できる書類、障がい者手帳（「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」）の写しを添付すること。なお、障がい者手帳の写しは、プライバシー保護の観点から顔写真及び障がい名を黒で塗りつぶすこと。）

## 6 総合評価の方法について

### (1) 評価項目の評価区分及び配点について

別記 3-7 「総合評価落札方式（一括審査 I 型）技術評価項目配点表」のとおり

※ 共同企業体による申請の場合、配点表の 1（2）及び（3）の評価項目は、構成員それぞれの工種及び等級ごとに、様式 12 「工事成績区分表」にある基準点数に基づいて評価を行います。（必要な場合のみ記載）

### (2) 技術評価点の算出について

本工事の入札参加条件に示す過去の施工実績の要件を満たす者に標準点として 100 点を与え、これに上記(1)に基づき得た得点から、以下の算式により求められた加算点との合計を技術評価点とします。ただし、その者の入札価格によって札幌市水道局工事等低入札価格調査要領（平成 15 年 2 月 19 日管理者決裁。以下「低入札調査要領」という。）第 9 条の 2 に規定する調査により失格となる者及び入札価格が予定価格を超過した者については、技術評価点は算出しません。

加算点 = (申請者の得点 / 評価項目の配点合計) × 15 点（小数点第 4 位切捨て）

※ 共同企業体での申請における、各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目

の得点を算出の後、出資割合を乗じて得た点数の合計（小数点第4位切捨て）とします。

（ただし、評価項目「市内企業活用の施工計画」及び「現場代理人の従事経験」については、代表者の得点をもって共同企業体の得点とします。）（必要な場合のみ記載）

(3) 入札の執行について

ア 告示（別表）に記載された開札予定日時に開札を行い、落札を保留します。（開札時点では、落札予定者の決定は行いません。）

イ 入札価格及び技術評価に関する資料に基づき、開札順に以下の算式によって求められた総合評価点の最も高い者を落札予定者とします。ただし、入札価格が低入札調査要領第4条に規定する調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る者については、算式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて総合評価点を算出するものとします。

また、落札となるべき同点の総合評価点を得た者が複数あるときは、以下の算式による総合評価点の小数点第4位以下を切り捨てない場合により高い評価点となる者を落札者とします。これによってもなお同点である場合には、くじ引き（電子入札案件においては電子入札システムのくじ機能）により落札者を決定するものとします。

総合評価点 = (技術評価点 / 入札価格) × 10,000,000（小数点第4位切捨て）

ウ 上記イの総合評価点が、標準点（100点）を予定価格で除した後、10,000,000を乗じて得た数値を下回る者は、落札予定者としません。

エ 本工事は低入札価格調査の対象であり、落札予定者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるため、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の入札者のうち、開札順に総合評価点が最も高い者を落札者とすることがあります。

(4) 落札者の決定について

ア 落札者の決定にあたっては、落札予定者を本工事の落札者とするものの可否について審議を行います。

イ 落札決定を行ったときは、告示（別表）に示す落札結果通知予定日までに、落札決定の通知を書面により行います。（電子入札案件の場合は、電子入札システムにより行う予定です。）

(5) 総合評価の結果の公表について

ア 落札者の決定後に、本工事における総合評価に関する審査結果の公表を行います。

イ 入札参加者は、公表された自らの技術評価点に疑義がある場合は、落札結果の通知を行った日から3日以内に、様式9により疑義の照会ができます。その場合の回答は書面にて後日行います。

7 市内企業活用の施工計画に係るしゅん功時調査

評価項目「市内企業活用の施工計画」において加算点を得た請負人は、本工事のしゅん功

時に市内企業の施工報告書(様式16)及び下請業者等一覧表(様式17)を提出してください。本報告書等に基づき、申告した内容が達成されているか調査を行い、未達成であれば、工事成績評定から○点減点を行います。達成されているかの判断は、「5 技術評価項目について」で示した当該評価項目に係る算出式(請負額はしゅん功時の最終的な請負額とする。)によるしゅん功時の市内企業の施工比率が、当初申告した区分の下限比率(評価区分「95%以上」の場合は95%、「60%以上95%未満」の場合は60%とする。以下、同じ。)以上であること、又は、しゅん功時の市内企業施工額が、当初の請負額に当初申告した区分の下限比率を乗じた額以上であることにより行います。(必要な場合のみ記載)

## 8 その他留意事項

- (1) 特に記載のある場合を除き、技術資料に関する審査は申請書等提出期限日を基準日として行います。
- (2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された技術資料は、返却しません。
- (4) 総合評価に関する審査結果を除き、提出された資料等は原則として公表しません。
- (5) 提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除あるいは参加停止等の措置を行うことがあります。
- (6) 一括審査方式の対象工事のうち、いずれかの工事が入札の延期・中止となる場合は、全ての対象工事を同様に延期・中止とします。  
また、入札執行後に中止が決定した場合も同様とします。  
(一括審査方式の対象工事のうち、開札前にいずれかの工事が入札の延期・取消となる場合は、全ての対象工事を同様に延期・取消とします。また、開札以後に中止が決定した場合については、当該工事のみを中止とし、以後に開札時間を設定している案件を順次繰上げて落札予定者を決定します。) ※本工事の取扱いに応じ選択
- (7) 一括審査方式の対象工事のうち、いずれかの工事が入札不調となった場合は、以後に開札時間を設定している案件を順次繰上げて落札予定者を決定します。
- (8) 共通化した技術資料を審査・評価し、開札順に総合評価点が最も高い者を落札予定者とします。ただし、いずれかの工事の落札予定者となった場合は、以後に開札時間を設定している工事の入札を無効とします。
- (9) この説明書に記載の無い事項については、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱(平成17年4月6日管理者決裁)に基づく一般競争入札の取扱いによるものとします。

## 9 問い合わせ先

本工事の入札手続に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒060-0411 札幌市中央区大通東11丁目

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011

注) 本書は標準的な書式であり、選択した評価項目に応じて加除修正し、入札説明書として過不足なく作成すること。

## 別記 2 - 8 (標準入札説明書例)

### 総合評価落札方式 (一括審査Ⅱ型) 入札説明書

年 ( 年) 月 日付け札幌市水道局告示第〇〇号別表の一部工事については、下記により入札手続きを行いますので、入札参加希望者は、本工事の申請書等提出期限までに総合評価に必要な関係書類を提出してください。

なお、下記 2 の工事は、技術資料を共通化できる〇件の工事を対象に、一括して告示及び審査を実施 (以下「一括審査方式」) する工事です。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて下記 2 の工事が別々に登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに一般競争入札参加資格確認申請書の提出及び入札が必要です。

#### 記

#### 1 入札方式について

下記 2 の工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式 (一括審査Ⅱ型)」の適用工事です。

#### 2 対象工事名称等

開札順	工事番号	工事名
ア		
イ		
ウ		
エ		
オ		

#### 3 提出を要する資料

入札参加希望者は、「年 ( 年) 月 日付け札幌市水道局告示第〇〇号」及び「入札説明書」の入札参加資格に示された以下の必要書類及び技術評価に関する資料を、申請書等提出期限までに提出してください。資料の一部でも提出が無い場合は、入札に参加することはできません。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書 (札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式 2)
- イ 同種工事施工実績書 (同様式 3)
- ウ 配置予定技術者経歴書 (同様式 4)
- エ 技術評価申告事項 (様式 6)
- オ その他告示等で示された必要書類

※ 上記アは入札を希望する工事ごとに提出し、イ～オは最初に開札する案件において共通化した資料を1部提出してください。

※ 共同企業体で参加する場合は、特に定めのあるものを除き、構成員全員が上記イ～オの資料を提出してください。(共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載)

#### 4 技術評価に関する資料等について

提出資料の作成にあたっては、以下の点に留意して作成してください。

##### (1) 配置予定技術者経歴書（札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式4）

配置予定技術者の氏名、最終学歴（必要な場合に限る。）、本工事に係る技術資格等及び以下の項目について記入し、必要な資料を添付してください。

配置予定技術者の申請は1名に限定し、工事ごとに別々の技術者を申請することはできません。2名以上の配置予定技術者を申請した場合（1件の工事に2名以上申請した場合を含む。）は、当該申請者の入札を無効とします。

##### ア 入札参加条件における従事経験

本工事の告示（別表）において、入札参加条件として技術者の従事経験を求めている場合は、工事名、発注者及びしゅん功日を記入し、当該工事が確認できる工事関係書類を添付してください。

##### (2) 技術評価申告事項（様式6）

評価項目となっているものについて記入してください。

#### 5 技術評価項目について

技術評価における評価項目及び審査の基準は以下のとおりとします。

##### (1) 企業の評価

##### ア 公共工事の施工実績・・・別記3-8「総合評価落札方式（一括審査Ⅱ型）技術評価項目配点表」（以下「配点表」という。）1（1）

同種工事施工実績書に記載された工事が、公共工事であるかについて審査します。

公共工事とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条第24号に掲げる公共機関等が発注した工事とします。

##### イ 提出された工事实績の成績点・・・配点表1（2）

同種工事施工実績書に記載された工事が、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した当初設計金額が500万円以上の本市発注工事（土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事）である場合、その工事の工事成績評定点について審査します。

##### ウ 企業の工事成績の平均点・・・配点表1（3）

申請者が、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した当初設計金額が500万円以上の本市発注工事（土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事）の施工実績を有する場合、本工事と同工種（〇〇工種。以下同じ。）の工事成績評定点の平均点について審査します。

なお、平均点は、年4月1日から年3月31日までにしゅん功した当初設計金額500万円以上の本市発注工事（土木工種及び管工種については札幌市水道局発注工事）のうち、本工事と同工種の工事成績評定点を対象として、年度ごとに平均点を算出し、更にこれを平均したもの（小数点第3位以下切捨て）とします。

(2) 配置予定技術者の評価

ア 主任（監理）技術者に係る資格保有状況・・・配点表2（1）

配置予定技術者の保有する資格について、以下の①～③のいずれの区分に該当するかを審査します。

- ① 1級 建設業法（以下「法」という。）第15条第2号イに該当する者
- ② 2級 法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、上記①に該当しない者
- ③ その他 上記①及び②に該当しない者

イ 本工事に関連する資格保有状況・・・配点表2（2）

配置予定技術者が、次の資格等を保有しているかについて審査します。

・

（配置予定技術者経歴書（様式4）の所定の欄に必要な事項を記入の上、資格取得状況等を証明できる書類を添付すること。）

(3) 地域貢献等の評価

ア 本市の社会資本を支える地元企業の契約件数の状況・・・配点表3（1）

札幌市内に本工事の工種に対応した建設業許可上の主たる営業所を有する者を対象とし、札幌市水道局が発注した当初設計金額250万円超の工事（随意契約による工事を除く。）に係る本年度（年 月 日告示分以降。ただし、調達案件番号の最初の二桁が〇〇である工事を除く。）における契約件数について評価します。なお、契約締結前であっても、落札決定通知がなされた工事については、当該通知日以降、算定対象に含むものとします。また、対象となる契約には、共同企業体により受注した工事に係る契約を含みます。

イ 災害協定締結団体への加入状況・・・配点表3（2）

別紙「災害時協力協定一覧」に掲げる協定の対象となる者であるかについて審査します。

ウ 過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績等・・・配点表3（3）

従事実績及び表彰実績のそれぞれにおいて該当する配点を合計した値を申請者の得点とします。

札幌市が〇～〇年度に発注した道路維持除雪業務又は雪堆積場管理業務のいずれかを元請として（共同企業体による場合を含む。）履行した実績を有しているか、また、〇～〇年度に、札幌市が発注した当該業務又は札幌市緊急除排雪実施本部の判断に基づき札

幌市が要請した大雪等応援業務において一度でも除雪表彰を受けているかについて審査します。

エ 過去3年間継続した本市ボランティア等まちづくり事業の活動実績・・・配点表3(4)

申請者が、 年4月1日から 年3月31日までの間、継続して、本市が実施する次のボランティア等の活動実績があるかについて審査します。なお、評価対象となる活動実績は、各事業を所管する担当課へ登録した後に行い、かつ、担当課が活動実績として認めたものに限ります。

- ・福祉除雪事業の地域協力員（担当課：保健福祉局総務部総務課）
- ・公園ボランティア（担当課：建設局みどりの推進部みどりの管理課又は各区土木部維持管理課）
- ・森林ボランティア（担当課：建設局みどりの推進部みどりの管理課）
- ・大通公園花壇ボランティア（スポンサー花壇を除く。）（担当課：建設局みどりの推進部みどりの管理課）

## 6 総合評価の方法について

### (1) 評価項目の評価区分及び配点について

別記3-8「総合評価落札方式（一括審査Ⅱ型）技術評価項目配点表」のとおり

※ 共同企業体による申請の場合、配点表の1(2)及び(3)の評価項目は、構成員それぞれの工種及び等級ごとに、様式12「工事成績区分表」にある基準点数に基づいて評価を行います。（必要な場合のみ記載）

### (2) 技術評価点の算出について

本工事の入札参加条件に示す過去の施工実績の要件を満たす者に標準点として100点を与え、これに上記(1)に基づき得た得点から、以下の算式により求められた加算点との合計を技術評価点とします。ただし、その者の入札価格によって札幌市水道局工事等低入札価格調査要領（平成15年2月19日管理者決裁。以下「低入札調査要領」という。）第9条の2に規定する調査により失格となる者及び入札価格が予定価格を超過した者については、技術評価点は算出しません。

加算点 = (申請者の得点 / 評価項目の配点合計) × 10点（小数点第4位切捨て）

※ 共同企業体での申請における、各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目の得点を算出の後、出資割合を乗じて得た点数の合計（小数点第4位切捨て）とします。（必要な場合のみ記載）

### (3) 入札の執行について

ア 告示（別表）に記載された開札予定日時に開札を行い、落札を保留します。（開札時点では、落札予定者の決定は行いません。）

イ 入札価格及び技術評価に関する資料に基づき、開札順に以下の算式によって求められた総合評価点の最も高い者を落札予定者とします。ただし、入札価格が低入札調査要領第4条に規定する調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る者については、算式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて総合評価点を算出するもの

とします。

また、落札となるべき同点の総合評価点を得た者が複数あるときは、以下の算式による総合評価点の小数点第4位以下を切り捨てない場合により高い評価点となる者を落札者とします。これによってもなお同点である場合には、くじ引き（電子入札案件においては電子入札システムのくじ機能）により落札者を決定するものとします。

総合評価点 = (技術評価点 / 入札価格) × 10,000,000 (小数点第4位切捨て)

ウ 上記イの総合評価点が、標準点(100点)を予定価格で除した後、10,000,000を乗じて得た数値を下回る者は、落札予定者としません。

エ 本工事は低入札価格調査の対象であり、落札予定者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の入札者のうち、開札順に総合評価点が最も高い者を落札者とすることがあります。

#### (4) 落札者の決定について

ア 落札者の決定にあたっては、落札予定者を本工事の落札者とするものの可否について審議を行います。

イ 落札決定を行ったときは、告示(別表)に示す落札結果通知予定日までに、落札決定の通知を書面により行います。(電子入札案件の場合は、電子入札システムにより行う予定です。)

#### (5) 総合評価の結果の公表について

ア 落札者の決定後に、本工事における総合評価に関する審査結果の公表を行います。

イ 入札参加者は、公表された自らの技術評価点に疑義がある場合は、落札結果の通知を行った日から3日以内に、様式9により疑義の照会ができます。その場合の回答は書面にて後日行います。

### 7 その他留意事項

(1) 特に記載のある場合を除き、技術資料に関する審査は申請書等提出期限日を基準日として行います。

(2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された技術資料は、返却しません。

(4) 総合評価に関する審査結果を除き、提出された資料等は原則として公表しません。

(5) 提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除あるいは参加停止等の措置を行うことがあります。

(6) 一括審査方式の対象工事のうち、いずれかの工事が入札の延期・中止となる場合は、全ての対象工事を同様に延期・中止とします。

また、入札執行後に中止が決定した場合も同様とします。

(一括審査方式の対象工事のうち、開札前にいずれかの工事が入札の延期・取消となる場合

は、全ての対象工事を同様に延期・取消とします。また、開札以後に中止が決定した場合については、当該工事のみを中止とし、以後に開札時間を設定している案件を順次繰上げて落札予定者を決定します。) ※本工事の取扱いに応じ選択

- (7) 一括審査方式の対象工事のうち、いずれかの工事で入札不調となった場合は、以後に開札時間を設定している案件を順次繰上げて落札予定者を決定します。
- (8) 共通化した技術資料を審査・評価し、開札順に総合評価点が最も高い者を落札予定者とします。ただし、いずれかの工事の落札予定者となった場合は、以後に開札時間を設定している工事の入札を無効とします。
- (9) この説明書に記載の無い事項については、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱(平成17年4月6日管理者決裁)に基づく一般競争入札の取扱いによるものとします。

## 8 問い合わせ先

本工事の入札手続に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒060-0411 札幌市中央区大通東11丁目

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011

注) 本書は標準的な書式であり、選択した評価項目に応じて加除修正し、入札説明書として過不足なく作成すること。

別記 2 - 9 (標準入札説明書例)

総合評価落札方式 (測量業務型) 入札説明書

業務番号	( ) 第 号
業務名	

上記の一般競争入札対象業務については、下記により入札手続きを行いますので、入札参加希望者は、本業務の申請書等提出期限までに総合評価に必要な関係書類を提出してください。

記

1 入札方式について

本業務は、履行能力等価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式 (測量業務型)」の適用業務です。

2 提出を要する資料

入札参加希望者は、「 年 ( 年) 月 日付け札幌市水道局告示第〇〇号」及び「入札説明書」の入札参加資格に示された以下の必要書類及び技術評価に関する資料を、申請書等提出期限までに提出してください。資料の一部でも提出が無い場合は、入札に参加することはできません。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書 (札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式 2)

イ 同種業務履行実績書 (同様式 3)

ウ 配置予定技術者経歴書 (同様式 4)

エ 技術評価申告事項 (様式 6)

オ 評価項目に関する申告書 (様式 11 ※提出が必要な場合のみ)

カ 活動実績申告書 (様式 15 ※提出が必要な場合のみ)

キ その他告示等で示された必要書類

※ 共同企業体で参加する場合は、特に定めのあるものを除き、構成員全員が上記イ～キの資料を提出してください。(共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載)

3 技術評価に関する資料等について

提出資料の作成にあたっては、以下の点に留意して作成してください。

- (1) 配置予定技術者経歴書 (札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式 4)

配置予定技術者の氏名、最終学歴（必要な場合に限る。）、本業務に係る技術資格等及び以下の項目について記入し、必要な資料を添付してください。

ア CPD取得

指定された期間において、各団体のCPD制度における推奨単位の2分の1以上の取得がある場合は、その内容を記入し、各団体が発行する取得単位数の証明書類の写しを添付してください。

イ 入札参加条件における従事経験

本業務の告示（別表）において、入札参加条件として技術者の従事経験を求めている場合は、業務名、発注者及び完了日を記入し、当該業務が確認できる業務関係書類を添付してください。

(2) 技術評価申告事項（様式6）

評価項目となっているものについて記入してください。記入箇所が網掛けされている場合には、申告内容を証明する挙証書類等が必要になりますので、告示及び本入札説明書等で確認のうえ、必要書類を添付してください。

(3) 評価項目に関する申告書（様式11）

ア 任意項目の申請

本業務に係る任意の評価項目に関し、申請の有無を記入のうえ、提出してください。

イ 雇用状況

資格保有者（配置予定技術者を除く。）を3年以上雇用している場合、又は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に基づく報告義務がなく、障がい者を雇用している場合は、その内容を記入し、挙証書類とともに提出してください。（該当しない場合は、提出する必要はありません。）

(4) 活動実績申告書（様式15）

災害時協力協定に基づく災害対応活動若しくは札幌市主催の防災訓練等への参加がある場合、又は、災害時復旧活動の基盤となり得る公共基準点等の点検に係る活動の実績がある場合に、提出してください。なお、本申告書は、申請書等提出期限日以前に、いったん各活動の所管部署へ提出し、押印を受けたものを申請書類として提出してください（写し可）。所管部署の押印がないものは無効とします。

4 技術評価項目について

技術評価における評価項目及び審査の基準は以下のとおりとします。

(1) 企業の評価

ア 公共機関発注業務の履行実績・・・別記3-9「総合評価落札方式（測量業務型）技術評価項目配点表」（以下「配点表」という。）配点表1（1）

同種業務履行実績書に記載された業務が、公共機関が発注した業務であるかについて審査します。

公共機関が発注した業務とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設

実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条第24号に掲げる公共機関等が発注した業務とします。

イ 提出された業務実績の成績点・・・配点表1（2）

同種業務履行実績書に記載された業務が、年4月1日から年3月31日までに完了した当初設計金額が100万円超の本市発注の測量業務である場合、その業務成績評定点について審査します。

ウ 企業の業務成績の平均点・・・配点表1（3）

申請者が、年4月1日から年3月31日までに完了した当初設計金額が100万円超の本市発注の測量業務の履行実績を有する場合、その業務成績評定点の平均点について審査します。

なお、平均点は、年4月1日から年3月31日までに完了した当初設計金額100万円超の本市発注の測量業務の業務成績を、年度ごとに平均点を算出し、更にこれを平均したもの（小数点第3位以下切捨て）とします。

エ 過去5年間の本市測量業務の表彰回数・・・配点表1（4）

申請者が、年4月1日から年3月31日までに完了した測量業務について、本市から表彰を受けているかについて審査します。表彰回数については、完了年度ごとに、当該表彰の所管部単位で算定するものとし、同一年度において複数の業務を表彰された場合であっても、当該表彰の所管部が同一のときは1回として算定します。

また、本項目は、評価項目に関する申告書（様式11）の申請に基づき評価するものとし、本業務の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において札幌市水道局が発注する本業務と同業種の他の総合評価落札方式の入札に参加する場合は、重複して申請することはできません（同一開札日の業務に重複して申請を行った場合は、当該業務の調達案件番号を10桁の数字とみなし、当該数字が最も小さい業務にのみ申請があったものとし、）。また、本年度（年 月 日告示分以降。ただし、調達案件番号の最初の二桁が〇〇である測量業務を除く。）において、申請者が当該申請のあった札幌市水道局発注の測量業務を受注した者（共同企業体の構成員を含む。）である場合は、当該業務の落札決定通知日以降、当該業務と同業種の札幌市水道局発注の総合評価落札方式の技術評価では本項目は審査せず、評価対象としません。受注件数には共同企業体により受注した測量業務を含むものとし、。

なお、他の業務において既に本項目を申請した者であっても、当該他の業務が低入札価格調査その他の事由により当初の落札決定予定日において落札決定していない場合で、かつ、当該他の業務の調査対象者又は落札予定者となっていない場合には、当該他の業務の入札説明書の記載内容に関わらず、本業務において、当該他の業務と重複して本項目を申請できるものとし、。

また、当該他の業務において調査対象者又は落札予定者が落札者とは認められなかった場合、当該他の業務において本項目の申請をした者で、かつ、本業務において本項目の申請をした者については、本業務における本項目の申請を有効とする一方、当該他の業務において、本項目の点数は除外した上で総合評価点を再計し、新たな落札予定者を

決定するものとします。

(評価項目に関する申告書(様式11)を提出すること。)

オ 総合評価落札方式による業務の履行状況・・・配点表1(5)

札幌市水道局が発注した当初設計金額100万円超の総合評価落札方式による測量業務に係る本年度(年月日告示分以降。ただし、調達案件番号の最初の二桁が〇〇である測量業務を除く。)における契約件数について評価します。なお、契約締結前であっても、落札決定通知がなされたものについては、当該通知日以降、算定対象に含むものとします。

カ 資格保有者の育成状況・・・配点表1(6)

満35歳未満の資格保有者(配置予定技術者を除く。)の雇用があり、かつ、雇用期間が3年以上であるかについて評価します。なお、評価対象となる資格保有者とは、申請者と直接的、恒常的な雇用関係があり、雇用期間の定めのない雇用契約労働者(いわゆる正規雇用)である者に限ります。また、申請者が社会保険等の強制適用事業所であり、かつ、当該資格保有者が社会保険等に未加入であった場合等には、評価対象としません。また、保有する資格については、以下の①～③のいずれの区分に該当するかを審査します。

①測量士 測量法(以下「法」という。)第50条の規定により測量士となる資格を有する者のうち、国土地理院に備える測量士名簿に登録のある者

②測量士補 法第51条の規定により測量士補となる資格を有する者のうち、国土地理院に備える測量士補名簿に登録のある者

③その他 上記①及び②に該当しない者

(評価項目に関する申告書(様式11)を提出すること。また、次の書類を添付すること(写し可)。労働基準法等法令に定められた書類の提出がない場合は、評価対象としません。)

(ア)雇用契約書又は労働条件通知書(雇用期間の定めがないことが確認できる書類)

(イ)健康保険証

※被保険者等記号・番号及び保険者番号(これらの情報が読み取れるQRコード含む)をマスキング(黒塗り)すること。

(ウ)健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書

- ・国民健康保険組合(全国土木建築健康保険組合を除く。)は提出必要
- ・上記以外は提出不要(全国健康保険協会等)

(エ)雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

(オ)その他必要書類

(2) 配置予定技術者の評価

ア 継続教育(CPD)の取組状況・・・配点表2(1)

次の団体が運営するCPD制度について、いずれかの対象期間のうち推奨単位の2分の1以上の取得があるかについて審査します。

- ・測量系CPD協議会

対象期間	推奨単位
年4月1日から 年3月31日まで	以上
年4月1日から 年3月31日まで	以上

(表は設定するCPD制度の数に応じて作成し、対象期間の数に応じて行数を調整する。)

(配置予定技術者経歴書(様式4)の所定の欄に取得状況を記入し、各団体が発行する取得単位数の証明書類の写しを添付すること。)

イ 若手・女性技術者の活用状況・・・配点表2(2)

配置予定技術者が満40歳未満であるか、又は、女性であるかについて審査します。

(3) 地域貢献等の評価

ア 本店所在地・・・配点表3(1)

札幌市競争入札参加資格者名簿における所在地区分が市内であるかについて審査します。

イ 過去3年間の災害対応等の活動実績・・・配点表3(2)

別紙「災害時協力協定一覧」に掲げる協定の対象となる者であり、かつ、年4月1日以降、当該協定に基づく災害対応活動の実績(完了しているものに限る。)本市主催の防災訓練等への参加を含む。)があるか、又は、年4月1日以降、災害時復旧活動の基盤となり得る公共基準点等の点検に係る活動の実績(完了しているものに限る。)があるかについて審査します。

(活動実績を有する場合には、活動実績申告書(様式15)を提出すること。なお、本申告書は、申請書等提出期限日以前に、いったん各活動の所管部署へ提出し、押印を受けたものを申請書類として提出すること(写し可)。所管部署の押印がないものは無効とする。)

ウ 障がい者の雇用状況・・・配点表3(3)

申請者が、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たしているかについて審査します。なお、(イ)において、当該障がい者が代表者(経営者)である場合には、評価対象としません(役員は可)。

(ア) 障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がある者で、障がい者を法定雇用率(〇.〇%)以上雇用している。

(申請者が特例子会社制度等、複数の事業主で実雇用率を通算することができる制度の適用を受けている場合であっても、申請者単独の雇用率により審査する。公共職業安定所長へ提出した直近の「障害者雇用状況報告書」の事業主控(公共職業安定所の受付印があるもの。ただし、電子申請した場合は、受付印に代わり、提出完了画面やマイページの「申請案件一覧」等の申請状況を確認できる画面を印刷したものを添付すること。)の写し等を添付すること。)

(イ) 障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がなく、申請書等提出期限日現在で、障がい者を1人以上雇用している。

(評価項目に関する申告書(様式11)を提出すること。また、雇用関係を証明できる書類、障がい者手帳(「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」)の写しを添付すること。なお、障がい者手帳の写しは、プライバシー保護の観点から顔写真及び障がい名を黒で塗りつぶすこと。)

## 5 総合評価の方法について

### (1) 評価項目の評価区分及び配点について

別記3-9「総合評価落札方式(測量業務型)技術評価項目配点表」のとおり

### (2) 技術評価点の算出について

本業務の入札参加条件に示す過去の履行実績の要件を満たす者に標準点として100点を与え、これに上記(1)に基づき得た得点から、以下の算式により求められた加算点との合計を技術評価点とします。ただし、入札価格が予定価格を超過した者については、技術評価点は算出しません。

加算点 = (申請者の得点 / 評価項目の配点合計) × 15点 (小数点第4位切捨て)

※ 共同企業体での申請における、各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目の得点を算出の後、出資割合を乗じて得た点数の合計(小数点第4位切捨て)とします。  
(必要な場合のみ記載)

### (3) 入札の執行について

ア 告示(別表)に記載された開札予定日時に開札を行い、落札を保留します。(開札時点では、落札予定者の決定は行いません。)

イ 入札価格及び技術評価に関する資料に基づき、以下の算式によって求められた総合評価点の最も高い者を落札予定者とします。ただし、入札価格が札幌市水道局工事等低入札価格調査要領(平成15年2月19日管理者決裁)第5条に規定する調査基準価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る者については、算式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて総合評価点を算出するものとします。

また、落札となるべき同点の総合評価点を得た者が複数あるときは、以下の算式による総合評価点の小数点第4位以下を切り捨てない場合により高い評価点となる者を落札者とします。これによってもなお同点である場合には、くじ引き(電子入札案件においては電子入札システムのくじ機能)により落札者を決定するものとします。

総合評価点 = (技術評価点 / 入札価格) × 10,000,000 (小数点第4位切捨て)

ウ 上記イの総合評価点が、標準点(100点)を予定価格で除した後、10,000,000を乗じて得た数値を下回る者は、落札予定者としません。

エ 本業務は低入札価格調査の対象であり、落札予定者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとして、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の入札者のうち、総合評価点が高い者を落札者とすることがあります。

(4) 落札者の決定について

ア 落札者の決定にあたっては、落札予定者を本業務の落札者とするものの可否について審議を行います。

イ 落札決定を行ったときは、告示（別表）に示す落札結果通知予定日までに、落札決定の通知を書面により行います。（電子入札案件の場合は、電子入札システムにより行う予定です。）

(5) 総合評価の結果の公表について

ア 落札者の決定後に、本業務における総合評価に関する審査結果の公表を行います。

イ 入札参加者は、公表された自らの技術評価点に疑義がある場合は、落札結果の通知を行った日から3日以内に、様式9により疑義の照会ができます。その場合の回答は書面にて後日行います。

6 その他留意事項

(1) 特に記載のある場合を除き、技術資料に関する審査は申請書等提出期限日を基準日として行います。

(2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された技術資料は、返却しません。

(4) 総合評価に関する審査結果を除き、提出された資料等は原則として公表しません。

(5) 提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除あるいは参加停止等の措置を行うことがあります。

(6) この説明書に記載の無い事項については、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月6日管理者決裁）に基づく一般競争入札の取扱いによるものとします。

(7) 複数の技術者を配置予定者とし、関連する技術評価点の合計点が技術者ごとに異なる場合は、最も低い技術者の技術評価点の合計点をもって評価を行います。

7 問い合わせ先

本業務の入札手続に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒060-0411 札幌市中央区大通東11丁目

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011

注) 本書は標準的な書式であり、選択した評価項目に応じて加除修正し、入札説明書として過不足なく作成すること。

別記 2 - 10 (標準入札説明書例)

総合評価落札方式 (一括審査測量業務型) 入札説明書

年 ( ) 年 ) 月 日付け札幌市水道局告示第〇〇号別表の一部業務については、下記により入札手続きを行いますので、入札参加希望者は、本業務の申請書等提出期限までに総合評価に必要な関係書類を提出してください。

なお、下記 2 の業務は、技術資料を共通化できる〇件の業務を対象に、一括して告示及び審査を実施 (以下「一括審査方式」) する業務です。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて下記 2 の業務が別々に登録されているので、複数の業務に参加を希望する場合は、参加を希望する業務ごとに一般競争入札参加資格確認申請書の提出及び入札が必要です。

記

1 入札方式について

下記 2 の業務は、履行能力等価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式 (一括審査測量業務型)」の適用業務です。

2 対象業務名称等

開札順	業務番号	業務名
ア		
イ		
ウ		
エ		
オ		

3 提出を要する資料

入札参加希望者は、「年 ( ) 年 ) 月 日付け札幌市水道局告示第〇〇号」及び「入札説明書」の入札参加資格に示された以下の必要書類及び技術評価に関する資料を、申請書等提出期限までに提出してください。資料の一部でも提出が無い場合は、入札に参加することはできません。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書 (札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式 2)
- イ 同種業務履行実績書 (同様式 3)
- ウ 配置予定技術者経歴書 (同様式 4)
- エ 技術評価申告事項 (様式 6)

オ 評価項目に関する申告書（様式 11 ※提出が必要な場合のみ）

カ 活動実績申告書（様式 15 ※提出が必要な場合のみ）

キ その他告示等で示された必要書類

※ 上記アは入札を希望する業務ごとに提出し、イ～キは最初に開札する案件において共通化した資料を 1 部提出してください。

※ 共同企業体で参加する場合は、特に定めのあるものを除き、構成員全員が上記イ～キの資料を提出してください。（共同企業体での入札参加を認める場合のみ記載）

#### 4 技術評価に関する資料等について

提出資料の作成にあたっては、以下の点に留意して作成してください。

##### (1) 配置予定技術者経歴書（札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱様式 4）

配置予定技術者の氏名、最終学歴（必要な場合に限る。）、本業務に係る技術資格等及び以下の項目について記入し、必要な資料を添付してください。

配置予定技術者の申請は 1 名に限定し、業務ごとに別々の技術者を申請することはできません。2 名以上の配置予定技術者を申請した場合（1 件の業務に 2 名以上申請した場合を含む。）は、当該申請者の入札を無効とします。

##### ア CPD 取得

指定された期間において、各団体の CPD 制度における推奨単位の 2 分の 1 以上の取得がある場合は、その内容を記入し、各団体が発行する取得単位数の証明書類の写しを添付してください。

##### イ 入札参加条件における従事経験

本業務の告示（別表）において、入札参加条件として技術者の従事経験を求めている場合は、業務名、発注者及び完了日を記入し、当該業務が確認できる業務関係書類を添付してください。

##### (2) 技術評価申告事項（様式 6）

評価項目となっているものについて記入してください。記入箇所が網掛けされている場合には、申告内容を証明する挙証書類等が必要になりますので、告示及び本入札説明書等で確認のうえ、必要書類を添付してください。

##### (3) 評価項目に関する申告書（様式 11）

##### ア 任意項目の申請

本業務に係る任意の評価項目に関し、申請の有無を記入のうえ、提出してください。

##### イ 雇用状況

資格保有者（配置予定技術者を除く。）を 3 年以上雇用している場合、又は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 43 条第 7 項に基づく報告義務がなく、障がい者を雇用している場合は、その内容を記入し、挙証書類とともに提出してください。（該当しない場合は、提出する必要はありません。）

##### (4) 活動実績申告書（様式 15）

災害時協力協定に基づく災害対応活動若しくは札幌市主催の防災訓練等への参加がある場合、又は、災害時復旧活動の基盤となり得る公共基準点等の点検に係る活動の実績がある場合に、提出してください。なお、本申告書は、申請書等提出期限日以前に、いったん各活動の所管部署へ提出し、押印を受けたものを申請書類として提出してください（写し可）。所管部署の押印がないものは無効とします。

## 5 技術評価項目について

技術評価における評価項目及び審査の基準は以下のとおりとします。

### (1) 企業の評価

ア 公共機関発注業務の履行実績・・・別記3-10「総合評価落札方式（一括審査測量業務型）技術評価項目配点表」（以下「配点表」という。）配点表1（1）

同種業務履行実績書に記載された業務が、公共機関が発注した業務であるかについて審査します。

公共機関が発注した業務とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条第24号に掲げる公共機関等が発注した業務とします。

イ 提出された業務実績の成績点・・・配点表1（2）

同種業務履行実績書に記載された業務が、年4月1日から年3月31日までに完了した当初設計金額が100万円超の本市発注の測量業務である場合、その業務成績評定点について審査します。

ウ 企業の業務成績の平均点・・・配点表1（3）

申請者が、年4月1日から年3月31日までに完了した当初設計金額が100万円超の本市発注の測量業務の履行実績を有する場合、その業務成績評定点の平均点について審査します。

なお、平均点は、年4月1日から年3月31日までに完了した当初設計金額100万円超の本市発注の測量業務の業務成績を、年度ごとに平均点を算出し、更にこれを平均したもの（小数点第3位以下切捨て）とします。

エ 過去5年間の本市測量業務の表彰回数・・・配点表1（4）

申請者が、年4月1日から年3月31日までに完了した測量業務について、本市から表彰を受けているかについて審査します。表彰回数については、完了年度ごとに、当該表彰の所管部単位で算定するものとし、同一年度において複数の業務を表彰された場合であっても、当該表彰の所管部が同一のときは1回として算定します。

また、本項目は、評価項目に関する申告書（様式11）の申請に基づき評価するものとなりますが、申請があった場合は上記2に掲げる対象業務全てについて申請があったものとみなし、本業務の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において札幌市水道局が発注する本業務と同業種の他の総合評価落札方式（上記2に掲げる対象業務を除く。）の入札に参加する場合は、重複して申請することはできません（同一開札日の業務に重複して申請を行った場合は、当該業務の調達案件番号を10桁の数字とみなし、当該

数字が最も小さい業務にのみ申請があったものとします。)。また、本年度( 年 月 日告示分以降。ただし、調達案件番号の最初の二桁が〇〇である測量業務を除く。)において、申請者が当該申請のあった札幌市水道局発注の測量業務を受注した者(共同企業体の構成員を含む。)である場合は、当該業務の落札決定通知日以降、当該業務と同業種の札幌市水道局発注の総合評価落札方式の技術評価では本項目は審査せず、評価対象としません。受注件数には共同企業体により受注した測量業務を含むものとします。

なお、他の業務において既に本項目を申請した者であっても、当該他の業務が低入札価格調査その他の事由により当初の落札決定予定日において落札決定していない場合で、かつ、当該他の業務の調査対象者又は落札予定者となっていない場合には、当該他の業務の入札説明書の記載内容に関わらず、本業務において、当該他の業務と重複して本項目を申請できるものとします。

また、当該他の業務において調査対象者又は落札予定者が落札者とは認められなかった場合、当該他の業務において本項目の申請をした者で、かつ、本業務において本項目の申請をした者については、本業務における本項目の申請を有効とする一方、当該他の業務において、本項目の点数は除外した上で総合評価点を再計し、新たな落札予定者を決定するものとします。

(評価項目に関する申告書(様式11)を提出すること。)

#### オ 総合評価落札方式による業務の履行状況・・・配点表1(5)

札幌市水道局が発注した当初設計金額100万円超の総合評価落札方式による測量業務に係る本年度( 年 月 日告示分以降。ただし、調達案件番号の最初の二桁が〇〇である測量業務を除く。)における契約件数について評価します。なお、契約締結前であっても、落札決定通知がなされたものについては、当該通知日以降、算定対象に含むものとします。

#### カ 資格保有者の育成状況・・・配点表1(6)

満35歳未満の資格保有者(配置予定技術者を除く。)の雇用があり、かつ、雇用期間が3年以上であるかについて評価します。なお、評価対象となる資格保有者とは、申請者と直接的、恒常的な雇用関係があり、雇用期間の定めのない雇用契約労働者(いわゆる正規雇用)である者に限ります。また、申請者が社会保険等の強制適用事業所であり、かつ、当該資格保有者が社会保険等に未加入であった場合等には、評価対象としません。

また、保有する資格については、以下の①～③のいずれの区分に該当するかを審査します。

- ①測量士 測量法(以下「法」という。)第50条の規定により測量士となる資格を有する者のうち、国土地理院に備える測量士名簿に登録のある者
- ②測量士補 法第51条の規定により測量士補となる資格を有する者のうち、国土地理院に備える測量士補名簿に登録のある者
- ③その他 上記①及び②に該当しない者

(評価項目に関する申告書(様式11)を提出すること。また、次の書類を添付すること(写し可)。労働基準法等法令に定められた書類の提出がない場合は、評価対象としませ

ん。)

(ア) 雇用契約書又は労働条件通知書（雇用期間の定めがないことが確認できる書類）

(イ) 健康保険証

※被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコード含む）をマスキング（黒塗り）すること。

(ウ) 健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書

- ・国民健康保険組合（全国土木建築健康保険組合を除く。）は提出必要
- ・上記以外は提出不要（全国健康保険協会等）

(エ) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

(オ) その他必要書類

(2) 配置予定技術者の評価

ア 継続教育（CPD）の取組状況・・・配点表2（1）

次の団体が運営するCPD制度について、いずれかの対象期間のうち推奨単位の2分の1以上の取得があるかについて審査します。

- ・測量系CPD協議会

対象期間	推奨単位
年4月1日から 年3月31日まで	以上
年4月1日から 年3月31日まで	以上

（表は設定するCPD制度の数に応じて作成し、対象期間の数に応じて行数を調整する。）

（配置予定技術者経歴書（様式4）の所定の欄に取得状況を記入し、各団体が発行する取得単位数の証明書類の写しを添付すること。）

イ 若手・女性技術者の活用状況・・・配点表2（2）

配置予定技術者が満40歳未満であるか、又は、女性であるかについて審査します。

(3) 地域貢献等の評価

ア 本店所在地・・・配点表3（1）

札幌市競争入札参加資格者名簿における所在区分が市内であるかについて審査します。

イ 本市の社会資本を支える地元企業の契約件数の状況・・・配点表3（2）

札幌市競争入札参加資格者名簿に市内業者として登録のある者を対象とし、札幌市水道局が発注した当初設計金額100万円超の測量業務（随意契約によるものを除く。）に係る本年度（年 月 日告示分以降。ただし、調達案件番号の最初の二桁が〇〇である測量業務を除く。）における契約件数について評価します。なお、契約締結前であっても、落札決定通知がなされたものについては、当該通知日以降、算定対象に含むものとします。また、対象となる契約には、共同企業体により受注した測量業務に係る契約を含みます。

ウ 過去3年間の災害対応等の活動実績・・・配点表3（3）

別紙「災害時協力協定一覧」に掲げる協定の対象となる者であり、かつ、 年4月1日以降、当該協定に基づく災害対応活動の実績（完了しているものに限る。本市主催の防災訓練等への参加を含む。）があるか、又は、 年4月1日以降、災害時復旧活動の基盤となり得る公共基準点等の点検に係る活動の実績（完了しているものに限る。）があるかについて審査します。

（活動実績を有する場合には、活動実績申告書（様式15）を提出すること。なお、本申告書は、申請書等提出期限日以前に、いったん各活動の所管部署へ提出し、押印を受けたものを申請書類として提出すること（写し可）。所管部署の押印がないものは無効とする。）

#### エ 障がい者の雇用状況・・・配点表3（4）

申請者が、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たしているかについて審査します。なお、(イ)において、当該障がい者が代表者（経営者）である場合には、評価対象としません（役員は可）。

(ア) 障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がある者で、障がい者を法定雇用率（〇.〇%）以上雇用している。

（申請者が特例子会社制度等、複数の事業主で実雇用率を通算することができる制度の適用を受けている場合であっても、申請者単独の雇用率により審査する。公共職業安定所長へ提出した直近の「障害者雇用状況報告書」の事業主控（公共職業安定所の受付印があるもの。ただし、電子申請した場合は、受付印に代わり、提出完了画面やマイページの「申請案件一覧」等の申請状況を確認できる画面を印刷したものを添付すること。）の写し等を添付すること。）

(イ) 障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がなく、申請書等提出期限日現在で、障がい者を1人以上雇用している。

（評価項目に関する申告書（様式11）を提出すること。また、雇用関係を証明できる書類、障がい者手帳（「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」）の写しを添付すること。なお、障がい者手帳の写しは、プライバシー保護の観点から顔写真及び障がい名を黒で塗りつぶすこと。）

## 6 総合評価の方法について

### (1) 評価項目の評価区分及び配点について

別記3-10「総合評価落札方式（一括審査測量業務型）技術評価項目配点表」のとおり

### (2) 技術評価点の算出について

本業務の入札参加条件に示す過去の履行実績の要件を満たす者に標準点として100点を与え、これに上記(1)に基づき得た得点から、以下の算式により求められた加算点との合計を技術評価点とします。ただし、入札価格が予定価格を超過した者については、技術評価点は算出しません。

加算点 = (申請者の得点 / 評価項目の配点合計) × 15点（小数点第4位切捨て）

※ 共同企業体での申請における、各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目

の得点を算出の後、出資割合を乗じて得た点数の合計（小数点第4位切捨て）とします。  
（必要な場合のみ記載）

(3) 入札の執行について

ア 告示（別表）に記載された開札予定日時に開札を行い、落札を保留します。（開札時点では、落札予定者の決定は行いません。）

イ 入札価格及び技術評価に関する資料に基づき、開札順に以下の算式によって求められた総合評価点の最も高い者を落札予定者とします。ただし、入札価格が札幌市水道局工事等低入札価格調査要領（平成15年2月19日管理者決裁）第5条に規定する調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る者については、算式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて総合評価点を算出するものとします。

また、落札となるべき同点の総合評価点を得た者が複数あるときは、以下の算式による総合評価点の小数点第4位以下を切り捨てない場合により高い評価点となる者を落札者とします。これによってもなお同点である場合には、くじ引き（電子入札案件においては電子入札システムのくじ機能）により落札者を決定するものとします。

総合評価点 = (技術評価点 / 入札価格) × 10,000,000（小数点第4位切捨て）

ウ 上記イの総合評価点が、標準点（100点）を予定価格で除した後、10,000,000を乗じて得た数値を下回る者は、落札予定者としません。

エ 本業務は低入札価格調査の対象であり、落札予定者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の入札者のうち、開札順に総合評価点が高い者を落札者とする場合があります。

(4) 落札者の決定について

ア 落札者の決定にあたっては、落札予定者を本業務の落札者とする可否について審議を行います。

イ 落札決定を行ったときは、告示（別表）に示す落札結果通知予定日までに、落札決定の通知を書面により行います。（電子入札案件の場合は、電子入札システムにより行う予定です。）

(5) 総合評価の結果の公表について

ア 落札者の決定後に、本業務における総合評価に関する審査結果の公表を行います。

イ 入札参加者は、公表された自らの技術評価点に疑義がある場合は、落札結果の通知を行った日から3日以内に、様式9により疑義の照会ができます。その場合の回答は書面にて後日行います。

7 その他留意事項

(1) 特に記載のある場合を除き、技術資料に関する審査は申請書等提出期限日を基準日として行います。

- (2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された技術資料は、返却しません。
- (4) 総合評価に関する審査結果を除き、提出された資料等は原則として公表しません。
- (5) 提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除あるいは参加停止等の措置を行うことがあります。
- (6) 一括審査方式の対象業務のうち、いずれかの業務が入札の延期・中止となる場合は、全ての対象業務を同様に延期・中止とします。また、入札執行後に中止が決定した場合も同様とします。  
(一括審査方式の対象業務のうち、開札前にいずれかの業務が入札の延期・取消となる場合は、全ての対象業務を同様に延期・取消とします。また、開札以後に中止が決定した場合については、当該業務のみを中止とし、以後に開札時間を設定している案件を順次繰上げて落札予定者を決定します。) ※本業務の取扱いに応じ選択
- (7) 一括審査方式の対象業務のうち、いずれかの業務で入札不調となった場合は、以後に開札時間を設定している案件を順次繰上げて落札予定者を決定します。
- (8) 共通化した技術資料を審査・評価し、開札順に総合評価点が最も高い者を落札予定者とします。ただし、いずれかの業務の落札予定者となった場合は、以後に開札時間を設定している業務の入札を無効とします。
- (9) この説明書に記載の無い事項については、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱(平成17年4月6日管理者決裁)に基づく一般競争入札の取扱いによるものとします。

## 8 問い合わせ先

本業務の入札手続に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒060-0411 札幌市中央区大通東11丁目

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011

注) 本書は標準的な書式であり、選択した評価項目に応じて加除修正し、入札説明書として過不足なく作成すること。

総合評価落札方式(計画審査型)技術評価項目配点表

工事名:

分類	評価項目	必須・○ 任意・△	評価区分	配点	得点		
1 施工計画	(1) 施工計画の実施手順の妥当性	○	工事の手順が適切であり、安全対策(交通対策)等の工夫が見られる。 工事の手順が適切であるが、工夫が見られない。	3.0 0.0	/11.0		
	(2) 工期設定の適切性	△	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる。 各工程の工期が適切であるが、工期短縮が見られない。	2.0 0.0			
	(3) 工事材料等の品質確認方法及び管理方法の適切性	△	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られる。 適切であるが、工夫が見られない。	3.0 0.0			
	(4) 施工上配慮すべき事項の適切性	△	現地の施工条件及び環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られる。 適切であるが、工夫が見られない。	3.0 0.0			
2 企業の評価 ※特定IVを結成して入札に参加する者は、各項目(9)は除く)の得点を出資割合で按分する。	(1) 同種工事の施工実績の規模	△	提出のあった工事実績が、発注工事と同規模以上の施工実績である。 提出のあった工事実績が、入札参加条件を満たす同種工事の施工実績である。	2.5 0.0	/18.4		
	(2) 公共工事の施工実績	○	提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市内において施工された工事 提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市以外において施工された工事	2.0 1.5			
	(3) 提出された工事実績の成績点	△	提出のあった工事実績が、水道局発注の工事であり、その工事成績が(A区分)以上であるもの 〃 その工事成績が(B区分)以上であるもの 〃 その工事成績が(C区分)以上であるもの 〃 その工事成績が(D区分)以上であるもの 〃 その工事成績が(E区分)以上であるもの 〃 その工事成績が(E区分)未満又は水道局以外の実績	2.6 2.3 1.7 1.1 0.5 0.0			
	(4) 企業の工事成績の平均点	△	同職種における平均点が(A区分)以上 同職種における平均点が(B区分)以上 同職種における平均点が(C区分)以上 同職種における平均点が(D区分)以上 同職種における平均点が(E区分)以上 同職種における平均点が(E区分)未満又は実績無し	2.8 2.5 1.9 1.3 0.7 0.0			
	(5) 過去5年間の本市工事表彰回数 ※本年度(年月日告示分以降)において、工種ごとに、当該申請をした水道局発注の工事を一件受注するまで、任意の案件に申請可能。ただし、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において、水道局発注の他の案件への重複申請は不可。	△	5回以上 4回 3回 2回 1回 無し	3.0 2.5 2.0 1.5 1.0 0.0			
	(6) ISO9001取得状況	△	取得有り 無し	1.0 0.0			
	(7) ISO14001取得状況	△	取得有り 無し	0.5 0.0			
	(8) 本工事における主要建設機械の保有状況	△	自社所有又は長期リース(ファイナンス・リース)契約の建設機械有り 上記以外の長期リース契約の建設機械有り 無し	2.0 1.0 0.0			
	(9) 市内企業活用の施工計画	△	市内企業の施工比率が9.5%以上 市内企業の施工比率が6.0%以上9.5%未満 市内企業の施工比率が6.0%未満	2.0 1.0 0.0			
	3 配置予定技術者の評価 ※特定IVを結成して入札に参加する者は、各項目(5)は除く)の得点を出資割合で按分する。	(1) 過去10年間の主任(監理)技術者等の従事経験	○	同種工事に、主任(監理)技術者として中心的立場で従事(施工経験がJV工事の場合は、JV構成員の代表者の主任(監理)技術者であること。)した経験有 同種工事に、監理技術者補佐又は補助的立場の主任技術者として従事した経験有 同種工事に担当技術者として従事した経験有 その他		2.5 1.5 1.0 0.0	/10.7
		(2) 過去の従事工事における成績点	△	過去の従事経験として提出された同種工事が、水道局発注の工事であり、その工事成績が(A区分)以上であるもの 〃 その工事成績が(B区分)以上であるもの 〃 その工事成績が(C区分)以上であるもの 〃 その工事成績が(D区分)以上であるもの 〃 その工事成績が(E区分)以上であるもの 〃 その工事成績が(E区分)未満又は水道局以外の実績		2.7 2.4 1.8 1.2 0.6 0.0	
		(3) 主任(監理)技術者に係る資格保有状況	△	一級 二級 その他		1.5 0.5 0.0	
		(4) 本工事に関連する資格保有状況	△	保有有り 無し		0.5 0.0	
(5) 現場代理人の従事経験		△	発注する工事と同種工事(公共工事)の現場代理人経験有り 無し	1.0 0.0			
(6) 主任技術者としての経験年数		△	10年以上 5年以上10年未満 5年未満	1.5 1.0 0.0			
(7) 継続教育(CPD)の取組状況		△	各団体で指定する推奨単位以上の取得有り 各団体で指定する推奨単位の2分の1以上の取得有り 無し	1.0 0.5 0.0			
4 地域貢献等の評価 ※特定IVを結成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。	(1) 本店所在地等	△	札幌市内に主たる営業所有り 札幌市内に徒たる営業所有り その他	3.0 0.5 0.0	/8.5		
	(2) 過去3年間の災害対応等の活動実績	△	札幌市との災害時協力協定の対象者等であること、かつ、3年以内の活動実績(札幌市主催の防災訓練等への参加を含む。)有り 〃 3年以内の活動実績無し その他	1.0 0.5 0.0			
	(3) 経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況	△	自社所有又は長期リース契約の建設機械有り 無し	1.0 0.0			
	(4) 過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績 ※本年度(年月日告示分以降)において、工種ごとに、当該申請をした水道局発注の工事を一件受注するまで、任意の案件に申請可能。ただし、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において、水道局発注の他の案件への重複申請は不可。	△	除雪登録、過去5年間継続した雪対策事業従事及び除雪表彰有り 除雪登録及び過去5年間継続した雪対策事業従事有り、又は、除雪登録、過去5年間のうち4年間の雪対策事業従事及び除雪表彰有り 除雪登録及び過去5年間のうち4年間の雪対策事業従事有り、又は、除雪登録、過去5年間のうち3年間の雪対策事業従事及び除雪表彰有り 除雪登録及び過去5年間のうち3年間の雪対策事業従事有り その他	3.0 2.5 2.0 1.5 0.0			
	(5) 障がい者の雇用状況	△	障害者雇用促進法に基づく雇用状況の報告義務が有り法定雇用率以上の雇用有り、又は、報告義務が無く1名以上の雇用有り その他	0.5 0.0			
				得点合計	/48.6		

総合評価落札方式(実績評価I型)技術評価項目配点表

工事名:

分類	評価項目	必須●○ 任意△	評価区分	配点	得点
1 企業の評価 ※特定JVを結成して入札に参加する者は、各項目(9)は除く)の得点を出資割合で按分する。	(1) 同種工事の施工実績の規模	△	提出のあった工事実績が、発注工事と同規模以上の施工実績である。 提出のあった工事実績が、入札参加条件を満たす同種工事の施工実績である。	2.5 0.0	/18.4
	(2) 公共工事の施工実績	○	提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市内において施工された工事	2.0	
			提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市以外において施工された工事	1.5	
	(3) 提出された工事実績の成績点	△	提出のあった工事実績が、水道局発注の工事であり、その工事成績が(A区分)以上であるもの	2.6	
			〃 その工事成績が(B区分)以上であるもの	2.3	
			〃 その工事成績が(C区分)以上であるもの	1.7	
			〃 その工事成績が(D区分)以上であるもの	1.1	
			〃 その工事成績が(E区分)以上であるもの	0.5	
	(4) 企業の工事成績の平均点	△	同工種における平均点が(A区分)以上	2.8	
			同工種における平均点が(B区分)以上	2.5	
			同工種における平均点が(C区分)以上	1.9	
			同工種における平均点が(D区分)以上	1.3	
			同工種における平均点が(E区分)以上	0.7	
	(5) 過去5年間の本市工事表彰回数 ※本年度(年月日告示分以降)において、工種ごとに、当該申請をした水道局発注の工事を一件受注するまで、任意の案件に申請可能。ただし、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において、水道局発注の他の案件への重複申請は不可。	△	5回以上	3.0	
4回			2.5		
3回			2.0		
2回			1.5		
1回			1.0		
(6) ISO9001取得状況	△	取得有り	1.0		
		無し	0.0		
(7) ISO14001取得状況	△	取得有り	0.5		
		無し	0.0		
(8) 本工事における主要建設機械の保有状況	△	自社所有又は長期リース(ファイナンス・リース)契約の建設機械有り	2.0		
		上記以外の長期リース契約の建設機械有り	1.0		
		無し	0.0		
(9) 市内企業活用の施工計画	△	市内企業の施工比率が95%以上	2.0		
		市内企業の施工比率が60%以上95%未満	1.0		
2 配置予定技術者の評価 ※特定JVを結成して入札に参加する者は、各項目(5)は除く)の得点を出資割合で按分する。	(1) 過去10年間の主任(監理)技術者等の従事経験	○	同種工事に、主任(監理)技術者として中心的立場で従事(施工経験がJV工事の場合は、JV構成員の代表者の主任(監理)技術者であること。)した経験有り	2.5	/9.2
			同種工事に、監理技術者補佐又は補助的立場の主任技術者として従事した経験有り	1.5	
			同種工事に担当技術者として従事した経験有り	1.0	
			その他	0.0	
	(2) 過去の従事工事における成績点	△	過去の従事経験として提出された同種工事が、水道局発注の工事であり、その工事成績が(A区分)以上であるもの	2.7	
			〃 その工事成績が(B区分)以上であるもの	2.4	
			〃 その工事成績が(C区分)以上であるもの	1.8	
			〃 その工事成績が(D区分)以上であるもの	1.2	
			〃 その工事成績が(E区分)以上であるもの	0.6	
	(3) 主任(監理)技術者に係る資格保有状況	△	一級	1.5	
二級			0.5		
(4) 本工事に関連する資格保有状況	△	保有有り	0.5		
		無し	0.0		
(5) 現場代理人の従事経験	△	発注する工事と同種工事(公共工事)の現場代理人経験有り	1.0		
		無し	0.0		
(6) 継続教育(CPD)の取組状況	△	各団体で指定する推奨単位以上の取得有り	1.0		
		各団体で指定する推奨単位の2分の1以上の取得有り	0.5		
		無し	0.0		
3 地域貢献等の評価 ※特定JVを結成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。	(1) 本店所在地等	△	札幌市内に主たる営業所有り	3.0	/9.5
			札幌市内に従たる営業所有り	0.5	
			その他	0.0	
	(2) 過去3年間の災害対応等の活動実績	△	札幌市との災害時協力協定の対象者等であること、かつ、3年以内の活動実績(札幌市主催の防災訓練等への参加を含む。)有り	1.0	
			〃 3年以内の活動実績無し	0.5	
			その他	0.0	
	(3) 経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況	△	自社所有又は長期リース契約の建設機械有り	1.0	
			無し	0.0	
	(4) 過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績 ※本年度(年月日告示分以降)において、工種ごとに、当該申請をした水道局発注の工事を一件受注するまで、任意の案件に申請可能。ただし、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において、水道局発注の他の案件への重複申請は不可。	△	除雪登録、過去5年間継続した雪対策事業従事及び除雪表彰有り	3.0	
			除雪登録及び過去5年間継続した雪対策事業従事有り、又は、除雪登録、過去5年間のうち4年間の雪対策事業従事及び除雪表彰有り	2.5	
除雪登録及び過去5年間のうち4年間の雪対策事業従事有り、又は、除雪登録、過去5年間のうち3年間の雪対策事業従事及び除雪表彰有り			2.0		
除雪登録及び過去5年間のうち3年間の雪対策事業従事有り			1.5		
その他			0.0		
(5) 障がい者の雇用状況	△	障害者雇用促進法に基づく雇用状況の報告義務が有り法定雇用率以上の雇用有り、又は、報告義務が無く1名以上の雇用	0.5		
		その他	0.0		
(6) 本工事に関連する本市まちづくり事業等の活動実績	△	活動有り	1.0		
		無し	0.0		
得点合計					/37.1

総合評価落札方式(実績評価Ⅱ型)技術評価項目配点表

工事名:

分類	評価項目	必須・○ 任意・△	評価区分	配点	得点
1 企業の評価 ※特定JVを結成して入札に参加する者は、各項目(8)は除く)の得点を出資割合で按分する。	(1)公共工事の施工実績	○	提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市内において施工された工事	2.0	/14.8
			提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市以外において施工された工事	1.5	
			提出のあった工事実績が、上記以外の発注による工事(民間工事等)	0.0	
	(2)提出された工事実績の成績点	△	提出のあった工事実績が、水道局発注の工事であり、その工事成績が(A区分)以上であるもの	2.1	
			〃 その工事成績が(B区分)以上であるもの	1.9	
			〃 その工事成績が(C区分)以上であるもの	1.5	
			〃 その工事成績が(D区分)以上であるもの	1.1	
			〃 その工事成績が(E区分)以上であるもの	0.7	
	(3)企業の工事成績の平均点	△	同工種における平均点が(A区分)以上	2.2	
			同工種における平均点が(B区分)以上	2.0	
			同工種における平均点が(C区分)以上	1.6	
			同工種における平均点が(D区分)以上	1.2	
			同工種における平均点が(E区分)以上	0.8	
	(4)過去5年間の本市工事表彰回数 ※本年度(年月日告示分以降)において、工種ごとに、当該申請をした水道局発注の工事を一件受注するまで、任意の案件に申請可能。ただし、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において、水道局発注の他の案件への重複申請は不可。	△	5回以上	3.0	
4回			2.5		
3回			2.0		
2回			1.5		
1回			1.0		
(5)ISO9001又はサップロQMSの取得状況	△	取得有り	1.0		
		無し	0.0		
(6)環境対策認証等の取得状況 ※次のいずれかを対象とする。 ア ISO14001の認証 イ 環境保全行動計画書の提出 ウ エコアクション21の認証 エ 北海道環境マネジメントシステムスタンダードの認証	△	取得有り	0.5		
		無し	0.0		
(7)本工事における主要建設機械の保有状況	△	自社所有又は長期リース(ファイナンス・リース)契約の建設機械有り	2.0		
		上記以外の長期リース契約の建設機械有り	1.0		
		無し	0.0		
(8)市内企業活用の施工計画	△	市内企業の施工比率が95%以上	2.0		
		市内企業の施工比率が60%以上95%未満	1.0		
		市内企業の施工比率が60%未満	0.0		
2 配置予定技術者の評価 ※特定JVを結成して入札に参加する者は、各項目(4)は除く)の得点を出資割合で按分する。	(1)過去10年間の主任(監理)技術者等の従事経験	○	同種工事に、主任(監理)技術者として中心的立場で従事(施工経験がJV工事の場合は、JV構成員の代表者の主任(監理)技術者であること。)した経験有り	2.0	/5.0
			同種工事に、監理技術者補佐又は補助的立場の主任技術者として従事した経験有り	1.0	
			同種工事に担当技術者として従事した経験有り	0.5	
			その他	0.0	
	(2)主任(監理)技術者に係る資格保有状況	△	一級	1.5	
二級			0.5		
その他			0.0		
保有有り			0.5		
(3)本工事に関連する資格保有状況	△	無し	0.0		
		有り	0.5		
		無し	0.0		
		有り	0.5		
(4)現場代理人の従事経験	△	発注する工事と同種工事(公共工事)の現場代理人経験有り	1.0		
		無し	0.0		
		有り	0.5		
		無し	0.0		
3 地域貢献等の評価 ※特定JVを結成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。	(1)本店所在地等	△	札幌市内に主たる営業所有り	3.0	/9.5
			札幌市内に付たる営業所有り	0.5	
			その他	0.0	
	(2)過去3年間の災害対応等の活動実績	△	札幌市との災害時協力協定の対象者等であること、かつ、3年以内の活動実績(札幌市主催の防災訓練等への参加を含む。)有り	1.0	
			〃 3年以内の活動実績無し	0.5	
			その他	0.0	
	(3)経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況	△	自社所有又は長期リース契約の建設機械有り	1.0	
			無し	0.0	
	(4)過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績 ※本年度(年月日告示分以降)において、工種ごとに、当該申請をした水道局発注の工事を一件受注するまで、任意の案件に申請可能。ただし、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において、水道局発注の他の案件への重複申請は不可。	△	除雪登録、過去5年間継続した雪対策事業従事及び除雪表彰有り	3.0	
			除雪登録及び過去5年間継続した雪対策事業従事有り、又は、除雪登録、過去5年間のうち4年間の雪対策事業従事及び除雪表彰有り	2.5	
除雪登録及び過去5年間のうち3年間の雪対策事業従事有り、又は、除雪登録、過去5年間のうち3年間の雪対策事業従事及び除雪表彰有り			2.0		
除雪登録及び過去5年間のうち3年間の雪対策事業従事有り			1.5		
その他			0.0		
(5)障がい者の雇用状況	△	障害者雇用促進法に基づく雇用状況の報告義務が有り法定雇用率以上の雇用有り、又は、報告義務が無く1名以上の雇用有り	0.5		
		その他	0.0		
(6)本工事に関連する本市まちづくり事業等の活動実績	△	活動有り	1.0		
		無し	0.0		
得点合計					/29.3

## 総合評価落札方式(人材育成型)技術評価項目配点表

工事名:

分類	評価項目	必須・○ 任意・△	評価区分	配点	得点
1 企業の評価 ※特定JVを結成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。	(1)新規学卒者又は満35歳未満の中途採用者の雇用状況	○	過去3年間に新規学卒者の雇用有り	3.0	/8.5
			過去5年間に新規学卒者又は過去3年間に満35歳未満の中途採用者の雇用有り	2.0	
			過去5年間に満35歳未満の中途採用者の雇用有り	1.0	
			無し	0.0	
	(2)資格保有者の育成状況	△	満30歳未満の一級の資格保有者(配置予定技術者を除く。)の雇用が有り、かつ、雇用期間が3年以上	2.0	
			満30歳未満の二級の資格保有者(配置予定技術者を除く。)の雇用が有り、かつ、雇用期間が3年以上	1.0	
			満35歳未満の一級又は二級の資格保有者(配置予定技術者を除く。)の雇用が有り、かつ、雇用期間が3年以上	0.5	
			その他	0.0	
	(3)若手・女性技術者の育成状況	△	配置予定技術者が満40歳未満又は女性であり、かつ、雇用期間が3年以上	2.0	
			その他	0.0	
	(4)札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証の取得状況	△	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証ステップ3	1.5	
			従業員数300人以下かつ札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証ステップ2	1.0	
			従業員数100人以下かつ札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証ステップ1、又は、従業員数301人以上かつ札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証ステップ2	0.5	
その他			0.0		
2 配置予定技術者の評価 ※特定JVを結成して入札に参加する者は、各項目(4)は除く)の得点を出資割合で按分する。	(1)若手技術者の活用状況	○	配置予定技術者が満30歳未満	4.0	/11.0
			〃 満30歳以上35歳未満	2.0	
			〃 満35歳以上40歳未満	0.5	
			〃 満40歳以上	0.0	
	(2)女性技術者の活用状況	△	配置予定技術者が女性である	2.0	
			〃 でない	0.0	
	(3)若手・女性技術者の資格保有状況	△	配置予定技術者が満40歳未満又は女性であり、かつ、一級	3.0	
			〃 二級	2.0	
			その他	0.0	
	(4)若手・女性技術者の現場代理人の従事経験	△	配置予定技術者が満40歳未満又は女性であり、かつ、発注する工事と同種工事(公共工事)の現場代理人経験有り	2.0	
			配置予定技術者が満40歳未満又は女性であり、かつ、公共工事の現場代理人経験有り	1.0	
			その他	0.0	
				得点合計	/19.5

## 総合評価落札方式(地域貢献I型)技術評価項目配点表

工事名:

分類	評価項目	必須●○ 任意●△	評価区分	配点	得点
1 企業の評価 ※特定IVを結成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。	(1) 公共工事の施工実績	○	提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市内において施工された工事	2.0	/6.3
			提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市以外において施工された工事	1.5	
			提出のあった工事実績が、上記以外の発注による工事(民間工事等)	0.0	
	(2) 提出された工事実績の成績点	△	提出のあった工事実績が、水道局発注の工事であり、その工事成績が(A区分)以上であるもの	2.1	
			〃 その工事成績が(B区分)以上であるもの	1.9	
			〃 その工事成績が(C区分)以上であるもの	1.5	
			〃 その工事成績が(D区分)以上であるもの	1.1	
			〃 その工事成績が(E区分)以上であるもの	0.7	
			〃 その工事成績が(E区分)未満又は本水道局以外の実績	0.0	
	(3) 企業の工事成績の平均点	△	同工種における平均点が(A区分)以上	2.2	
			同工種における平均点が(B区分)以上	2.0	
			同工種における平均点が(C区分)以上	1.6	
			同工種における平均点が(D区分)以上	1.2	
同工種における平均点が(E区分)以上			0.8		
同工種における平均点が(E区分)未満又は実績無し			0.0		
2 配置予定技術者の評価 ※特定IVを結成して入札に参加する者は、得点を出資割合で按分する。	(1) 主任(監理)技術者に係る資格保有状況	△	一級	1.0	/1.5
			二級	0.5	
			その他	0.0	
	(2) 本工事に関連する資格保有状況	△	保有有り	0.5	
無し			0.0		
3 地域貢献等の評価 ※特定IVを結成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。	(1) 本市の社会資本を支える地元企業の契約件数の状況	△	札幌市内に主たる営業所があり、本年度において水道局との工事請負契約無し	3.0	/12.0
			〃 本年度において水道局との工事請負契約件数が1件	1.0	
			その他	0.0	
	(2) 過去3年間の災害対応等の活動実績	○	札幌市との災害時協力協定の対象者等であること、かつ、3年以内の活動実績(札幌市主催の防災訓練等への参加を含む。)有り	2.0	
			〃 3年以内の活動実績無し	1.0	
			その他	0.0	
	(3) 経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況	○	自社所有又は長期リース契約の建設機械有り	2.0	
			無し	0.0	
	(4) 過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績	△	除雪登録、過去5年間継続した雪対策事業従事及び除雪表彰有り	3.0	
			除雪登録及び過去5年間継続した雪対策事業従事有り、又は、除雪登録、過去5年間のうち4年間の雪対策事業従事及び除雪表彰有り	2.5	
			除雪登録及び過去5年間のうち4年間の雪対策事業従事有り、又は、除雪登録、過去5年間のうち3年間の雪対策事業従事及び除雪表彰有り	2.0	
			除雪登録及び過去5年間のうち3年間の雪対策事業従事有り	1.5	
			その他	0.0	
	(5) 障がい者の雇用状況	△	障害者雇用促進法に基づく雇用状況の報告義務が有り法定雇用率以上の雇用有り、又は、報告義務が無く1名以上の雇用有り	1.0	
その他			0.0		
(6) 過去3年間継続した本市ボランティア等まちづくり事業の活動実績 ※次のいずれかを対象とする。 ア 福祉除雪事業の地域協力員 イ 公園ボランティア等 ウ 森林ボランティア	△	活動有り	1.0		
		無し	0.0		
得点合計					/19.8

## 総合評価落札方式(地域貢献Ⅱ型)技術評価項目配点表

工事名:

分類	評価項目	必須・○ 任意・△	評価区分	配点	得点
1 企業の評価 ※特定IVを結成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。	(1) 公共工事の施工実績	○	提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市内において施工された工事	2.0	/6.3
			提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市以外において施工された工事	1.5	
			提出のあった工事実績が、上記以外の発注による工事(民間工事等)	0.0	
	(2) 提出された工事実績の成績点	△	提出のあった工事実績が、水道局発注の工事であり、その工事成績が(A区分)以上であるもの	2.1	
			〃 その工事成績が(B区分)以上であるもの	1.9	
			〃 その工事成績が(C区分)以上であるもの	1.5	
			〃 その工事成績が(D区分)以上であるもの	1.1	
			〃 その工事成績が(E区分)以上であるもの	0.7	
			〃 その工事成績が(E区分)未満又は水道局以外の実績	0.0	
	(3) 企業の工事成績の平均点	△	同工種における平均点が(A区分)以上	2.2	
			同工種における平均点が(B区分)以上	2.0	
			同工種における平均点が(C区分)以上	1.6	
同工種における平均点が(D区分)以上			1.2		
同工種における平均点が(E区分)以上			0.8		
同工種における平均点が(E区分)未満又は実績無し			0.0		
2 配置予定技術者の評価 ※特定IVを結成して入札に参加する者は、得点を出資割合で按分する。	(1) 主任(監理)技術者に係る資格保有状況	△	一級	1.0	/1.5
			二級	0.5	
			その他	0.0	
	(2) 本工事に関連する資格保有状況	△	保有有り	0.5	
無し			0.0		
3 地域貢献等の評価 ※特定IVを結成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。	(1) 本市の社会資本を支える地元企業の契約件数の状況	△	札幌市内に主たる営業所があり、本年度において水道局との工事請負契約無し	3.0	/9.0
			〃 本年度において水道局との工事請負契約件数が1件	1.0	
			その他	0.0	
	(2) 災害協定締結団体への加入状況	○	札幌市との災害時協力協定の対象者等であること	2.0	
			その他	0.0	
	(3) 過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績	△	除雪登録、過去5年間継続した雪対策事業従事及び除雪表彰有り	3.0	
			除雪登録及び過去5年間継続した雪対策事業従事有り、又は、除雪登録、過去5年間のうち4年間の雪対策事業従事及び除雪表彰有り	2.5	
			除雪登録及び過去5年間のうち4年間の雪対策事業従事有り、又は、除雪登録、過去5年間のうち3年間の雪対策事業従事及び除雪表彰有り	2.0	
			除雪登録及び過去5年間のうち3年間の雪対策事業従事有り	1.5	
			その他	0.0	
(4) 過去3年間継続した本市ボランティア等まちづくり事業の活動実績 ※次のいずれかを対象とする。 ア 福祉除雪事業の地域協力員 イ 公園ボランティア等 ウ 森林ボランティア	△	活動有り	1.0		
		無し	0.0		
得点合計					/16.8

## 総合評価落札方式(一括審査I型)技術評価項目配点表

工事名:

分類	評価項目	必須・○ 任意・△	評価区分	配点	得点
1 企業の評価 ※特定JVを結成して入札に参加する者は、各項目((7)は除く)の得点を出資割合で按分する。	(1) 公共工事の施工実績	○	提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市内において施工された工事	2.0	/11.8
			提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市以外において施工された工事	1.5	
			提出のあった工事実績が、上記以外の発注による工事(民間工事等)	0.0	
	(2) 提出された工事実績の成績点	△	提出のあった工事実績が、水道局発注の工事であり、その工事成績が(A区分)以上であるもの	2.1	
			〃 その工事成績が(B区分)以上であるもの	1.9	
			〃 その工事成績が(C区分)以上であるもの	1.5	
			〃 その工事成績が(D区分)以上であるもの	1.1	
			〃 その工事成績が(E区分)以上であるもの	0.7	
			〃 その工事成績が(E区分)未満又は水道局以外の実績	0.0	
	(3) 企業の工事成績の平均点	△	同工種における平均点が(A区分)以上	2.2	
			同工種における平均点が(B区分)以上	2.0	
			同工種における平均点が(C区分)以上	1.6	
			同工種における平均点が(D区分)以上	1.2	
			同工種における平均点が(E区分)以上	0.8	
同工種における平均点が(E区分)未満又は実績無し			0.0		
(4) ISO9001又はサップロQMSの取得状況	△	取得有り	1.0		
無し	0.0				
(5) 環境対策認証等の取得状況 ※次のいずれかを対象とする。 ア ISO14001の認証 イ 環境保全行動計画書の提出 ウ エコアクション21の認証 エ 北海道環境マネジメントシステムスタンダードの認証	△	取得有り	0.5		
		無し	0.0		
(6) 本工事における主要建設機械の保有状況	△	自社所有又は長期リース(ファイナンス・リース)契約の建設機械有り	2.0		
		上記以外の長期リース契約の建設機械有り	1.0		
		無し	0.0		
(7) 市内企業活用の施工計画	△	市内企業の施工比率が95%以上	2.0		
		市内企業の施工比率が60%以上95%未満	1.0		
		市内企業の施工比率が60%未満	0.0		
2 配置予定技術者の評価 ※特定JVを結成して入札に参加する者は、各項目((4)は除く)の得点を出資割合で按分する。	(1) 過去10年間の主任(監理)技術者等の従事経験	○	同種工事に、主任(監理)技術者として中心的立場で従事(施工経験がJV工事の場合は、JV構成員の代表者の主任(監理)技術者であること。)した経験有り	2.0	/5.0
			同種工事に、監理技術者補佐又は補助的立場の主任技術者として従事した経験有り	1.0	
			同種工事に担当技術者として従事した経験有り	0.5	
			その他	0.0	
	(2) 主任(監理)技術者に係る資格保有状況	△	一級	1.5	
二級 その他			0.5 0.0		
(3) 本工事に関連する資格保有状況	△	保有有り	0.5		
		無し	0.0		
(4) 現場代理人の従事経験	△	発注する工事と同種工事(公共工事)の現場代理人経験有り	1.0		
		無し	0.0		
3 地域貢献等の評価 ※特定JVを結成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。	(1) 本市の社会資本を支える地元企業の契約件数の状況	△	札幌市内に主たる営業所があり、本年度において水道局との工事請負契約無し	3.0	/8.5
			〃 本年度において水道局との工事請負契約件数が1件	1.0	
			その他	0.0	
	(2) 過去3年間の災害対応等の活動実績	△	札幌市との災害時協力協定の対象者等であること、かつ、3年以内の活動実績(札幌市主催の防災訓練等への参加を含む。)有り	1.0	
			〃 3年以内の活動実績無し	0.5	
			その他	0.0	
	(3) 経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況	△	自社所有又は長期リース契約の建設機械有り	1.0	
			無し	0.0	
	(4) 過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績	△	除雪登録、過去5年間継続した雪対策事業従事及び除雪表彰有り	3.0	
			除雪登録及び過去5年間継続した雪対策事業従事有り、又は、除雪登録、過去5年間のうち4年間の雪対策事業従事及び除雪表彰有り	2.5	
除雪登録及び過去5年間のうち4年間の雪対策事業従事有り、又は、除雪登録、過去5年間のうち3年間の雪対策事業従事及び除雪表彰有り			2.0		
除雪登録及び過去5年間のうち3年間の雪対策事業従事有り			1.5		
その他			0.0		
(5) 障がい者の雇用状況	△	障害者雇用促進法に基づく雇用状況の報告義務が有り法定雇用率以上の雇用有り、又は、報告義務が無く1名以上の雇用有り	0.5		
		その他	0.0		
得点合計				25.3	

## 総合評価落札方式(一括審査Ⅱ型)技術評価項目配点表

工事名:

分類	評価項目	必須・○ 任意・△	評価区分	配点	得点
1 企業の評価 ※特定IVを結成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。	(1) 公共工事の施工実績	○	提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市内において施工された工事	2.0	/6.3
			提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市以外において施工された工事	1.5	
			提出のあった工事実績が、上記以外の発注による工事(民間工事等)	0.0	
	(2) 提出された工事実績の成績点	△	提出のあった工事実績が、水道局発注の工事であり、その工事成績が(A区分)以上であるもの	2.1	
			〃 その工事成績が(B区分)以上であるもの	1.9	
			〃 その工事成績が(C区分)以上であるもの	1.5	
			〃 その工事成績が(D区分)以上であるもの	1.1	
			〃 その工事成績が(E区分)以上であるもの	0.7	
			〃 その工事成績が(E区分)未満又は水道局以外の実績	0.0	
	(3) 企業の工事成績の平均点	△	同工種における平均点が(A区分)以上	2.2	
			同工種における平均点が(B区分)以上	2.0	
			同工種における平均点が(C区分)以上	1.6	
			同工種における平均点が(D区分)以上	1.2	
同工種における平均点が(E区分)以上			0.8		
同工種における平均点が(E区分)未満又は実績無し			0.0		
2 配置予定技術者の評価 ※特定IVを結成して入札に参加する者は、得点を出資割合で按分する。	(1) 主任(監理)技術者に係る資格保有状況	○	一級	1.5	/2.0
			二級	0.5	
			その他	0.0	
	(2) 本工事に関連する資格保有状況	△	保有有り	0.5	
			無し	0.0	
3 地域貢献等の評価 ※特定IVを結成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。	(1) 本市の社会資本を支える地元企業の契約件数の状況	△	札幌市内に主たる営業所があり、本年度において水道局との工事請負契約無し	3.0	/9.0
			〃 本年度において水道局との工事請負契約件数が1件	1.0	
			その他	0.0	
	(2) 災害協定締結団体への加入状況	○	札幌市との災害時協力協定の対象者等であること	2.0	
			その他	0.0	
	(3) 過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績	△	除雪登録、過去5年間継続した雪対策事業従事及び除雪表彰有り	3.0	
			除雪登録及び過去5年間継続した雪対策事業従事有り、又は、除雪登録、過去5年間のうち4年間の雪対策事業従事及び除雪表彰有り	2.5	
			除雪登録及び過去5年間のうち4年間の雪対策事業従事有り、又は、除雪登録、過去5年間のうち3年間の雪対策事業従事及び除雪表彰有り	2.0	
			除雪登録及び過去5年間のうち3年間の雪対策事業従事有り	1.5	
			その他	0.0	
	(4) 過去3年間継続した本市ボランティア等まちづくり事業の活動実績 ※次のいずれかを対象とする。 ア 福祉除雪事業の地域協力員 イ 公園ボランティア等 ウ 森林ボランティア	△	活動有り	1.0	
			無し	0.0	
	得点合計				

## 総合評価落札方式(測量業務型)技術評価項目配点表

業務名:

分類	評価項目	必須・○ 任意・△	評価区分	配点	得点
1 企業の評価 ※特定IVを結成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。	(1) 公共機関発注業務の履行実績	○	提出のあった同種業務実績が、公共機関が発注した測量業務で、かつ、札幌市内で履行した業務	2.0	/16.5
			提出のあった同種業務実績が、公共機関が発注した測量業務で、かつ、札幌市外で履行した業務	1.5	
			その他	0.0	
	(2) 提出された業務実績の成績点	○	提出のあった同種業務実績が、本市発注の測量業務であり、その業務成績が70点以上であるもの	成績点/25 (小数点第3位以下切捨て)	
			その他	0.0	
	(3) 企業の業務成績の平均点	△	測量業務の平均点が70点以上	平均点/25 (小数点第3位以下切捨て)	
			その他	0.0	
	(4) 過去5年間の本市測量業務の表彰回数 ※本年度(年月日告示分以降)において、当該申請をした水道局発注の測量業務を一件受注するまで、任意の案件に申請可能。ただし、本業務の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において、水道局発注の他の案件への重	△	3回以上	1.5	
			2回	1.0	
			1回	0.5	
			無し	0.0	
	(5) 総合評価落札方式による業務の履行状況	△	本年度において水道局発注の総合評価落札方式による測量業務委託契約件数無し	3.0	
その他			0.0		
(6) 資格保有者の育成状況	△	満30歳未満の測量士(配置予定技術者を除く。)の雇用が有り、かつ、雇用期間が3年以上	2.0		
		満30歳未満の測量士補(配置予定技術者を除く。)の雇用が有り、かつ、雇用期間が3年以上	1.0		
		満35歳未満の測量士又は測量士補(配置予定技術者を除く。)の雇用が有り、かつ、雇用期間が3年以上	0.5		
		その他	0.0		
2 配置予定技術者の評価 ※特定IVを結成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。	(1) 継続教育(CPD)の取組状況	△	各団体が指定する推奨単位以上の取得有り	2.0	/4.0
			各団体が指定する推奨単位の2分の1以上の取得有り	1.0	
			無し	0.0	
	(2) 若手・女性技術者の活用状況	△	配置予定技術者が満35歳未満又は女性である	2.0	
			配置予定技術者が満40歳未満である	1.0	
			その他	0.0	
3 地域貢献等の評価 ※特定IVを結成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。	(1) 本店所在地	△	市内業者であること	3.0	/4.5
			その他	0.0	
	(2) 過去3年間の災害対応等の活動実績	△	次のいずれかの活動実績有り ①札幌市との災害時協力協定の対象者であること、かつ、3年以内の活動実績(札幌市主催の防災訓練等への参加を含む。) ②3年以内に災害復旧活動の基盤となり得る公共基準点等を計画かつ継続的に保全する点検活動等(札幌市と事前協議を行っているものに限る。)	1.0	
			札幌市との災害時協力協定の対象者であること	0.5	
			その他	0.0	
			(3) 障がい者の雇用状況	△	
	その他	0.0			
				得点合計	/25.0

# 総合評価落札方式(一括審査測量業務型)技術評価項目配点表

業務名:

分類	評価項目	必須・○ 任意・△ 選択・◆	評価区分	配点	得点
1 企業の評価 ※特定IVを結成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。	(1) 公共機関発注業務の履行実績	○	提出のあった同種業務実績が、公共機関が発注した測量業務で、かつ、札幌市内で履行した業務	2.0	/16.5
			提出のあった同種業務実績が、公共機関が発注した測量業務で、かつ、札幌市外で履行した業務	1.5	
			その他	0.0	
	(2) 提出された業務実績の成績点	○	提出のあった同種業務実績が、本市発注の測量業務であり、その業務成績が70点以上であるもの	成績点/25 (小数点第3位以下切捨て)	
			その他	0.0	
	(3) 企業の業務成績の平均点	△	測量業務の平均点が70点以上	平均点/25 (小数点第3位以下切捨て)	
			その他	0.0	
	(4) 過去5年間の本市測量業務の表彰回数 ※本年度(年月日告示分以降)において、当該申請をした水道局発注の測量業務を一件受注するまで、任意の案件に申請可能。ただし、本業務の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において、水道局発注の他の案件への重複申請は不可。	△	3回以上	1.5	
			2回	1.0	
			1回	0.5	
			無し	0.0	
(5) 総合評価落札方式による業務の履行状況	◆	本年度において水道局発注の総合評価落札方式による測量業務委託契約件数無し	3.0		
		その他	0.0		
(6) 資格保有者の育成状況	△	満30歳未満の測量士(配置予定技術者を除く。)の雇用が有り、かつ、雇用期間が3年以上	2.0		
		満30歳未満の測量士補(配置予定技術者を除く。)の雇用が有り、かつ、雇用期間が3年以上	1.0		
		満35歳未満の測量士又は測量士補(配置予定技術者を除く。)の雇用が有り、かつ、雇用期間が3年以上	0.5		
		その他	0.0		
2 配置予定技術者の評価 ※特定IVを結成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。	(1) 継続教育(CPD)の取組状況	△	各団体が指定する推奨単位以上の取得有り	2.0	/4.0
			各団体が指定する推奨単位の2分の1以上の取得有り	1.0	
			無し	0.0	
	(2) 若手・女性技術者の活用状況	△	配置予定技術者が満35歳未満又は女性である	2.0	
			配置予定技術者が満40歳未満である	1.0	
その他			0.0		
3 地域貢献等の評価 ※特定IVを結成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。	(1) 本店所在地	△	市内業者であること	3.0	/7.5
			その他	0.0	
	(2) 本市の社会資本を支える地元企業の契約件数の状況	◆	市内業者であり、本年度において水道局との測量業務委託の契約件数無し	3.0	
			〃 本年度において水道局との測量業務委託の契約件数が1件	1.0	
			その他	0.0	
	(3) 過去3年間の災害対応等の活動実績	△	次のいずれかの活動実績有り ①札幌市との災害時協力協定の対象者であること、かつ、3年以内の活動実績(札幌市主催の防災訓練等への参加を含む。) ②3年以内に災害復旧活動の基盤となり得る公共基準点等を計画かつ継続的に保全する点検活動等(札幌市と事前協議を行っているものに限る。)	1.0	
			札幌市との災害時協力協定の対象者であること	0.5	
その他			0.0		
(4) 障がい者の雇用状況			△	障害者雇用促進法に基づく雇用状況の報告義務が有り法定雇用率以上の雇用有り、又は、報告義務が無く1名以上の雇用有り	0.5
	その他	0.0			
得点合計					/28.0

## 別記4－1

### 簡易確認方式における審査の方法

#### 1 対象工事等

簡易確認方式により審査を行う工事等（以下、「対象工事等」という。）は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 総合評価落札方式により入札を行う工事等（計画審査型を適用する工事を除く。）であること。
- (2) 簡易確認方式の適用により、申請者及び発注者の入札に係る事務負担軽減等に資することが認められる工事等であること。

#### 2 告示

対象工事等の告示にあたっては、札幌市水道局総合評価落札方式試行要綱（以下、「総合評価要綱」という。）第5条各号の事項に加え、簡易確認方式を適用する旨を公開することとする。また、別記2「標準入札説明書例」に準じて、3～6に規定する事項等を明記した入札説明書を申請者に交付するものとする。

#### 3 入札の方法

対象工事等の申請者は、自己採点表（別記4－2）を管理者が指定する日までに提出し、自らの技術評価点に係る評価項目ごとの得点及びその合計（以下「得点合計」という。）を申告しなければならない。自己採点表の提出が無い場合は、当該入札を無効とする。また、「札幌市水道局工事等電子入札実施要領」（平成21年3月31日管理者決裁）に基づく電子入札案件においては、対象工事等の申請者は、入札書の提出と併せて、電子入札システムにて自らの得点合計を申告しなければならない。

#### 4 自己採点表の取扱い

##### (1) 自己採点表の作成

自己採点表の作成にあたって、申請者は、評価項目ごとに、該当区分欄に一つのみ“○”を記入し、対応する配点を得点欄に記入の上、得点合計を算出して該当欄に記入するものとする。

##### (2) 自己採点表の修正

ア 提出された自己採点表において、一つの評価項目に二つ以上の“○”がある場合及び“○”の未記入がある場合は、当該評価項目に係る得点を0点とする。

イ 提出された自己採点表において、“○”に対応する配点と得点欄に記入された値との間に齟齬がある場合は、“○”に対応する配点を当該評価項目の得点と、得点合計として示された値と各評価項目の得点を足し合わせた値との間に齟齬がある場合は、各評価項目の得点を足し合わせた値を得点合計とする。

## 5 審査対象者の決定方法及び審査方法

簡易確認方式における審査対象者の決定方法及び審査方法は、次のとおりとする。

### (1) 総合評価点の算出

#### ア 電子入札案件以外の場合

有効な入札を行った申請者の入札価格及び自己採点表に基づき、総合評価点を算出する。総合評価点の算出については、型式に応じて、別記1-1の1又は別記1-2の1に示す算式によるものとし、算式中の「申請者の得点」は、自己採点表により申告された得点合計（上記4(2)に示す修正が必要なものについては修正後の得点合計）を用いる。

#### イ 電子入札案件の場合

有効な入札を行った申請者の入札価格及び電子入札システムにて入札時に申告された得点合計（以下「システム上の得点合計」という。）に基づき、総合評価点を算出する。総合評価点の算出については、型式に応じて、別記1-1の1又は別記1-2の1に示す算式によるものとし、算式中の「申請者の得点」は、システム上の得点合計を用いる。ただし、申請者が紙入札を行った場合、当該申請者の「申請者の得点」は、自己採点表により申告された得点合計（上記4(2)に示す修正が必要なものについては修正後の得点合計）を用いる。

### (2) 審査順位の決定

上記(1)により算出した総合評価点の最も高い者から順に審査順位を決定する。同点の総合評価点を得た者が複数あるときは、総合評価点の小数点第4位以下を切り捨てない点数により審査順位を決定する。これによってもなお同点である場合には、くじ引き（電子入札案件においては電子入札システムのくじ機能）により審査順位を決定するものとする。

### (3) 申請書等の提出

上記(2)により決定した審査順位1位の申請者を審査対象者とする。審査対象者は、管理者が指

定する日までに総合評価要綱第8条に規定する書類（以下、「申請書等」という。）を提出しなければならない。

(4) 申告内容に誤りがあった場合の取扱い

審査対象者の申請書等の審査の結果、自己採点表により申告された各評価項目の得点又は得点合計に誤りが判明した場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア 自己採点表における各評価項目の得点が過大評価であった場合

当該評価項目の得点を申請書等の審査により確認できた得点に下方修正し、得点合計を再計する。また、電子入札案件以外の場合は、再計後の得点合計により総合評価点を再計する。

イ 自己採点表における各評価項目の得点が過小評価であった場合

当該評価項目の得点は上方修正せず、自己採点表の得点により得点合計を算出する。

ウ 電子入札案件において、自己採点表の得点合計（上記アによる再計が必要な場合は再計後の得点合計）がシステム上の得点合計より低い場合

自己採点表の得点合計（上記アによる再計が必要な場合は再計後の得点合計）により総合評価点を再計する。

エ 電子入札案件において、システム上の得点合計が自己採点表の得点合計（上記アによる再計が必要な場合は再計後の得点合計）より低い場合

システム上の得点合計により総合評価点を算出する。

(5) 順位の変更があった場合

以下に該当する場合は、新たな審査対象者に、申請書等の提出を求めたうえで当初の審査対象者と同様の審査を行う。

ア 上記(4)による総合評価点の再計があった場合で、再計後の審査対象者の総合評価点が次順位の者と同点以下となったときは、次順位の者の審査順位を繰り上げ、新たな審査対象者とする。ただし、新たな審査対象者とすべき次順位の者の総合評価点と、既に審査を行った審査対象者の再計後の総合評価点が同点となるときは、当該次順位の者に加え、その者と同点の総合評価点を得ている者全てを審査対象者とする。

イ 審査により入札が無効と判明するなど、審査対象者が落札者となれない場合は、次順位の者の審査順位を繰り上げ、新たな審査対象者とする。

ウ 新たな審査対象者に上記(4)による総合評価点の再計があった場合又は新たな審査対象者が落札者となれない場合の取扱いは、上記ア又はイの例による。

#### (6) 申請書等の提出期限を過ぎた場合

審査対象者が管理者の指定する日までに申請書等を提出しない場合は、当該審査対象者の入札を無効とする。

#### 6 落札予定者の決定方法

審査対象者のうち、総合評価点（上記5(4)による再計が必要な場合は再計後の総合評価点）の最も高い者を落札予定者とする。総合評価点の最も高い審査対象者が複数いる場合は、総合評価点の小数点第4位以下を切り捨てない場合により高い点となる審査対象者を落札予定者とする。これによってもなお同点である場合には、当該同点の審査対象者の中から、くじ引き（電子入札案件においては電子入札システムのくじ機能）により落札予定者を決定するものとする。

#### 7 評価項目の取扱い

簡易確認方式を適用する場合、評価項目に関して、以下のとおり取扱うこととする。

##### (1) 任意項目の申請

入札者の申請に基づき評価対象とする任意項目については、自己採点表において該当欄の得点が「0.0点」以外として記入された場合に、申請者から申請があったものとみなす。

##### (2) 審査基準日

特に記載のある場合を除き、各評価項目は、自己採点表の提出期限日を基準日として審査を行う。

# 自己採点表

## 総合評価落札方式(●●型)技術評価項目

入札者 住所又は所在地

工事番号 ( )第 号

名称又は商号

工事名

代表者氏名

自社の得点は  点です。

分類	評価項目	評価区分	配点	自社		得点
				該当区分	得点	
						/
						/
						/
得点合計						/

- 注1 本書を入札時に添付してください(電子入札の場合は、添付ファイルとして)。  
 2 手書きの場合は、評価項目ごとに、該当区分欄に一つのみ○を記入し、対応する配点を得点欄に記入の上、得点合計を算出して該当欄に記入してください。  
 3 一つの評価項目に二つ以上の○がある場合及び未入力(未記入)がある場合は、当該評価項目の得点を0点とします。  
 4 ○とそれに対応する配点との間に齟齬がある場合は、○に対応する正しい配点を当該評価項目の得点として、自己採点表を修正します。  
 5 得点合計に誤りがある場合は、各評価項目の得点を足合わせた点数を得点合計として、自己採点表を修正します。  
 6 提出された技術評価に関する資料及びその他告示等で示された書類による審査の結果、自己採点表に誤りが判明した場合は、以下の措置とします。  
 ・自己採点表が過大評価となっている評価項目の得点を正しい得点に下方修正します。  
 ・自己採点表が過小評価となっている評価項目の得点については、上方修正せず、入札時に提出された入札参加者の申告に基づく自己採点表に記載された得点を評価します。

## 災害時協力協定一覧

協定区分	協定の名称	団体区分	協定締結団体	担当課
1	札幌市各区の区域内に所在する公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定	ア	札幌市各区災害防止協力会	各区土木部 維持管理課
2	災害時等における水道の応急活動の応援に関する協定	イ	札幌市管工事業協同組合	水) 給水部 給水課
3	災害時における市有施設の応急修理等に関する協定	ウ	札幌建設業協会	都) 建築部 建築保全課
		エ	札幌中小建設業協会	
		オ	北海道電業協会	
		カ	札幌電気工事業協同組合	
		キ	札幌電設業協会	
		ク	札幌弱電設備業協同組合	
		ケ	札幌空調衛生工事業協会	
		コ	札幌建具工業協同組合	
	イ	札幌市管工事業協同組合		
4	災害時等における下水処理設備の事業継続支援に関する協定	一	(企業と個別に締結)	下) 事業推進部 施設保全課
5	札幌市と北海道造園緑化建設業協会札幌支部との災害時等における連携協力に関する協定	サ	北海道造園緑化建設業協会 札幌支部	建) みどりの推進部 みどりの管理課
6	札幌市と札幌市測友会との災害時等における連携協力に関する協定	シ	札幌市測友会	建) 土木部 管理測量課
7	災害時における下水道管路の復旧調査等に関する協定	ス	札幌下水道災害支援協力会	下) 事業推進部 管路保全課
8	災害時における復旧支援協力に関する協定	セ	日本下水道管路管理業協会	下) 事業推進部 管路保全課
9	大規模災害時における札幌市土木施設等の応急対策業務に関する協定	ウ	札幌建設業協会	建) 土木部 業務課
				下) 事業推進部 施設管理課
				交) 高速電車部 施設課
				水) 給水部 計画課
10	災害等の発生時における札幌市と札幌塗装工業協同組合の応急・復旧活動の支援に関する協定	ソ	札幌塗装工業協同組合	危) 危機管理対策部 危機管理対策課

局の名称の略 危機管理局：危) 建設局：建) 下水道河川局：下) 都市局：都)  
 交通局：交) 水道局：水)

## 別表

### しゅん功時の調査

#### 1 対象工事

別記3技術評価項目配点表における評価項目「市内企業活用の施工計画」において、加算点を得た工事

#### 2 調査内容

「1 対象工事」の工事に関し、しゅん功時に市内企業の施工報告書（様式16）及び下請業者等一覧表（様式17）を請負人に対し求めるものとする。報告書等に基づき、申告した内容が達成されているか請負工事成績評定の一環として調査を行う。

#### 3 達成判断基準

達成されているかの判断は、次のいずれかを満たす場合とする。

- (1) 次の算出式により求めたしゅん功時の市内企業の施工比率が、評価項目に関する申告書（様式11）で申請時に申告した区分の下限比率（評価区分「95%以上」の場合は95%、「60%以上95%未満」の場合は60%とする。以下、同じ。）以上であること。

しゅん功時の市内企業の施工比率（%）

$$= \left\{ \frac{\text{（自社施工額＋一次下請施工額）のうち市内企業施工額}}{\text{請負額}} \times 100 \right. \\ \left. \text{（小数点以下切り捨て）} \right.$$

- |   |                                  |
|---|----------------------------------|
| { | 自社施工額：請負額のうち一次下請施工額以外の金額（税込）     |
|   | 一次下請施工額：元請（自社）から一次下請企業への支払金額（税込） |
|   | 請負額：しゅん功時の最終的な請負額（税込）            |

なお、市内企業とは、札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者（建設業許可を得ていない者である場合には、札幌市内に本店又は本社を有する者）とし、一次下請企業とは、施工体系図に記載される請負人（元請）と直接契約を締結する者で、本工事において建設業法に定める建設工事に従事する者とする。また、請負人（元請）が市内企業及び市内企業以外の企業で構成される共同企業体である場合には、自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち市内企業である構成員の施工額を、自社施工額のうち市内企業施工額とする。

- (2) (1)におけるしゅん功時の市内企業施工額が、当初の請負額に評価項目に関する申告書（様式11）で申請時に申告した区分の下限比率を乗じた額以上であること。

#### 4 未達成時におけるペナルティ措置について

調査の結果、「3 達成判断基準」を満たさなかった場合は、請負工事成績評定において減点措置を行う。

ただし、この場合において、発注者の指示による設計変更又は請負人の責めに帰すことができない事由により、やむを得ず市内企業以外の企業と下請負契約を締結したものであると認められる場合は、この限りではない。

様式 1 - 1

札 第 号  
年( 年) 月 日

(学識経験を有する者) 様

札幌市水道事業管理者 ○○ ○○ 印

### 総合評価落札方式による発注方法について

標記について、札幌市水道局工事等総合評価落札方式試行要綱第 7 条の規定に基づき、下記の工事への適用及びその評価基準について意見を求めます。

### 記

- 1 対象工事及び工事内容  
別紙のとおり (様式 1 - 2)
  
- 2 添付資料
  - (1) 工事概要  
「制限付一般競争入札 (総合評価落札方式) の対象工事に係る入札参加資格 (案)」
  - (2) 技術評価項目配点表
  - (3) 入札説明書
  - (4) 事務日程表

- ※ 委託業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。
- ※ この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式1-2 (複数案件用)

# 総合評価落札方式(〇〇型) 対象工事調書

## 1 対象工事番号及び対象工事名

①	( ) 第 号	
②	( ) 第 号	
③	( ) 第 号	
④	( ) 第 号	
⑤	( ) 第 号	
⑥	( ) 第 号	
⑦	( ) 第 号	
⑧	( ) 第 号	
⑨	( ) 第 号	
⑩	( ) 第 号	

## 2 工事内容

別紙のとおり
--------

## 3 備考

--

## 4 学識経験者の意見

(意見内容)		
評価項目及び評価基準	適 ・ 否	令和 年 月 日
落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要の有無	有 ・ 無	
学識経験者氏名	(職名)	(氏名)
(意見内容)		
評価項目及び評価基準	適 ・ 否	令和 年 月 日
落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要の有無	有 ・ 無	
学識経験者氏名	(職名)	(氏名)

※委託業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。

様式2

## 施工計画に係る技術的所見

工事名 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_

<p>施工計画上の技術的配慮の内容</p>	
-----------------------	--

※参考資料があれば添付のこと。



様式 4

## 品質の確認及び管理に係る技術的所見

工事名 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_

対象	〇〇の品質管理について
----	-------------

品質確認・管理 方法の内容	
------------------	--

※参考資料があれば添付のこと。

様式 5

## 施工上配慮すべき点に係る技術的所見

工事名 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_

施工上の課題	〇〇の対策方法について
--------	-------------

施工上の課題・ 配慮すべき点の対 応方法の内容	
-------------------------------	--

※参考資料があれば添付のこと。

評価項目		評価項目に対する実施状況	網掛け項目チェック時における提出書類
任意項目	過去5年間の本市工事表彰回数	<input type="checkbox"/> 評価項目として申請する 表彰回数 (    回 ) <input type="checkbox"/> 申請しない ※ 本年度において、工種ごとに、当該申請をした工事を一件受注するまで、任意の案件に申請可能。ただし、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において、他の案件への重複申請は不可。	評価項目に関する申告書 (様式 11)
	過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績	<input type="checkbox"/> 評価項目として申請する <input type="checkbox"/> 申請しない ※ 本年度において、工種ごとに、当該申請をした工事を一件受注するまで、任意の案件に申請可能。ただし、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において、他の案件への重複申請は不可。	
取得状況	ISO9001 等品質管理認証	<input type="checkbox"/> 有 (ISO9001) <input type="checkbox"/> 有 (サッポロ QMS) <input type="checkbox"/> 無 ※ 計画審査、実績評価 I 型では、ISO9001 のみ評価対象。	登録証等 (写)
	ISO14001 等環境対策認証	<input type="checkbox"/> 有 (ISO14001) <input type="checkbox"/> 有 (環境保全行動計画書) <input type="checkbox"/> 有 (エコアクション 21) <input type="checkbox"/> 有 (北海道環境マねろ! システムスタンダード) <input type="checkbox"/> 無    ※ 計画審査、実績評価 I 型では、ISO14001 のみ評価対象。	
	札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 認証企業	<input type="checkbox"/> 有 (ステップ 3) <input type="checkbox"/> 有 (従業員数 301 人以上かつステップ 2) <input type="checkbox"/> 有 (従業員数 300 人以下かつステップ 2) <input type="checkbox"/> 有 (従業員数 100 人以下かつステップ 1) <input type="checkbox"/> その他	—
保有状況	本工事における主要建設機械	<input type="checkbox"/> 有 (所有又はファイナンス・リース) <input type="checkbox"/> 有 (左記以外のリース) <input type="checkbox"/> 無	評価項目に関する申告書 (様式 11)、売買 (リース) 契約書、特定自主検査記録表等、カタログ等 (写)
	経営事項審査評価対象の建設機械	<input type="checkbox"/> 有 (経営事項審査評価対象の建設機械が 1 台以上) <input type="checkbox"/> 無 ※ 直近の経営規模等評価結果通知書で評価された建設機械の場合には、右記の書類のうち、評価項目に関する申告書 (様式 11) の提出のみで可。	
雇用状況	新規学卒者又は満 35 歳未満の中途採用者	<input type="checkbox"/> 過去 3 年間に新規学卒者の雇用有 <input type="checkbox"/> 過去 5 年間に新規学卒者の雇用有 <input type="checkbox"/> 過去 3 年間に満 35 歳未満の中途採用者の雇用有 <input type="checkbox"/> 過去 5 年間に満 35 歳未満の中途採用者の雇用有 <input type="checkbox"/> 無	評価項目に関する申告書 (様式 11)、雇用関係等の挙証書類
	満 35 歳未満の資格保有者 (配置予定技術者を除く)	<input type="checkbox"/> 有 (満 30 歳未満の雇用期間 3 年以上の一級の資格保有者) <input type="checkbox"/> 有 (満 30 歳未満の雇用期間 3 年以上の二級の資格保有者) <input type="checkbox"/> 有 (満 35 歳未満の雇用期間 3 年以上の一級又は二級の資格有者) <input type="checkbox"/> その他 (雇用無、雇用期間 3 年未満、資格無)	
	障がい者	<input type="checkbox"/> 報告義務無・1 名以上の雇用有 <input type="checkbox"/> 報告義務無・雇用無 <input type="checkbox"/> 報告義務有・法定雇用率以上の雇用有 <input type="checkbox"/> 報告義務有・法定雇用率以上の雇用無	「障害者雇用状況報告書」の事業主控 (写)
活動実績等	過去 3 年間の災害対応等	<input type="checkbox"/> 有 (協定対象者・活動有) <input type="checkbox"/> 有 (協定対象者・活動無) <input type="checkbox"/> 無 ※ 地域貢献 II 型、一括審査 II 型では、協定対象者か否かのみ評価対象。 ※ 協定対象者の場合、入札説明書の別紙「災害時協力協定一覧」を確認のうえ、該当する協定区分 (1~10) と団体区分 (ア~ソ) を以下に記入 協定区分 (    )    団体区分 (    )	活動実績申告書 (様式 15) ※ 地域貢献 II 型、一括審査 II 型の場合は不要
	本工事に関連する本市まちづくり事業等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	—
	過去 3 年間継続した本市ボランティア等	<input type="checkbox"/> 有 (福祉除雪) <input type="checkbox"/> 有 (公園等・森林) <input type="checkbox"/> 無	—
市内企業活用の施工計画		<input type="checkbox"/> 95% 以上 <input type="checkbox"/> 60% 以上 95% 未満 <input type="checkbox"/> 60% 未満	評価項目に関する申告書 (様式 11)
過去 5 年間の本市雪対策事業等の従事実績		<input type="checkbox"/> 有 (登録・5 年間の従事・表彰有) <input type="checkbox"/> 有 (登録・5 年間の従事有、又は、登録・4 年間の従事・表彰有) <input type="checkbox"/> 有 (登録・4 年間の従事有、又は、登録・3 年間の従事・表彰有) <input type="checkbox"/> 有 (登録・3 年間の従事有) <input type="checkbox"/> その他	—
本年度における契約件数の状況		<input type="checkbox"/> 有 (    ) 件 ※ うち 2 件を以下に記入 <input type="checkbox"/> 無 契約番号 (    )    号 _____ 契約番号 (    )    号 _____	—

注 1 上記の内、評価項目となっているものについて記入してください。  
 注 2 各評価項目の詳細については、告示及び入札説明書等で確認してください。  
 注 3 網掛け項目に関しては、表に示す提出書類が必要になります。

# 技術評価申告事項

会社名 \_\_\_\_\_

評価項目		評価項目に対する実施状況	網掛け項目チェック時における提出書類
任意項目	過去5年間の本市測量業務の表彰回数	<input type="checkbox"/> 評価項目として申請する 表彰回数 (    回 ) <input type="checkbox"/> 申請しない ※ 本年度において、業種ごとに、当該申請をした業務を一件受注するまで、任意の案件に申請可能。ただし、本業務の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において、他の案件への重複申請は不可。	評価項目に関する申告書(様式11)
雇用状況	満35歳未満の資格保有者(配置予定技術者を除く)	<input type="checkbox"/> 有 (満30歳未満の雇用期間3年以上の測量士) <input type="checkbox"/> 有 (満30歳未満の雇用期間3年以上の測量士補) <input type="checkbox"/> 有 (満35歳未満の雇用期間3年以上の測量士又は測量士補) <input type="checkbox"/> その他(雇用無、雇用期間3年未満、資格無)	評価項目に関する申告書(様式11)、雇用関係等の挙証書類
	障がい者	<input type="checkbox"/> 報告義務無・1名以上の雇用有 <input type="checkbox"/> 報告義務無・雇用無 <hr/> <input type="checkbox"/> 報告義務有・法定雇用率以上の雇用有 <input type="checkbox"/> 報告義務有・法定雇用率以上の雇用無	
活動実績等	過去3年間の災害対応等	<input type="checkbox"/> 有 (協定対象者・協定に基づく活動有) ※本市主催の防災訓練等への参加を含む <input type="checkbox"/> 有 (災害時復旧活動の基盤となり得る公共基準点等の点検に係る活動有) <input type="checkbox"/> 有 (協定対象者・協定に基づく活動無) <input type="checkbox"/> 無 <hr/> ※協定対象者の場合、入札説明書の別紙「災害時協力協定一覧」を確認のうえ、該当する協定区分(1~10)と団体区分(ア~ソ)を以下に記入  協定区分 (    )    団体区分 (    )	活動実績申告書(様式15)
本年度における総合評価落札方式による契約件数の状況		<input type="checkbox"/> 有 (    ) 件※うち1件を以下に記入 <input type="checkbox"/> 無 契約番号 (    )    号 _____	
本年度における契約件数の状況		<input type="checkbox"/> 有 (    ) 件※うち2件を以下に記入 <input type="checkbox"/> 無 契約番号 (    )    号 _____ 契約番号 (    )    号 _____	

注1 上記の内、評価項目となっているものについて記入してください。

注2 各評価項目の詳細については、告示及び入札説明書等で確認してください。

注3 網掛け項目に関しては、表に示す提出書類が必要になります。

札 第 号  
年 ( 年) 月 日

(学識経験を有する者) 様

札幌水道事業管理者 ○○ ○○ 印

総合評価落札方式による落札者の決定について

標記について、札幌市水道局工事等総合評価落札方式試行要綱第11条の規定に基づき、下記工事の落札者の決定について意見を求めます。

記

- 1 工事名  
○○○○○○○○○○○○○○○○工事
- 2 総合評価結果  
別紙のとおり (様式7-2)

※ 委託業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。



札 第 号  
年 ( 年) 月 日

(落札者) 様

札幌市水道事業管理者 ○○ ○○ 印

落札決定について (通知)

年 月 日に入札を執行した下記の工事について、札幌市水道局工事等総合評価落札方式試行要綱に基づいた審議の結果、あなたを落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

1 工事名  
( ) 第 号

2 入札金額  
円 (税抜)

3 総合評価点  
点

4 契約書の提出について

この通知の日から、契約書に示す着手日までに契約書を提出してください。期日内に契約書の提出が無い場合は、落札を取り消します。

※ 委託業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。

年 月 日

(あて先) 札幌市水道事業管理者

住所  
申請者 商号又は名称  
代表者名 印

総合評価落札方式における技術評価点の疑義について (照会)

年 月 日に入札のありました下記工事に係る技術評価点について、疑義がありますので照会  
します。

記

- 1 工事番号及び工事名  
( ) 第 号
- 2 疑義のある事項

※ 委託業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。

札 第 号  
年 ( 年 ) 月 日

(照会者) 様

札幌市水道事業管理者 ○○ ○○ 印

技術評価点の疑義に対する回答について

年 月 日付で照会のあった、技術評価点に関する疑義の照会について、下記のとおり回答します。

記

- 1 照会の対象工事名  
( ) 第 号
- 2 回答内容

※ 委託業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。

# 評価項目に関する申告書

年 月 日

札幌市水道事業管理者

様

商号又は名称  
住 所  
代表者氏名

印

評価項目に関する事項に関し、下記のとおり申告します。

## 記

### 1 任意項目の申請

本工事に係る任意の評価項目に関し、以下のとおり申請します。

過去5年間の本市工事表彰回数	評価項目として ( 申請する ・ 申請しない )
過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績	評価項目として ( 申請する ・ 申請しない )

※ 本年度において、工種ごとに、当該申請をした工事を1件受注するまで、任意の案件に申請可能。ただし、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において、本市（企業局を除く。）が発注する本工事と同工種の他の総合評価落札方式（計画審査型、実績評価Ⅰ型及び実績評価Ⅱ型に限る。）の入札に参加する場合は、重複して申請することはできません。

### 2 建設機械の保有状況

#### (1) 本工事における主要建設機械

本工事における主要建設機械に関し、以下のとおり保有していることに相違ありません。また、リースによる契約書において2年以上の使用期間が定められていない場合、自動更新条項を適用し同期間以上使用すること及び、所有・リース共に、対象となる建設機械について当社以外の者に対し貸付又は転貸を行っていないことを誓約します。

機械名称	保有形態	・所有又はファイナンス・リース ・上記以外のリース
------	------	------------------------------

※ 告示で指定する本工事における主要建設機械を1台以上保有している場合に記入し、売買契約書又はリース契約書等、特定自主検査記録表など法令により検査が義務付けられている場合には当該検査の履行を確認できる書類及び対象要件が確認できるカタログ等を添付してください（写し可）。この場合のリースは、申請書等（自己採点表）提出期限日を含む2年以上のリース期間（自動更新条項を適用する場合を含む。）となっているものに限ります。

※ 入札説明書において複数の建設機械が本工事における主要建設機械として指定されている場合は、その全てについて、所有又はファイナンス・リース契約している場合にのみ、保有形態が「所有又はファイナンス・リース」であるものとして申告してください。いずれかの建設機械がファイナンス・リース契約以外のリース契約である場合は、「上記以外のリース」として申告してください。

#### (2) 経営事項審査評価対象の建設機械

経営事項審査の評価対象の建設機械に関し、以下のとおり保有していることに相違ありません。また、リースによる契約書において経営事項審査の審査基準日から1年7カ月以上の使用期間（審査基準日以降の新規リースの場合には申請書等（自己採点表）提出期限日を含む2年以上の使用期間）が定められていない場合、自動更新条項を適用し同期間以上使用することを誓約します。

機械名称	保有形態	所有 ・ リース
------	------	----------

※ 直近の経営規模等評価結果通知書において「建設機械の所有及びリース台数」が1台以上認められており、かつ、申請書等（自己採点表）提出期限日時点で保有している場合、記入してください。

※ 直近の経営規模等評価結果通知書において「建設機械の所有及びリース台数」が0台で、かつ、経営事項審査の審査基準日以降に新規で保有した場合には、売買契約書又はリース契約書、特定自主検査記録表など法令により検査が義務付けられている場合には当該検査の履行を確認できる書類及び対象要件が確認できるカタログ等を添付してください（写し可）。なお、この場合のリースは、申請書等（自己採点表）提出期限日を含む2年以上のリース期間（自動更新条項を適用する場合を含む。）となっているものに限ります。

### 3 市内企業活用の施工計画

本工事に係る市内企業の施工比率に関し、以下のとおり計画していることを誓約します。

市内企業の施工比率	95%以上 ・ 60%以上95%未満
-----------	--------------------

- ※ 計画内容に応じて、記入してください。施工比率が60%未満を計画している場合には、記入の必要はありません。
- ※ 施工比率は、自社施工額及び一次下請施工額のうち、市内企業施工額の請負金額に対する割合とします。
- ※ しゅん功時において計画内容が未達成だった場合には、工事成績評定が減点されます。
- ※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、本項目の記入は不要です。

### 4 雇用状況

#### (1) 新規学卒者又は満35歳未満の中途採用者

ア 新規学卒者に関し、以下のとおり当社従業員として雇用していることに相違ありません。

氏名	卒業年月日	年	月	日
	雇用年月日	年	月	日

※ 学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等を卒業した後、卒業年度を含む4年度以内に雇用された者のうち1名を記入し、卒業証書又は卒業証明書、雇用契約書又は労働条件通知書（雇用期間の定めがないことが確認できる書類）、健康保険証、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（国民健康保険組合（全国土木建築健康保険組合を除く。）の場合に限る。）、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及びその他雇用関係が確認できる書類を添付してください（写し可）。ただし、年4月1日現在、申請者と1年以上の直接的、恒常的な雇用関係があり、雇用期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）である者に限ります。また、申請者が社会保険等の強制適用事業所であり、かつ、当該新規学卒者が社会保険等に未加入であった場合等には、評価対象としません。

イ 満35歳未満の中途採用者に関し、以下のとおり当社従業員として雇用していることに相違ありません。

氏名	雇用年月日	年	月	日
----	-------	---	---	---

※ 雇用時点で満35歳未満の中途採用者のうち1名を記入し、雇用契約書又は労働条件通知書（雇用期間の定めがないことが確認できる書類）、健康保険証、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（国民健康保険組合（全国土木建築健康保険組合を除く。）の場合に限る。）、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及びその他雇用関係が確認できる書類を添付してください（写し可）。ただし、年4月1日現在、申請者と1年以上の直接的、恒常的な雇用関係があり、雇用期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）である者に限ります。また、申請者が社会保険等の強制適用事業所であり、かつ、当該中途採用者が社会保険等に未加入であった場合等には、評価対象としません。

#### (2) 満35歳未満の資格保有者

満35歳未満の資格保有者に関し、以下のとおり当社従業員として雇用していることに相違ありません。

氏名	保有資格	一級 ・ 二級		
	雇用年月日	年	月	日
	雇用期間	年	ヵ月	

※ 配置予定技術者を除く資格保有者について1名を記入し、雇用契約書又は労働条件通知書（雇用期間の定めがないことが確認できる書類）、健康保険証、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（国民健康保険組合（全国土木建築健康保険組合を除く。）の場合に限る。）、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、その他雇用関係が確認できる書類及び保有する資格を確認できる書類を添付してください（写し可）。ただし、申請者と3年以上の直接的、恒常的な雇用関係があり、雇用期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）である者に限ります。また、申請者が社会保険等の強制適用事業所であり、かつ、当該資格保有者が社会保険等に未加入であった場合等には、評価対象としません。

#### (3) 障がい者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項の規定に基づく報告義務がなく、以下のとおり障がい者を、当社従業員として雇用していることに相違ありません。

障がい者の雇用	人	総従業員数	人
---------	---	-------	---

- ※ 障がい者の雇用は、申請書等（自己採点表）提出期限日現在で雇用している障がい者の方（「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」を所持している方に限る。）の人数を記入してください。また、雇用関係を証明できる書類、障がい者手帳の写しを添付すること。なお、障がい者手帳の写しは、プライバシー保護の観点から顔写真及び障がい名を黒で塗りつぶしてください。
- ※ 総従業員数は、年6月1日現在の人数（障害者雇用促進法第43条第7項の規定に基づく労働者の数（短時間労働者及び除外率を考慮した人数））を記入してください。
- ※ 障がい者の雇用及び総従業員数から、代表者（経営者）は除きます。（役員は可とします。）

注1 該当がある項目のみ記載してください。

# 評価項目に関する申告書

年 月 日

札幌市水道事業管理者

様

商号又は名称

住 所

代表者氏名

印

評価項目に関する事項に関し、下記のとおり申告します。

## 記

### 1 任意項目の申請

本業務に係る任意の評価項目に関し、以下のとおり申請します。

過去5年間の本市 測量業務の表彰回数	評価項目として ( 申請する ・ 申請しない )
-----------------------	--------------------------

※ 本年度において、業種ごとに、当該申請をした業務を1件受注するまで、任意の案件に申請可能。ただし、本業務の入札期間の初日から落札決定通知日前までの期間において、本市（企業局を除く。）が発注する本業務と同業種の他の総合評価落札方式の入札に参加する場合は、重複して申請することはできません。

### 2 雇用状況

#### (1) 満35歳未満の資格保有者

満35歳未満の資格保有者に関し、以下のとおり当社従業員として雇用していることに相違ありません。

氏名	保有資格	測量士・測量士補
	雇用年月日	年 月 日
	雇用期間	年 月 日

※ 配置予定技術者を除く資格保有者について1名を記入し、雇用契約書又は労働条件通知書（雇用期間の定めがないことが確認できる書類）、健康保険証、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（国民健康保険組合（全国土木建築健康保険組合を除く。）の場合に限る。）、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、その他雇用関係が確認できる書類及び保有する資格を確認できる書類を添付してください（写し可）。ただし、申請者と3年以上の直接的、恒常的な雇用関係があり、雇用期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）である者に限ります。また、申請者が社会保険等の強制適用事業所であり、かつ、当該資格保有者が社会保険等に未加入であった場合等には、評価対象としません。

#### (2) 障がい者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項の規定に基づく報告義務がなく、以下のとおり障がい者を、当社従業員として雇用していることに相違ありません。

障がい者の雇用	人	総従業員数	人
---------	---	-------	---

※ 障がい者の雇用は、申請書等（自己採点表）提出期限日現在で雇用している障がい者の方（「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」を所持している方に限る。）の人数を記入してください。また、雇用関係を証明できる書類、障がい者手帳の写しを添付すること。なお、障がい者手帳の写しは、プライバシー保護の観点から顔写真及び障がい名を黒で塗りつぶしてください。

※ 総従業員数は、年6月1日現在の人数（障害者雇用促進法第43条第7項の規定に基づく労働者の数（短時間労働者及び除外率を考慮した人数））を記入してください。

※ 障がい者の雇用及び総従業員数から、代表者（経営者）は除きます。（役員は可とします。）

注1 該当がある項目のみ記載してください。



年 月 日

(あて先) 札幌市水道事業管理者

住所  
申請者 商号又は名称  
代表者名 印

総合評価落札方式における落札者決定についての疑義について (照会)

年 月 日に入札のありました下記工事に係る落札者の決定理由について、疑義がありますので照会します。

記

- 1 工事番号及び工事名  
( ) 第 号
- 2 疑義のある事項

※ 委託業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。



# 活 動 実 績 申 告 書

年 月 日

札幌市水道事業管理者 様

商号又は名称  
住 所  
代 表 者 氏 名 印

下記の活動に関し、実績を有することを申告します。

記

## 1 評価項目「過去3年間の災害対応等の活動実績」に関する活動内容

該当するものに○	活 動 内 容
	<p><b>協定に基づく災害対応活動</b></p> <p>____年__月__日に発生した_____災害に関する活動</p> <p>活動内容（工事（業務）名）</p> <p>_____</p> <p>期間 ____年__月__日～ ____年__月__日</p>
	<p><b>札幌市主催の防災訓練等への参加</b></p> <p>（防災訓練の場合） ____年度_____区防災訓練への参加</p> <p>（その他） ____年__月__日開催の_____への参加</p>

- ※ 「協定に基づく災害対応活動」に関しては、災害の種類及び災害対応に関わる具体的な活動内容（工事又は業務の場合はその名称）を記入してください。
- ※ 「協定に基づく災害対応活動」及び「札幌市主催の防災訓練等への参加」はどちらか一方でも該当があれば加点されます。複数該当していても点数は変わりません。
- ※ 本評価項目の対象となる協定及び当該協定の所管部署は入札説明書の別紙「災害時協力協定一覧」を確認してください。

所管部署部長印
年 月 日
職名

### 【注意】

本申告書は、申請書等提出期限日以前に、いったん各活動の所管部署に提出し、左欄に押印を受けてください。押印を受けたものを総合評価落札方式の申請書類として提出してください（写し可）。押印がないものは無効となります。

# 活 動 実 績 申 告 書

年 月 日

札幌市水道事業管理者 様

商号又は名称  
住 所  
代 表 者 氏 名 印

下記の活動に関し、実績を有することを申告します。

記

## 1 評価項目「過去3年間の災害対応等の活動実績」に関する活動内容

該当するものに○	活 動 内 容
	<b>協定に基づく災害対応活動</b> ____年__月__日に発生した____災害に関する活動 活動内容（工事（業務）名） _____ 期間 ____年__月__日～ ____年__月__日
	<b>札幌市主催の防災訓練等への参加</b> （防災訓練の場合） ____年度____区防災訓練への参加 （その他） ____年__月__日開催の____への参加
	<b>災害時復旧活動の基盤となり得る公共基準点等の点検に係る活動</b> 活動内容（業務名、活動箇所等） _____ 期間 ____年__月__日～ ____年__月__日

- ※ 「協定に基づく災害対応活動」に関しては、災害の種類及び災害対応に関わる具体的な活動内容（工事又は業務の場合はその名称）を記入してください。
- ※ 「協定に基づく災害対応活動」及び「札幌市主催の防災訓練等への参加」はどちらか一方でも該当があれば加点されます。複数該当していても点数は変わりません。
- ※ 本評価項目の対象となる協定及び当該協定の所管部署は入札説明書の別紙「災害時協力協定一覧」を確認してください。

所管部署部長印
年 月 日
職名

### 【注意】

本申告書は、申請書等提出期限日以前に、いったん各活動の所管部署に提出し、左欄に押印を受けてください。押印を受けたものを総合評価落札方式の申請書類として提出してください(写し可)。押印がないものは無効となります。

## 市内企業の施工報告書

年 月 日

札幌市水道事業管理者 様

商号又は名称  
住 所  
代表者氏名

印

本工事における市内企業の施工比率等に関し、下記のとおり報告します。

記

## 1 工事概要

工 事 番 号	( ) 第 号
工 事 名	
当 初 請 負 金 額 (A)	円
設 計 変 更 金 額 (B)	円
しゅん功時請負金額 (C)=(A)+(B)	円

※ 設計変更金額欄において、設計変更により減額となった場合には、減額を「▲」で表記してください。

## 2 市内企業の施工比率等

市内企業施工金額 (D)	円
市内企業施工比率 (E)=(D)/(C)	% (※小数点以下切り捨て)
当 初 計 画 比 率 (F)	95%以上 ・ 60%以上95%未満
当 初 計 画 金 額 (G)=(A)×(Fの下限比率95%又は60%)	円
実 施 結 果 (D)≥(G)又は(E)≥(Fの下限比率)の場合、達成	達 成 ・ 未 達 成

※ 市内企業施工金額は、添付の下請業者等一覧表に記載された合計金額を記入してください。

※ 当初計画比率及び実施結果は、該当項目に○を記入してください。

## 3 提出資料

下請業者等一覧表 (様式 17)

注1 評価項目「市内企業活用の施工計画」において、技術評価点が加点されていない者(「市内企業の施工比率が60%未満」を申告した者)は、提出する必要はありません。

注2 本報告書は、本工事のしゅん功時に、しゅん功届と同時に工事監督員(工事主任)へ提出すること。

## 下 請 業 者 等 一 覧 表

(円・税込)

No.	請負区分	業者名	建設業許可における主たる営業所等の住所	許可番号	所在地	最終請負金額	施工金額	市内企業施工金額
1	元請・一次 ( )%			国土交通大臣 許可 般 第 号 知事 特	市内・市外			
2	元請・一次 ( )%			国土交通大臣 許可 般 第 号 知事 特	市内・市外			
3	元請・一次 ( )%			国土交通大臣 許可 般 第 号 知事 特	市内・市外			
4	元請・一次 ( )%			国土交通大臣 許可 般 第 号 知事 特	市内・市外			
5	元請・一次 ( )%			国土交通大臣 許可 般 第 号 知事 特	市内・市外			
6	元請・一次 ( )%			国土交通大臣 許可 般 第 号 知事 特	市内・市外			
7	元請・一次 ( )%			国土交通大臣 許可 般 第 号 知事 特	市内・市外			
8	元請・一次 ( )%			国土交通大臣 許可 般 第 号 知事 特	市内・市外			
9	元請・一次 ( )%			国土交通大臣 許可 般 第 号 知事 特	市内・市外			
10	元請・一次 ( )%			国土交通大臣 許可 般 第 号 知事 特	市内・市外			
11	元請・一次 ( )%			国土交通大臣 許可 般 第 号 知事 特	市内・市外			
12	元請・一次 ( )%			国土交通大臣 許可 般 第 号 知事 特	市内・市外			
13	元請・一次 ( )%			国土交通大臣 許可 般 第 号 知事 特	市内・市外			
14	元請・一次 ( )%			国土交通大臣 許可 般 第 号 知事 特	市内・市外			
15	元請・一次 ( )%			国土交通大臣 許可 般 第 号 知事 特	市内・市外			

- ※ 元請及び施工体系図に記載のある全ての一次下請の企業(建設工事に従事する者以外を除く)を記載してください。1枚で不足する場合には、複数枚使用してください。
- ※ 請負区分は元請か一次に丸をつけてください。元請がJVの場合には分けて記載するものとし、その場合、出資比率を下段のカッコ内に記載してください。
- ※ 建設業許可を取得していない企業については、全部事項証明書等、本社(本店)の所在地を証明できる書類を添付してください。
- ※ 所在地欄は建設業許可における主たる営業所等の所在地に応じて、市内か市外に丸をつけてください。
- ※ 最終請負金額欄は、しゅん功時の最終請負金額を記載してください。
- ※ 施工金額欄は、元請は最終請負金額と一次下請の施工金額の差額を記載し、一次下請はそれぞれの施工金額(元請との契約金額)を記載してください。元請がJVの場合、元請の施工金額を出資比率で按分した金額を記載してください。
- ※ 市内企業施工金額欄には、所在地欄において市内に丸がついている企業の施工金額欄の金額を転記し、その合計額を市内企業施工金額合計欄に記載してください。

市内企業施工金額合計	
------------	--